

NFD発第3219号

令和3年 2月 8日

原子力規制委員会 殿

茨城県 [REDACTED] 成田町2163番地
日本核 [REDACTED] 社
代表取 [REDACTED] 濱田 昌 [REDACTED]

保安規定の変更認可申請の一部補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条の第1項の規定に基づき、令和2年9月29日付けNFD第3206号をもって申請しましたNFDホットラボ施設保安規定について別紙のとおり、一部補正致します。

記

NFDホットラボ施設保安規定

別紙

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	日本核燃料開発株式会社
住 所	茨城県東茨城郡大洗町成田町2163番地
代表者氏名	代表取締役社長 濱田 昌彦
事業所名	日本核燃料開発株式会社
事業所住所	茨城県東茨城郡大洗町成田町2163番地

2. 使用の場所

名 称	NFDホットラボ施設（施行令第41条該当施設）
-----	-------------------------

3. 補正の内容

令和2年9月29日付けNFD第3206号をもって申請したNFDホットラボ施設保安規定の記述を別添のとおり、一部補正する。

4. 変更の内容及び補正の詳細

令和2年9月29日付けNFD第3206号をもって申請したNFDホットラボ施設保安規定新旧対照表にて示す内容と重複を避けるため、本補正申請で添付する新旧対照表の表記に関し、NFD第3206号をもって変更認可申請した箇所を黒線とし、補正申請にて変更する箇所（変更理由を含む）を赤線として示す。

(1) 新審査基準にのっとり下記項目について記載の見直し、追加

- ①法令及び保安規定の遵守のための体制に係る要求事項の反映
 - ア) 表記の見直し
 - イ) 要領書、手順書その他保安に関する文書の位置付けの明確化
 - ウ) 組織の見直し
- ②品質マネジメントシステムに係る要求事項の反映
 - ア) 表記の見直し
 - イ) 要求事項見直しに伴う記載内容の見直し及び削除
- ③使用施設等の管理を行うものの職務及び組織に係る要求事項の反映
 - ア) 核燃料取扱主務者の職務内容の見直し
- ④保安教育に係る要求事項の反映
 - ア) 保安教育実施方針の明確化
 - イ) 保安教育実施状況の確認及び見直しの明確化
- ⑤使用施設等の操作に係る要求事項の反映
 - ア) 表記の見直し
 - イ) 地震、火災等の発生時に講ずべき措置の追加
- ⑥管理区域及び周辺監視区域の設定等に係る要求事項の反映
 - ア) 記載内容の出入り管理への統合に伴う削除
 - イ) 管理基準の明確化

- ウ) 人の出入り管理及び物品の移動に係る記載の明確化
- ⑦排気監視設備及び排水監視設備に係る要求事項の反映
 - ア) 排気濃度の測定頻度及び管理方法の明確化
- ⑧線量当量、汚染の除去等に係る要求事項の反映
 - ア) 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに係る記載の追加
 - イ) ALARAの精神にのっとり、表記の見直し
- ⑨放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に係る要求事項の反映
 - ア) 放射線測定器の管理、測定及び評価方法の明確化
- ⑩核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等に係る要求事項の反映
 - ア) 運搬、貯蔵等に係る注意事項の明記
- ⑪放射性廃棄物の廃棄に係る要求事項の反映
 - ア) 廃棄方法及び運搬方法の明確化
- ⑫非常の場合に講ずべき処置に係る要求事項の反映
 - ア) 緊急時における核燃料物質の使用に係る記載の追加
 - イ) 被ばく管理に係る記載の追加
 - ウ) 非常時の訓練の明確化
- ⑬設計想定事象等に係る使用施設等の保全に関する措置に係る要求事項の反映
 - ア) 設計想定事象等に係る使用施設等の保全に関する措置の記載の追加
- ⑭記録及び報告に係る要求事項の反映
 - ア) 社長の関与の明確化
 - イ) 使用規則第6条の10各号に掲げる事故故障等の事象に準ずる重大な事象についての記載の追加
 - ウ) 使用規則第2条の11の変更による記録類の見直し
- ⑮使用施設等の施設管理に係る要求事項の反映
 - ア) 記載内容の施設管理への統合に伴う記載の削除
 - イ) 表記の見直し
 - ウ) 施設管理方針、施設管理目標、施設管理実施計画策定並びにこれらの評価及び改善に関する記載の追加
 - エ) 使用前検査に係る記載の追加
- ⑯技術情報の共有に係る要求事項の反映
 - ア) 技術情報の共有に係る記載の追加
- ⑰不適合発生時の情報の公開に係る要求事項の反映
 - ア) 不適合発生時の対応の明確化

補正申請で新たに加わった変更項目は下記のとおり。

- ②品質マネジメントシステムに係る要求事項の反映
 - ウ) 文書体系の明確化の削除
- ⑥管理区域及び周辺監視区域の設定等に係る要求事項の反映
 - エ) 物品の搬出に係る記載の明確化
- ⑫非常の場合に講ずべき処置に係る要求事項の反映

- エ) 非常時の避難指示の明確化
- ⑮使用施設等の施設管理に係る要求事項の反映
 - オ) 各 GL、各部長及び社長の役割の明確化
 - カ) 使用前検査時の確認者の指定の明確化

(2) 核燃料使用変更許可申請に伴う関連個所の変更

- ① 1F 燃料デブリ使用量等の追加、見直し
 - ② 1F 燃料デブリの追加に伴う、貯蔵施設内容の記載の見直し
 - ③ 廃棄物保管場の一部を機器保管庫に変更することに伴う見直し
- 本補正申請では(2)の記載を削除した。

(3) 警報設定値の見直し

- ① 線量告示、茨城県安全協定値を元にスタック排気モニタの警報設定値を見直し
- 本補正申請では本内容による変更なし。

(4) 記載の見直し

- ① 新審査基準にのっとり、条文の削除・追加による条番、項番、図番、表番、目次表記等の見直し
 - ② 誤字、脱字、誤記の修正及び表記の見直し
 - ③ 関連下部規程記載による表記の追加、削除及び見直し
 - ④ 規則条番変更に伴う見直し
 - ⑤ 表面密度の基準表の順番見直し
 - ⑥ 休日及び放射性物質を取扱う作業の無い日の線量率測定の見直し
 - ⑦ 放出管理目標値を茨城県との安全協定値に見直し
 - ⑧ 廃棄物区分の記載方法を核燃料使用許可書と整合させるため見直し
 - ⑨ 管理区域内ゾーンの明記と寸法表記の削除による見直し
 - ⑩ 周辺監視区域表記の見直し(等高線の削除)
- 本補正申請では新たに加わった変更項目なし。

5. 変更の理由

- (1) 保安規定新審査基準適合のため。
- (2) 核燃使用許可変更申請のため。
- (3) 警報設定値を見直したため。
- (4) 記載の見直しのため。

6. 補正の理由

- (1) 保安規定新審査基準の要求事項に対して再度見直し、不足があったため。
- (2) 核燃料使用変更許可申請に伴う関連個所の変更は取り消しとする。許可取得時期を考慮して、改めて変更認可申請を行うため。

(3) 再度、記載の見直しをしたため。

7. 施行日

原子力規制委員会の認可の日以降の社長が定める日から施行する。

以上

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">日本核燃料開発株式会社</p> <p style="text-align: center;">NFD ホットラボ施設保安規定</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1章 総 則 ----- 1</p> <p> 第1条 目 的 ----- 1</p> <p> 第2条 適用範囲 ----- 1</p> <p> 第3条 基本方針 ----- 1</p> <p> 第4条 規定の遵守 ----- 1</p> <p>第2章 保安管理組織 ----- 1</p> <p> 第5条 保安に関する組織 ----- 1</p> <p> 第6条 職 務 ----- 2</p> <p> 第7条 核燃料取扱主務者の選任 ----- 2</p> <p> 第8条 核燃料取扱主務者の職務 ----- 2</p> <p> 第9条 意見等の尊重 ----- 3</p> <p> 第10条 放射線安全委員会 ----- 3</p> <p>第3章 品質保証 ----- 3</p> <p> 第11条 品質保証計画の策定 ----- 3</p> <p> 第12条 組織及び職務 ----- 3</p> <p> 第13条 品質会議 ----- 4</p> <p> 第14条 マネジメントレビュー会議 ----- 4</p> <p> 第15条 品質保証活動に係る教育 ----- 5</p> <p> 第16条 品質保証活動の実施 ----- 5</p> <p> 第17条 品質保証活動の評価 ----- 5</p> <p> 第18条 品質保証計画の継続的改善 ----- 6</p> <p> 第19条 文書及び記録 ----- 6</p> <p>第4章 保安教育 ----- 6</p> <p> 第20条 教育訓練 ----- 6</p> <p> 第21条 従業員以外の放射線業務従事者への教育訓練 ----- 7</p> <p>第5章 災害防止上特に管理を必要とする設備・機器の操作 ----- 7</p> <p> 第22条 要員の配置 ----- 7</p> <p> 第23条 核燃料物質等の取扱計画及び報告 ----- 7</p> <p> 第24条 機器操作に係る下部規定等 ----- 7</p>	<p style="text-align: center;">日本核燃料開発株式会社</p> <p style="text-align: center;">NFD ホットラボ施設保安規定</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1章 総 則 ----- 1</p> <p> 第1条 目 的 ----- 1</p> <p> 第2条 適用範囲 ----- 1</p> <p> 第3条 基本方針 ----- 1</p> <p> 第4条 <u>関係法令及び規定の遵守</u> ----- 1</p> <p>第2章 <u>保安に係る組織及び体制</u> ----- 1</p> <p> 第5条 <u>保安に係る組織</u> ----- 1</p> <p> 第6条 職 務 ----- 2</p> <p> 第7条 <u>下部規程の制定</u> ----- 2</p> <p> 第8条 核燃料取扱主務者の選任 ----- 2</p> <p> 第9条 核燃料取扱主務者の職務 ----- 3</p> <p> 第10条 意見等の尊重 ----- 3</p> <p> 第11条 放射線安全委員会 ----- 3</p> <p>第3章 <u>品質マネジメント</u> ----- 3</p> <p> 第12条 <u>品質マネジメントシステムの策定</u> ----- 3</p> <p> 第13条 <u>技術情報の共有</u> ----- 4</p> <p> 第14条 <u>情報の公開</u> ----- 4</p> <p>第4章 保安教育 ----- 4</p> <p> 第15条 教育訓練 ----- 4</p> <p> 第16条 従業員以外の放射線業務従事者への教育訓練 ----- 5</p> <p>第5章 <u>使用施設等の操作</u> ----- 5</p> <p> 第17条 要員の配置 ----- 5</p> <p> 第18条 核燃料物質等の取扱計画及び報告 ----- 5</p>	<p>(4)記載見直し① (以下本頁では本変更理由のみ)</p>

変更前	変更後	変更理由
第25条 災害防止上特に管理を必要とする設備・機器 8		(4)記載見直し①
第26条 臨界管理 8	第19条 臨界管理 5	(同上)
第27条 核燃料物質等の使用 8	第20条 核燃料物質等の使用 5	(同上)
第28条 使用の表示 8	第21条 使用の表示 6	(同上)
第29条 核燃料物質等の保管 8	第22条 核燃料物質等の仮保管 6	(4)記載見直し①、②
第30条 設備・機器の操作 8	第23条 設備・機器の操作 6	(4)記載見直し①
第31条 安全装置の作動条件 9	第24条 安全装置の作動条件 6	(以下本頁では本変更理由のみ)
第32条 警報設備の管理 9	第25条 警報設備の管理 6	
	第26条 地震、火災等の発生時の措置 6	
	第27条 異常時の措置 7	
第6章 放射線管理 9	第6章 放射線管理 7	
第34条 管理区域 9	第28条 管理区域 7	
第35条 一時管理区域 9	第29条 一時管理区域 7	
第36条 管理区域における特別措置 10	第30条 管理区域における特別措置 7	
第37条 飲食及び喫煙の禁止 10		
第38条 周辺監視区域 10	第31条 周辺監視区域 8	
第39条 管理上の人との区分 10	第32条 管理上の人との区分 8	
第40条 管理区域の出入り管理 10	第33条 管理区域の出入り管理 8	
	第34条 管理区域内ゾーン間の物品の移動 9	
第41条 管理区域外への物品の持出 11	第35条 管理区域外への物品の持出 9	
第42条 作業に伴う放射線管理 11	第36条 作業に伴う放射線管理 9	
第43条 緊急作業上の被ばく管理 11	第37条 緊急作業上の被ばく管理 9	
第44条 請負会社等の放射線防護 11	第38条 請負会社等の放射線防護 10	
第7章 放射線測定 11	第7章 放射線測定 10	
第45条 外部放射線に係る線量率等の測定 11	第39条 外部放射線に係る線量率等の測定 10	
第46条 床、壁等の除染 12	第40条 床、壁等の表面密度の評価 10	
第47条 線量の評価 12	第41条 線量の評価 11	
第48条 放射線測定器の管理 12	第42条 放射線測定器の管理 11	
	第43条 放射線測定器の使用 方法 11	
第8章 保守管理 13	第8章 施設管理 11	
第49条 施設の巡視及び点検 13	第44条 施設管理方針 11	
第50条 施設の定期的な自主検査 13	第45条 施設管理目標及び施設管理実施計画 11	
第51条 修理及び改造 13	第46条 施設管理の継続的改善 12	
	第47条 特別な施設管理の実施 13	
	第48条 使用前検査 13	
第9章 核燃料物質等の受け渡し、貯蔵、運搬 13	第9章 核燃料物質等の受け渡し、貯蔵、運搬 13	
第52条 核燃料物質等の受渡し管理 13	第49条 核燃料物質等の受渡し管理 13	
第53条 核燃料物質等の貯蔵 14	第50条 核燃料物質等の貯蔵 13	
第54条 周辺監視区域内に係る運搬 14	第51条 周辺監視区域内に係る運搬 14	
第55条 周辺監視区域外に係る運搬 14	第52条 周辺監視区域外に係る運搬 14	

変更前	変更後	変更理由
第10章 放射性廃棄物の管理----- 14 第56条 気体状の放射性廃棄物の廃棄----- 14 第57条 液体状の放射性廃棄物の廃棄----- 15 第58条 固体状の放射性廃棄物の廃棄----- 15	第10章 放射性廃棄物の管理----- 14 第53条 気体状の放射性廃棄物の廃棄----- 14 第54条 液体廃棄物の廃棄----- 14 第55条 固体廃棄物の廃棄----- 15 第56条 放射性廃棄物でない廃棄物の搬出----- 15	(4)記載見直し① (以下本頁では本変更理由のみ)
第11章 非常時の措置----- 15 第59条 非常時の組織----- 15 第60条 非常時要員の確保----- 15 第61条 非常時対応資機材の整備----- 16 第62条 通報系統----- 16 第63条 通 報----- 16 第64条 非常事態の発令----- 16 第65条 非常事態における活動----- 16 第66条 非常事態の解除----- 16 第67条 「原子力災害対策特別措置法」に基づく措置----- 16	第11章 非常時の措置----- 16 第57条 非常時の組織----- 16 第58条 非常時要員の確保----- 16 第59条 緊急時における核燃料物質の使用----- 16 第60条 非常時対応資機材の整備----- 16 第61条 通報系統----- 16 第62条 通 報----- 16 第63条 非常事態の発令----- 17 第64条 非常事態における活動----- 17 第65条 非常事態の解除----- 17 第66条 「原子力災害対策特別措置法」に基づく措置----- 17 第67条 設計想定事象等に係る使用施設等の保全に関する措置----- 17	
第12章 記録及び報告----- 16 第68条 記 録----- 16 第69条 報 告----- 17	第12章 記録及び報告----- 17 第68条 記 録----- 17 第69条 報 告----- 18	
付 則 ----- 18	付 則 ----- 19	

変更前	変更後	変更理由
別表及び別図一覧	別表及び別図一覧	
別表第1 品質保証に係る教育 10	別表第1 保安教育 20	(4)記載見直し① (以下本頁では本変更理由のみ)
別表第2 保安教育 20	別表第2 保安訓練 22	
別表第3 保安訓練 22	別表第3 臨界管理基準を満足する最大取扱量 23	
別表第4 災害防止上特に管理を必要とする設備・機器 23	別表第4 安全装置の作動条件 24	
別表第5 臨界管理基準を満足する最大取扱量 24	別表第5 警報装置の作動条件 25	
別表第6 安全装置の作動条件 25	別表第6 管理区域における管理基準 26	
別表第7 警報装置の作動条件 26	別表第7 表面密度の基準 27	
別表第8 表面密度の基準 27	別表第8 管理区域内における線量率等の測定 28	
別表第9 管理区域内における線量率等の測定 27	別表第9 周辺監視区域内における線量率の測定 28	
別表第10 周辺監視区域内における線量率の測定 28	別表第10 外部及び内部被ばくによる線量の測定 29	
別表第11 外部及び内部被ばくによる線量の測定 28	別表第11 放射線測定器の使用方法 30	
別表第12 放射線測定器 29	別表第12 年間予定使用量 32	
別表第13 施設の巡視及び点検 30	別表第13 核燃料物質等の貯蔵施設 33	
別表第14 施設の定期的な自主検査 31	別表第14 気体廃棄物の放出管理目標値 34	
別表第15-1 年間予定使用量 33	別表第15 液体廃棄物の区分 35	
別表第15-2 核燃料物質等の貯蔵施設 34	別表第16 固体廃棄物の区分 36	
別表第16 気体廃棄物の放出管理目標値 35	別表第17 核燃料物質の使用等に関する記録 38	
別表第17 液体廃棄物の区分 36	別図第1 保安に係る組織 41	
別表第18 固体廃棄物の区分 37	別図第2 管理区域(ホットラボ地階) 42	
別表第19 核燃料物質の使用等に関する記録 38	別図第3 管理区域(ホットラボ1階) 43	
別図第1 保安管理組織 40	別図第4 管理区域(ホットラボ2階) 44	
別図第2 品質保証に係る組織 41	別図第5 周辺監視区域 45	
別図第3 管理区域(ホットラボ地階) 42		
別図第4 管理区域(ホットラボ1階) 43		
別図第5 管理区域(ホットラボ2階) 44		
別図第6 周辺監視区域 45		

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第1条 この規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第57条第1項の規定に基づき、核燃料物質等の使用施設等において、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）の使用、廃棄及び保管（以下「取扱」という。）並びに運搬（以下、取扱及び運搬を「使用等」という。）に係る保安について定め、もってこれらに関する災害を防止することを目的とする。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 本規定は、日本核燃料開発株式会社（以下「NFD」という。）ホットラボ施設において、保安に係る運用に関して適用する。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第3条 安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（ALARA：as low as reasonably achievable）の精神にのっとり、核燃料物質等の使用等による災害防止のために適切な品質保証活動のもと保安活動を実施する。</p> <p>(規定の遵守)</p> <p>第4条 NFDの役員、従業員及び臨時雇員（以下「従業員」という。）は、ホットラボ施設において核燃料物質等に係る業務を行う場合は、本規定を遵守しなければならない。</p> <p>2 保安管理部長は、前項以外の者（以下「請負会社従業員等」という。）にホットラボ施設において業務を行わせる場合は、契約等によりこの規定を遵守させなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第2章 保安管理組織</p> <p>(保安に関する組織)</p> <p>第5条 ホットラボ施設に係る保安に関する組織は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 社長</p> <p>(2) 核燃料取扱主務者</p> <p>(3) 保安管理部長</p> <p>(4) 研究部長</p> <p>(5) 管理部長</p> <p>(6) 安全管理グループリーダー（以下「安全管理GL」という。）</p> <p>(7) 工務グループリーダー（以下「工務GL」という。）</p> <p>(8) ホットラボグループリーダー（以下「ホットラボGL」という。）</p> <p>(9) 輸送グループリーダー（以下「輸送GL」という。）</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第1条 この規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第57条第1項の規定に基づき、核燃料物質等の使用施設等において、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）の使用、廃棄及び保管（以下「取扱」という。）並びに運搬（以下、取扱及び運搬を「使用等」という。）に係る保安について定め、もってこれらに関する災害を防止することを目的とする。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 本規定は、日本核燃料開発株式会社（以下「NFD」という。）ホットラボ施設において、保安に係る運用に関して適用する。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第3条 安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（ALARA：as low as reasonably achievable）の精神にのっとり、核燃料物質等の使用等による災害防止のために適切な品質マネジメント活動のもと保安活動を実施すると共に放射線業務従事者が不要な被ばくを受けないよう管理する。</p> <p>(関係法令及び規定の遵守)</p> <p>第4条 NFDの役員、従業員及び臨時雇員（以下「従業員」という。）は、ホットラボ施設において核燃料物質等に係る業務を行う場合は、関係法令及び本規定を遵守しなければならない。</p> <p>2 保安管理部長は、前項以外の役務等を供給する事業者等（以下「請負会社等」という。）にホットラボ施設において業務を行わせる場合は、契約等によりこの規定を遵守させなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第2章 保安に係る組織及び体制</p> <p>(保安に係る組織)</p> <p>第5条 ホットラボ施設に係る保安に関する組織は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 社長</p> <p>(2) 品質知財本部長（品質管理責任者）</p> <p>(3) 核燃料取扱主務者</p> <p>(4) 保安管理部長</p> <p>(5) 研究部長</p> <p>(6) 管理部長</p> <p>(7) 安全管理グループリーダー（以下「安全管理GL」という。）</p> <p>(8) 工務グループリーダー（以下「工務GL」という。）</p> <p>(9) ホットラボグループリーダー（以下「ホットラボGL」という。）</p> <p>(10) 輸送グループリーダー（以下「輸送GL」という。）</p>	<p>(1)新審査基準②イ)</p> <p>(1)新審査基準⑧イ)</p> <p>(1)新審査基準①ア)</p> <p>(4)記載見直し②</p> <p>(1)新審査基準①ア)</p> <p>(1)新審査基準①ア)</p> <p>(1)新審査基準①ウ)</p> <p>(4)記載見直し①</p> <p>(以下本頁は本変更理由のみ)</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(10) 総務グループリーダー（以下「総務 GL」という。） (11) 放射線安全委員会</p> <p>2 ホットラボ施設の保安管理組織は、別図第 1 に掲げるとおりとする。</p> <p>（職 務） 第 6 条 ホットラボ施設の保安に関する各職位と職務は、次のとおりとする。 (1) 社長は、NFD に係る保安上の業務を統括する。</p> <p>(2) 保安管理部長は、(5) 及び(6) 号に掲げる保安上の業務を統括し、保安教育に係る業務を行う。 (3) 研究部長は、(7) 及び(8) 号に掲げる保安上の業務を統括し、使用施設の核燃料物質等の取扱計画及び施設管理に係る業務を行う。 (4) 管理部長は、(9) 号に掲げる保安上の業務を統括する。 (5) 安全管理 GL は、保安管理及び放射線管理に係る業務を行う。 (6) 工務 GL は、設備・機器の運転・保守（ただし、ホットラボ GL の所管に属するものを除く。）及び液体状の放射性廃棄物（以下「液体廃棄物」という。）・固体状の放射性廃棄物（以下「固体廃棄物」という。）の処理に係る業務を行う。 (7) ホットラボ GL は、使用施設の核燃料物質等の取扱い及び試験設備・機器の運転・保守に係る業務を行う。 (8) 輸送 GL は、核燃料物質等の運搬に係る業務を行う。 (9) 総務 GL は、周辺監視区域の警備及び通報連絡並びに保安訓練に係る業務を行う。</p> <p>（核燃料取扱主務者の選任） 第 7 条 社長は、ホットラボ施設に係る核燃料物質等の取扱いに関する保安の監督を行わせるため、核燃料取扱主務者を原則として核燃料取扱主任者免状又は第 1 種放射線取扱主任者免状を有する者のうちから、あらかじめ選任する。 2 社長は、核燃料取扱主務者の代行者を原則として核燃料取扱主任者免状又は第 1 種放射線取扱主任者免状を有する者のうちから、あらかじめ選任する。</p>	<p>(11) 総務グループリーダー（以下「総務 GL」という。） (12) 業務・資材グループリーダー（以下「業務・資材 GL」という。） (13) 放射線安全委員会</p> <p>2 ホットラボ施設の保安に係る組織は、別図第 1 に掲げるとおりとする。</p> <p>（職 務） 第 6 条 ホットラボ施設の保安に関する各職位と職務は、次のとおりとする。 (1) 社長は、NFD に係る保安上の業務を統括する。 (2) 品質知財本部長（品質管理責任者）は品質マネジメントシステムを管理し、品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及びその有効性維持に係る業務を行う。 (3) 保安管理部長は、(6) 及び(7) 号に掲げる保安上の業務を統括し、保安教育に係る業務を行う。 (4) 研究部長は、(8) 及び(9) 号に掲げる保安上の業務を統括し、使用施設の核燃料物質等の取扱計画及び施設管理に係る業務を行う。 (5) 管理部長は、(10) 号及び(11) 号に掲げる保安上の業務を統括する。 (6) 安全管理 GL は、保安管理及び放射線管理に係る業務を行う。 (7) 工務 GL は、設備・機器の運転・保守（ただし、ホットラボ GL の所管に属するものを除く。）及び液体状の放射性廃棄物（以下「液体廃棄物」という。）・固体状の放射性廃棄物（以下「固体廃棄物」という。）の処理に係る業務を行う。 (8) ホットラボ GL は、使用施設の核燃料物質等の取扱い及び試験設備・機器の運転・保守に係る業務を行う。 (9) 輸送 GL は、核燃料物質等の運搬に係る業務を行う。 (10) 総務 GL は、周辺監視区域の警備及び通報連絡並びに保安訓練に係る業務を行う。 (11) 業務・資材 GL は、部品又は役務の調達に関する業務を行う。</p> <p>（下部規程の制定） 第 7 条 社長は、保安に係る組織に示す職位の者に対して保安活動に関わる下部規程に規定する事項を遵守させる。保安活動に関わる下部規程は、研究部長、保安管理部長及び管理部長が、重要度順に階層化して制定・改廃を行う。保安規定及び各下部規程の文書体系は下部規程「保安活動に関わる品質マネジメント計画書の関連文書・記録一覧表」に重要度別にまとめる。 2 研究部長、保安管理部長及び管理部長は、前項に基づき下部規程の制定・改廃を行った場合、その旨を社長に報告する。</p> <p>（核燃料取扱主務者の選任） 第 8 条 社長は、ホットラボ施設に係る核燃料物質等の取扱いに関する保安の監督を行わせるため、核燃料取扱主務者を原則として核燃料取扱主任者免状又は第 1 種放射線取扱主任者免状を有する者のうちから、あらかじめ選任する。 2 社長は、核燃料取扱主務者の代行者を原則として核燃料取扱主任者免状又は第 1 種放射線取扱主任者免状を有する者のうちから、あらかじめ選任する。</p>	<p>(4) 記載見直し① (1) 新審査基準①ウ (4) 記載見直し① (1) 新審査基準①ア)</p> <p>(1) 新審査基準①ウ (4) 記載見直し① (4) 記載見直し① (4) 記載見直し① (4) 記載見直し① (4) 記載見直し① (4) 記載見直し① (4) 記載見直し① (4) 記載見直し① (4) 記載見直し① (4) 記載見直し① (1) 新審査基準①ウ (1) 新審査基準①イ) (4) 記載見直し①</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(核燃料取扱主務者の職務)</p> <p><u>第8条</u> 核燃料取扱主務者及びその代行者は、ホットラボ施設に係る保安のため、次の各号に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) 社長に対し、意見具申等を行うこと。</p> <p>(2) ホットラボ施設の使用又は管理に従事する者に対して、指導・助言を行うこと。</p> <p>(3) 保安教育訓練の実施計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>(4) 本規定及び<u>第24条第1項に定める規定等</u>の制定、改廃に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>(5) 使用計画、保全計画等の保安上重要な計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>(6) 保安規定に係る記録の確認を行うこと。</p> <p>(7) 法令に基づく報告について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>(8) 国の実施する検査（施設検査、保安検査）に立ち会うこと。</p> <p>(意見等の尊重)</p> <p><u>第9条</u> 社長は、核燃料取扱主務者の意見具申を尊重する。</p> <p>2 ホットラボ施設の使用又は管理に従事する者は、核燃料取扱主務者の指導・助言を尊重する。</p> <p>(放射線安全委員会)</p> <p><u>第10条</u> NFDに放射線安全委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 委員会は、社長の諮問を受け、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 本規定及び核燃料物質の使用の許可の変更</p> <p>(2) 保安教育計画及び保安訓練計画に関する事項</p> <p>(3) 核燃料物質等の使用等、ホットラボ施設の運転保守管理、放射性廃棄物の管理及び放射線管理に関する重要な規定、要領等の制定及び廃止並びに変更</p> <p>(4) その他、ホットラボ施設の保安に係る重要な事項</p> <p>3 委員会は、核燃料取扱主務者のほか、社長の指名した委員をもって構成し、委員長は、委員の中から社長が指名する者があたる。ただし、委員には、ホットラボ施設に関し、十分な知識と経験を有する者を指名する。</p> <p>4 社長は、委員会の答申を尊重する。</p> <p>5 <u>第2項</u>に関して、委員会が、デザインレビュー会議等その他会議での審議が適当と認めた事項については、その結果を委員会に報告することにより委員会での審議に代えるものとする。</p>	<p>(核燃料取扱主務者の職務)</p> <p><u>第9条</u> 核燃料取扱主務者及びその代行者は、ホットラボ施設に係る保安のため、次の各号に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) 社長に対し、意見具申等を行うこと。</p> <p>(2) ホットラボ施設の使用又は管理に従事する者に対して、指導・助言を行うこと。</p> <p>(3) 保安教育訓練の実施計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>(4) 本規定及び<u>関連下部規程</u>の制定、改廃に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>(5) 使用計画、保全計画等の保安上重要な計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>(6) 保安規定に係る記録の確認を行うこと。</p> <p>(7) 法令に基づく報告について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>(意見等の尊重)</p> <p><u>第10条</u> 社長は、核燃料取扱主務者の意見具申を尊重する。</p> <p>2 ホットラボ施設の使用又は管理に従事する者は、核燃料取扱主務者の指導・助言を尊重する。</p> <p>(放射線安全委員会)</p> <p><u>第11条</u> 社長は、NFDにおける核燃料物質等の取扱いに係る事項に関する社長の諮問機関として放射線安全委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員長、副委員長及び委員を下部規程「<u>各種責任者・管理者・委員等の選解任に関する要領</u>」にて任命する。また、委員会の運用、審議事項の範囲及び構成員等は下部規程「<u>放射線安全委員会運用要領</u>」に定める。</p> <p>2 社長は、委員会の答申を尊重する。</p> <p>3 <u>委員会での審議事項</u>に関して、委員会が、デザインレビュー会議等その他会議での審議が適当と認められた事項については、その結果を委員会に報告することにより委員会での審議に代えるものとする。</p>	<p>(4)記載見直し①</p> <p>(4)記載見直し②</p> <p>(1)新審査基準③ア)</p> <p>(4)記載見直し①</p> <p>(4)記載見直し①、③</p> <p>(4)記載見直し③</p> <p>(4)記載見直し①</p> <p>(4)記載見直し①、②</p>

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">第3章 品質保証</p> <p><u>(品質保証計画の策定)</u></p> <p>第11条 社長は、この規定に定める保安に関する業務に関し、品質保証活動の実施のため、品質保証計画を策定し、品質保証計画書にその方法を定める。</p> <p>2 品質保証計画は、品質保証活動を実施するために必要な文書の発行、レビュー等に関して品質保証計画書で定める手続きに従って管理を行うこと。</p> <p>(組織及び職務)</p> <p>第12条 ホットラボ施設の保安活動に係る品質保証に関する組織は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 社長</p> <p>(2) 品質保証責任者</p> <p>(3) 技術管理本部長</p> <p>(4) 保安管理部長</p> <p>(5) 研究部長</p> <p>(6) 管理部長</p> <p>(7) 安全管理CL</p> <p>(8) 工務CL</p> <p>(9) ホットラボCL</p> <p>(10) 輸送CL</p> <p>(11) 総務CL</p> <p>(12) 品質会議</p> <p>(13) マネジメントレビュー会議</p> <p>2 品質保証に係る組織は、別図第2に掲げるとおりとする。</p> <p>3 ホットラボ施設の品質保証に関する各職位と職務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 社長は、品質保証計画の策定、品質保証活動の実施、評価及び継続的な改善を総括するとともに、品質保証に係る業務を統括する者として、品質保証責任者を選任する。また、品質会議及びマネジメントレビュー会議を開催する。</p> <p>(2) 品質保証責任者は、以下に示す責任と権限を持つ。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムに必要な業務の確立、実施及び維持を確実にする。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について社長に報告する。</p> <p>e) 組織全体にわたって、原子力安全に対する認識を高めることを確実にする。</p> <p>(3) 部長及びCL（以下「部長等」という。）は、不適合管理、是正処置及び予防処置並びに文書管理、記録管理の業務を行う。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 品質マネジメント</p> <p><u>(品質マネジメントシステムの策定)</u></p> <p>第12条 社長は、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（以下「品質管理基準規則」という。）」及び「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈」を踏まえて、この規定に定める保安に関する業務に係る品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）を策定し、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組み等について、別紙「保安活動に関わる品質マネジメント計画」に定める。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(1)新審査基準②ア)</p> <p>(1)新審査基準②イ)</p> <p>(1)新審査基準②イ)</p> <p>(1)新審査基準②イ)</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(品質会議)</p> <p>第13条 社長は、品質会議を品質保証の観点から必要に応じて開催する。</p> <p>2 社長は、品質会議において次の各号に掲げる事項について審議し、品質保証活動の進捗を確認する。</p> <p>(1) 社長が提示する品質方針及び目標、及びこれに基づくグループ品質目標に係る品質活動の進捗状況</p> <p>(2) その他品質保証の観点から必要と判断される事項</p> <p>3 品質会議は、社長を議長、品質保証責任者を幹事とし、研究部長、管理部長、保安管理部長、その他社長の指名する者から構成する。</p>	<p>(削除)</p>	<p>(1) 新審査基準②イ) (以下本頁では本変更理由のみ)</p>
<p>(マネジメントレビュー会議)</p> <p>第14条 社長は、マネジメントレビュー会議を定期的開催する。</p> <p>2 社長は、マネジメントレビュー会議において、品質保証活動の総括及び評価・改善を行う。</p> <p>3 マネジメントレビュー会議は、社長を議長、品質保証責任者を幹事とし、研究部長、管理部長、保安管理部長、その他社長の指名する者から構成する。</p>	<p>(削除)</p>	
<p>(品質保証活動に係る教育)</p> <p>第15条 社長は、品質保証活動を実施するにあたって、前条に定める品質保証に係る組織に属する者に対し、別表第1に掲げるところに従い、品質保証活動に係る教育を実施する。</p> <p>2 社長は、定期的なマネジメントレビューにより、教育・訓練その他の処理の有効性を評価する。</p> <p>3 品質保証責任者は、教育、訓練、技能及び経験に関する記録を維持する。</p>	<p>(削除)</p>	
<p>(品質保証活動の実施)</p> <p>第16条 社長は、前条に定める品質保証に係る組織に属する者に対し、品質保証計画に基づく保安に関し、以下の事項の必要な個々の業務の計画、実施、評価及び継続的な改善を含む品質保証活動を実施させる。</p> <p>(1) 災害の防止上特に管理を必要とする機器の操作に関すること。</p> <p>(2) 管理区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。</p> <p>(3) 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。</p> <p>(4) 排気監視設備に関すること。</p> <p>(5) 放射線管理測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。</p> <p>(6) ホットラボ施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること。</p> <p>(7) 核燃料物質等の受渡し、運搬、貯蔵その他の取扱いに関すること。</p> <p>(8) 放射性廃棄物の廃棄に関すること。</p> <p>(9) 非常の場合に採るべき処置に関すること。</p> <p>(10) ホットラボ施設に係る保安に関する記録に関すること。</p> <p>(11) ホットラボ施設の定期的な自主検査に関すること。</p> <p>(12) ホットラボ施設に新規導入、又は改造する設備・機器の自主検査に関すること。</p> <p>(13) その他ホットラボ施設に係る保安に関し必要な事項に関すること。</p>	<p>(削除)</p>	

変更前	変更後	変更理由
<p>(品質保証活動の評価)</p> <p>第17条 社長は、品質保証計画に基づき、以下の取り決め及び手順に従い内部監査を実施し、品質保証活動の評価を行う。</p> <p>(1) 監査は、原則、定期的を実施すること。</p> <p>(2) 監査に先立ち、必要な計画（年度計画、実施計画等）を定めること。</p> <p>(3) 監査の結果、明らかになった不適合等については、不適合管理、是正処置・予防処置へ展開すること。</p> <p>2 社長は、品質保証計画に基づき、品質保証活動の結果、発生した不適合の管理を以下の取り決め及び手順に従い行う。</p> <p>(1) 不適合が放置されないように管理すること。</p> <p>(2) 不適合の性質の記録、不適合に対して採られた特別採用を含む処置の記録を維持すること。</p> <p>(3) 不適合の修正を施した場合には、要求事項への適合性を実証するために再検証すること。</p> <p>(品質保証計画の継続的改善)</p> <p>第18条 社長は、品質保証計画に基づき、発生した不適合に係る是正処置若しくは予防処置、及び定期的なマネジメントレビューを通じて、品質保証計画の継続的改善を行う。</p> <p>2 社長は、是正処置の取り決め・手順に以下の事項を含むように品質保証計画を策定する。</p> <p>(1) 不適合の内容確認に関すること。</p> <p>(2) 不適合の原因特定に関すること。</p> <p>(3) 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価に関すること。</p> <p>(4) 必要な処置の決定及び実施に関すること。</p> <p>(5) 採った処置の結果の記録に関すること。</p> <p>(6) 是正処置において実施した活動のレビューに関すること。</p> <p>3 社長は、予防処置の取り決め・手順に以下の事項を含むように品質保証計画を策定する。</p> <p>(1) 起こり得る不適合及びその原因の特定に関すること。</p> <p>(2) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価に関すること。</p> <p>(3) 必要な処置の決定及び実施に関すること。</p> <p>(4) 採った処置の結果の記録に関すること。</p> <p>(5) 予防処置において実施した活動のレビューに関すること。</p> <p>(6) 他の組織から得られた核燃料物質の使用等に係る技術情報について、自らの使用施設等の保安の向上にいかすための措置に関すること。</p> <p>4 社長は、マネジメントレビューの取り決め・手順に以下の事項を含むように品質保証計画を策定する。</p> <p>(1) トップマネジメントによるマネジメントレビューに関すること。</p> <p>(2) マネジメントレビューの開催頻度に関すること。</p> <p>(3) マネジメントレビューの結果、明らかになった事項については、不適合の管理、是正処置、予防処置に関すること。</p> <p>(文書及び記録)</p> <p>第19条 社長は、品質保証活動の実施のために必要な文書及びその記録の管理方法を保安活動に関わる品質保証計画書において明確にする。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>(1) 新審査基準②イ (以下本頁では本変更理由のみ)</p>

変更前	変更後	変更理由
	<p><u>(技術情報の共有)</u> 第13条 <u>他の事業者との情報交換会の場を活用する等して、保安に関する情報等を共有し、自らの使用施設等の保安を向上させるための措置を行う。</u></p> <p><u>(情報の公開)</u> 第14条 <u>ホットラボ施設の使用施設等の保安の向上を図るため、事業者間の情報共有の観点で、法令及び自治体との安全協定への違反事象や第69条に定める報告事象については、自らが運営するウェブサイトにてその内容をすみやかに掲載し、掲載内容には、事象の発生日時と場所、発生状況及び発生に際して採った処置、原因、その後の対策及び処置、その他必要な事項を含むものとする。</u></p> <p>2 <u>情報の公開に関し、自ら管理するウェブサイトへの登録等に必要な事項は、下部規程「NFDホームページ運用規程」に定める。</u></p>	<p>(1)新審査基準⑯ア)</p> <p>(1)新審査基準⑰ア)</p>

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">第4章 保安教育</p> <p>(教育訓練)</p> <p>第20条 保安管理部長は、ホットラボ施設に係る業務を行う従業員に対し、別表第2(1)に掲げるところに従い、保安教育を年度ごとに計画する。</p> <p>2 保安管理部長は、前項の計画に従い保安教育を実施し、その結果を社長へ報告する。</p> <p>3 保安管理部長は、新たにホットラボ施設に係る業務に従事する従業員に対し、別表第2(2)に掲げるところに従い、保安教育を実施する。ただし、別表第2(2)に掲げる項目の一部に関し、十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、当該項目又は事項について教育を省略することができる。</p> <p>4 保安管理部長は、放射線業務従事者のうち緊急作業に従事する者に対し、別表第2(3)に掲げる教育を実施する。</p> <p>5 社長は、ホットラボ施設に係る業務を行う従業員に対して、別表第3(1)第1欄に掲げる保安訓練を、それぞれ同表第2欄に掲げるところに従い実施する。</p> <p>6 総務GLは、ホットラボ施設に係る業務を行う従業員に対して、別表第3(2)第1欄に掲げる保安訓練を、それぞれ同表第2欄に掲げるところに従い実施し、その結果を社長へ報告する。</p> <p>7 総務GLは、放射線業務従事者のうち緊急作業に従事する者に対し、別表第3(3)第1欄に掲げる訓練を、それぞれ同表第2欄に掲げるところに従い実施し、その結果を社長へ報告する。</p> <p>(従業員以外の放射線業務従事者への教育訓練)</p> <p>第21条 保安管理部長及び総務GLは、年間請負契約等に基づきホットラボ施設に常時立ち入る者に対し、保安教育及び訓練を前条に準じて実施する。</p> <p>2 保安管理部長は、一時請負契約等に基づきホットラボ施設に常時立ち入る者に対し、保安教育を前条第3項に準じて実施する。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 保安教育</p> <p>(教育訓練)</p> <p>第15条 公衆及び従業員の安全確保を第一の目的に、保安教育を実施して従業員の安全意識及び保安活動に係る技術の継続的な改善を図る。</p> <p>2 保安管理部長は、ホットラボ施設に係る業務を行う従業員に対し、別表第1(1)に掲げるところに従い、保安教育(施設等の必要な機能を維持するための技術を含む)を年度ごとに計画する。</p> <p>3 保安管理部長は、前項の計画に従い保安教育を実施し、その実施内容について従業員の理解度及び意識調査をまとめ、それらの結果を社長へ報告する。</p> <p>4 第3項に示す前年度の保安教育実施結果及び規制の動向を踏まえて毎年、保安教育の内容を見直すこととする。</p> <p>5 保安管理部長は、新たにホットラボ施設に係る業務に従事する従業員に対し、別表第1(2)に掲げるところに従い、保安教育を実施する。ただし、別表第1(2)に掲げる項目の一部に関し、十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、当該項目又は事項について教育を省略することができる。</p> <p>6 保安管理部長は、放射線業務従事者のうち緊急作業に従事する者に対し、別表第1(3)に掲げる指定教育を実施する。</p> <p>7 社長は、ホットラボ施設に係る業務を行う従業員に対して、別表第2(1)第1欄に掲げる保安訓練を、それぞれ同表第2欄に掲げるところに従い実施する。</p> <p>8 総務GLは、ホットラボ施設に係る業務を行う従業員に対して、別表第2(2)第1欄に掲げる保安訓練を、それぞれ同表第2欄に掲げるところに従い実施し、その結果を社長へ報告する。</p> <p>9 総務GLは、放射線業務従事者のうち緊急作業に従事する者に対し、別表第2(3)に掲げる保安訓練を、それぞれ同表第2欄に掲げるところに従い実施し、その結果を社長へ報告する。</p> <p>(従業員以外の放射線業務従事者への教育訓練)</p> <p>第16条 保安管理部長及び総務GLは、年間請負契約等に基づきホットラボ施設に常時立ち入る者に対し、保安教育及び訓練を前条に準じて実施する。</p> <p>2 保安管理部長は、一時請負契約等に基づきホットラボ施設に常時立ち入る者に対し、保安教育を前条第5項に準じて実施する。</p>	<p>(4)記載見直し① (1)新審査基準④ア) (4)記載見直し①、② (4)記載見直し①、② (1)新審査基準④イ) (4)記載見直し① (4)記載見直し① (4)記載見直し①、② (4)記載見直し① (4)記載見直し① (4)記載見直し①、② (4)記載見直し① (4)記載見直し① (4)記載見直し①、② (4)記載見直し① (4)記載見直し①</p>

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">第5章 <u>災害防止上特に管理を必要とする設備・機器の操作</u></p> <p>(要員の配置) <u>第22条</u> 研究部長及び保安管理部長は、核燃料物質等の使用等に際して、必要な人員を配置する。</p> <p>(核燃料物質等の取扱計画及び報告) <u>第23条</u> 研究部長は、核燃料物質等を取扱う場合は、あらかじめ取扱計画を作成し、核燃料取扱主務者の同意及び社長の承認を得る。これを変更する場合も同様とする。 2 研究部長は、前項の取扱計画に基づき、核燃料物質等の取扱いを終えた場合は、その旨を核燃料取扱主務者及び社長に報告する。</p> <p>(機器操作に係る下部規定等) 第24条 研究部長及び保安管理部長は、核燃料取扱主務者と協議の上、核燃料物質等の使用等及び<u>第25条に定める災害防止上特に管理を必要とする設備・機器の操作に係る規定等の策定・改廃を行う。</u></p> <p>2 研究部長及び保安管理部長は、前項に基づき、規定等の策定・改廃を行った場合、その旨を社長に報告する。</p> <p>(災害防止上特に管理を必要とする設備・機器) 第25条 災害防止上特に管理を必要とする設備・機器は、別表第4第1欄に掲げるとおりとする。 2 別表第4に掲げる管理者は、前項の設備・機器の機能が維持されるように、別表第4第2欄に掲げる方法に基づき管理する。 3 別表第4に掲げる管理者は、第1項の設備・機器に異常が認められた場合は、直ちに、運転を停止する等応急措置を講じるとともに、研究部長、保安管理部長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>(臨界管理) <u>第26条</u> 研究部長は、核燃料物質の使用、保管及び運搬に際していかなるときにおいても、臨界に達しないよう管理する。 2 核燃料物質の使用等に係る臨界管理は、使用する核燃料物質の区分ごとに管理する場所を設定し、質量管理及びその他の制限条件によりこれを行う。臨界管理に係る最大取扱量及びその他の制限条件は、それぞれ別表第5のとおりとする。 3 ホットラボGLは、別表第5に掲げる場所における受入れ後の在庫量が<u>取扱制限量</u>以下であることの確認を行う。</p> <p>(核燃料物質等の使用) <u>第27条</u> ホットラボGLは、使用施設以外の場所で核燃料物質等を使用させてはならない。 2 ホットラボGLは、使用施設の目につきやすい場所に、使用上の注意事項を掲示する。</p>	<p style="text-align: center;">第5章 <u>使用施設等の操作</u></p> <p>(要員の配置) <u>第17条</u> 研究部長及び保安管理部長は、核燃料物質等の使用等に際して、必要な人員を配置する。</p> <p>(核燃料物質等の取扱計画及び報告) <u>第18条</u> 研究部長は、核燃料物質等を取扱う場合は、あらかじめ取扱計画を作成し、核燃料取扱主務者の同意及び社長の承認を得る。これを変更する場合も同様とする。 2 研究部長は、前項の取扱計画に基づき、核燃料物質等の取扱いを終えた場合は、その旨を核燃料取扱主務者及び社長に報告する。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(臨界管理) <u>第19条</u> 研究部長は、核燃料物質の使用、保管及び運搬に際していかなるときにおいても、臨界に達しないよう管理する。 2 核燃料物質の使用等に係る臨界管理は、使用する核燃料物質の区分ごとに管理する場所を設定し、質量管理及びその他の制限条件によりこれを行う。臨界管理に係る最大取扱量及びその他の制限条件は、それぞれ別表第3のとおりとする。 3 ホットラボGLは、別表第3に掲げる場所における受入れ後の在庫量が<u>最大取扱量</u>以下であることの確認を行う。</p> <p>(核燃料物質等の使用) <u>第20条</u> ホットラボGLは、使用施設以外の場所で核燃料物質等を使用させてはならない。 2 ホットラボGLは、使用施設の目につきやすい場所に、使用上の注意事項を掲示する。</p>	<p>(1)新審査基準⑤⑦)</p> <p>(4)記載見直し①</p> <p>(4)記載見直し①</p> <p>(1)新審査基準⑮⑦)</p> <p>(1)新審査基準⑮⑦)</p> <p>(4)記載見直し①</p> <p>(4)記載見直し①、②</p> <p>(4)記載見直し①</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(使用の表示)</p> <p>第28条 ホットラボGLは、核燃料物質等を使用する場合は、当該使用場所に、核燃料物質等の種類及び量を表示する。</p> <p>(核燃料物質等の仮保管)</p> <p>第29条 ホットラボGL及び工務GLは、作業で発生する汚染物を廃棄物として廃棄するまでの間管理区域に仮保管するとき、可燃性の廃棄物は金属容器に入れて保管する。</p> <p>(設備・機器の操作)</p> <p>第30条 社長は、第25条に定める災害防止上特に管理を必要とする設備・機器を操作する者（以下「操作担当者」という。）を、当該設備・機器を安全に操作する技術能力を有すると認めた放射線業務従事者の中から指定する。</p> <p>2 部長等は、第25条に定める設備・機器を除く設備・機器の操作担当者を、当該設備・機器を安全に操作する技術能力を有すると認めた放射線業務従事者から指定する。</p> <p>3 第1項及び第2項で指定された操作担当者以外のものは、設備・機器を操作してはならない。ただし、所定の教育訓練を終了した者が、操作担当者の監督の下に操作を行うときはこの限りでない。</p> <p>4 第25条に定める災害防止上特に管理を必要とする設備・機器以外の設備・機器を操作する場合は、各設備・機器の安全作業基準に準じて操作する。</p> <p>(安全装置の作動条件)</p> <p>第31条 安全装置の作動条件は、別表第6に掲げるとおりとする。</p> <p>2 研究部長は、前項の安全装置を解除する場合には、保安上必要な措置を講じた上、核燃料取扱主務者及び保安管理部長の同意を得る。</p> <p>3 研究部長は、前項の解除を行った場合には、その旨を従業員等に周知する。</p> <p>(警報設備の管理)</p> <p>第32条 警報装置の作動条件は、別表第7に掲げるとおりとする。</p> <p>2 別表第7第3欄に掲げる管理者は、前項に掲げる設備の機能を維持しなければならない。</p> <p>(異常時の措置)</p> <p>第33条 ホットラボ施設の操作に関し異常を発見した者は、直ちに研究部長又は保安管理部長に通報する。</p> <p>2 研究部長又は保安管理部長は、前項の通報を受けた場合は、直ちに異常状態の把握に努め、異常事態</p>	<p>(使用の表示)</p> <p>第21条 ホットラボGLは、核燃料物質等を使用する場合は、当該使用場所に、核燃料物質等の種類及び量を表示する。</p> <p>(核燃料物質等の仮保管)</p> <p>第22条 ホットラボGL及び工務GLは、作業で発生する汚染物を廃棄物として廃棄するまでの間管理区域に仮保管するとき、可燃性の汚染物は金属容器に入れて保管する。</p> <p>(設備・機器の操作)</p> <p>第23条 部長等は、第45条第2項に定める重要度「高」「中」「低」の設備・機器を操作する者（以下「操作担当者」という。）を、下部規程「保安活動に関わる要員の力量管理運用要領」に従い、当該設備・機器を安全に操作する技術能力を有すると認めた放射線業務従事者の中から指定する。</p> <p>2 第1項で指定された操作担当者以外のものは、設備・機器を操作してはならない。ただし、所定の教育訓練を終了した者が、操作担当者の監督の下に操作を行うときはこの限りでない。</p> <p>3 設備・機器を操作する場合は、各設備・機器の安全作業基準等に準じて操作する。</p> <p>(安全装置の作動条件)</p> <p>第24条 安全装置の作動条件は、別表第4に掲げるとおりとする。</p> <p>2 研究部長は、前項の安全装置を解除する場合には、保安上必要な措置を講じた上、核燃料取扱主務者及び保安管理部長の同意を得る。</p> <p>3 研究部長は、前項の解除を行った場合には、その旨を従業員等に周知する。</p> <p>(警報設備の管理)</p> <p>第25条 警報装置の作動条件は、別表第5に掲げるとおりとする。</p> <p>2 別表第5第3欄に掲げる管理者は、前項に掲げる設備の機能を維持しなければならない。</p> <p>(地震、火災等の発生時の措置)</p> <p>第26条 地震、火災発生時は、プール・セル等での安全作業、管理区域安全作業、機器・装置の操作に関する下部規程に従い、身の安全の確保、核燃料物質の収納、初期消火活動等の措置を講じる。</p> <p>2 非常事態に進展あるいは進展するおそれがある場合には、下部規程「防護措置要領」に従い防護措置を講じる。</p> <p>(異常時の措置)</p> <p>第27条 ホットラボ施設の操作に関し異常を発見した者は、直ちに研究部長又は保安管理部長に通報する。</p> <p>2 研究部長又は保安管理部長は、前項の通報を受けた場合は、直ちに異常状態の把握に努め、異常事態</p>	<p>(4)記載見直し①</p> <p>(4)記載見直し① <u>(4)記載見直し②</u></p> <p>(4)記載見直し①、③</p> <p>(4)記載見直し①</p> <p>(4)記載見直し①</p> <p>(4)記載見直し①、②</p> <p>(4)記載見直し①</p> <p>(4)記載見直し① (4)記載見直し①</p> <p>(1)新審査基準⑤イ)</p> <p>(4)記載見直し①</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>の解消及び拡大防止に必要な応急措置を講じると共に研究部長は保安管理部長に、又は保安管理部長は研究部長に報告する。</p> <p>3 研究部長又は保安管理部長は相互に協力し異常の原因を調査し、ホットラボ施設の保安のために必要な措置を講じると共に核燃料取扱主務者及び社長に報告する。ただし、報告については、ホットラボ施設の保安に及ぼす影響がごく軽微なものを除く。</p> <p style="text-align: center;">第6章 放射線管理</p> <p>(管理区域)</p> <p>第34条 管理区域は、<u>別図第3</u>から<u>別図第5</u>に掲げる区域とする。</p> <p>2 保安管理部長は、前項に定める管理区域を、壁、柵等の区画物によって区画するほか、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別し、<u>第40条</u>に従い業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限する。</p> <p>(一時管理区域)</p> <p>第35条 研究部長は、前条第1項に示す区域以外の場所が、核燃料物質等の使用等において、一時的に法令に定める管理区域に係る値を超え、又は超えるおそれのある場合は、その区域を一時管理区域として設定する。</p> <p>2 保安管理部長は、一時管理区域の区画及び区別について前条第2項に準じて行う。</p> <p>3 研究部長は、一時管理区域を設定又は解除した場合は、核燃料取扱主務者及び社長に報告するとともに、その旨を従業員等に周知しなければならない。</p> <p>(管理区域における特別措置)</p> <p>第36条 保安管理部長は、管理区域及び一時管理区域（以下「管理区域」という。）の一部を立入制限エリアとして設定することができる。</p> <p>2 保安管理部長は、第1項に定める立入制限エリアについて、立入制限の措置として、標識を設けるほか、柵、施錠等により他の場所と区別する。</p>	<p>の解消及び拡大防止に必要な応急措置を講じると共に研究部長は保安管理部長に、又は保安管理部長は研究部長に報告する。</p> <p>3 研究部長又は保安管理部長は相互に協力し異常の原因を調査し、<u>下部規程「不適合管理再発防止対策実施要領」</u>に従いホットラボ施設の保安のために必要な措置を講じる。</p> <p style="text-align: center;">第6章 放射線管理</p> <p>(管理区域)</p> <p>第28条 管理区域は、<u>別図第2</u>から<u>別図第4</u>に掲げる区域とする。</p> <p>2 保安管理部長は、前項に定める管理区域を、壁、柵等の区画物によって区画するほか、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別し、<u>第33条</u>に従い業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限する。</p> <p>3 <u>管理区域は別表第6に示す管理基準値によってゾーン分けし、管理する。ゾーンは別図第2から別図第4に示す。</u></p> <p>(一時管理区域)</p> <p>第29条 研究部長は、前条第1項に示す区域以外の場所が、核燃料物質等の使用等において、一時的に法令に定める管理区域に係る値を超え、又は超えるおそれのある場合は、その区域を一時管理区域として設定する。</p> <p>2 保安管理部長は、一時管理区域の区画及び区別について前条第2項に準じて行う。</p> <p>3 研究部長は、一時管理区域を設定又は解除した場合は、核燃料取扱主務者及び社長に報告するとともに、その旨を従業員等に周知しなければならない。</p> <p>(管理区域における特別措置)</p> <p>第30条 保安管理部長は、管理区域及び一時管理区域（以下「管理区域」という。）の一部を立入制限エリアとして設定することができる。</p> <p>2 保安管理部長は、第1項に定める立入制限エリアについて、立入制限の措置として、標識を設けるほか、柵、施錠等により他の場所と区別する。</p> <p>3 <u>立入制限エリアは次の項目に該当した場合、設定する。</u></p> <p>(1) <u>外部放射線に係る実効線量が1 mSv/週を超える場所</u></p> <p>(2) <u>放射性物質によって汚染された床や壁、その他人が触れるおそれのある物の表面密度が別表第7(1)に定める表面密度を超える場所及び超えるおそれのある場所</u></p> <p>(3) <u>空気中の放射性物質濃度が告示に定める空気中の濃度の1/10を超える場所及び超えるおそれのある場所</u></p> <p>(4) <u>上記(1)～(3)の他、保安管理部長が汚染拡大防止又は被ばく制限をするため、必要があると認められた場所</u></p>	<p>(4)記載見直し③</p> <p>(4)記載見直し①</p> <p>(4)記載見直し①</p> <p>(1)新審査基準⑥イ)</p> <p>(4)記載見直し①</p> <p>(4)記載見直し①</p> <p>(1)新審査基準⑥イ)</p> <p>(4)記載見直し①</p> <p>(1)新審査基準⑥イ)</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>3 保安管理部長は、<u>第39条</u>第1項第1号及び第2号に定める者（以下「放射線業務従事者等」という。）を立入制限エリアに立ち入らせる場合は、あらかじめ放射線防護上の必要な措置を講じる。</p> <p>4 保安管理部長は、第1項に定める立入制限エリアの設定又はその解除を行った場合は、核燃料取扱主務者に報告するとともに、その旨を従業員等に周知する。</p> <p>（飲食及び喫煙の禁止） 第37条 安全管理GLは、管理区域内において飲食及び喫煙をさせてはならない。</p> <p>（周辺監視区域） <u>第38条</u> 周辺監視区域は、<u>別図第6</u>に掲げる区域とする。</p> <p>2 総務GLは、前項の周辺監視区域境界に柵を設けるか又は標識を掲げることにより、業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限し、かつ、人の居住を禁止する。</p> <p>（管理上の人の区分） <u>第39条</u> 管理区域に立ち入る者について、放射線防護上、次の各号に定めるところにより区分する。</p> <p>(1) 放射線業務従事者とは核燃料物質等の使用、廃棄、運搬、保管又はこれに付随する業務に従事する者であって、管理区域に立ち入る者をいう。</p> <p>(2) 一時立入者とは前号に定める以外の者で管理区域に一時的に立ち入る者をいう。</p> <p>2 保安管理部長は、放射線業務従事者を指定及び解除する。</p> <p>3 保安管理部長は、一時立入者を指定する。</p> <p>4 保安管理部長は、従業員以外の者に対し、第2項に定める指定を行う場合は、あらかじめ本人の被ばく歴の報告を提出させ、その内容を確認した後に指定する。</p> <p>（管理区域の出入り管理） <u>第40条</u> 保安管理部長は、前条第2項及び第3項により指定された者以外の者を管理区域に立ち入らせない措置を講じる。</p> <p>2 保安管理部長は、一時立入者に、放射線業務従事者である従業員をつけ指示に従わせる。</p> <p>3 保安管理部長は、管理区域に立入る者に、次の各号に掲げる事項を遵守させる。</p> <p><u>(1) あらかじめ定められた出入口より出入すること</u></p> <p><u>(2) 個人線量計を着用すること</u></p> <p><u>(3) 専用の作業着、その他必要な保護具を着用すること</u></p> <p><u>(4) 退出するときは、身体、衣服等の汚染検査を行い、汚染が検出されたときは除去のための措置をとること</u></p> <p><u>(5) 業務上必要でない物品を持ち込まないこと</u></p>	<p>4 保安管理部長は、<u>第32条</u>第1項第1号及び第2号に定める者（以下「放射線業務従事者等」という。）を立入制限エリアに立ち入らせる場合は、あらかじめ放射線防護上の必要な措置を講じる。</p> <p>5 保安管理部長は、第1項に定める立入制限エリアの設定又はその解除を行った場合は、核燃料取扱主務者に報告するとともに、その旨を従業員等に周知する。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>（周辺監視区域） <u>第31条</u> 周辺監視区域は、<u>別図第5</u>に掲げる区域とする。</p> <p>2 総務GLは、前項の周辺監視区域境界に柵を設けるか又は標識を掲げることにより、業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限し、かつ、人の居住を禁止する。</p> <p>（管理上の人の区分） <u>第32条</u> 管理区域に立ち入る者について、放射線防護上、次の各号に定めるところにより区分する。</p> <p>(1) 放射線業務従事者とは核燃料物質等の使用、廃棄、運搬、保管又はこれに付随する業務に従事する者であって、管理区域に立ち入る者をいう。</p> <p>(2) 一時立入者とは前号に定める以外の者で管理区域に一時的に立ち入る者をいう。</p> <p>2 保安管理部長は、放射線業務従事者を指定及び解除する。</p> <p>3 保安管理部長は、一時立入者を指定する。</p> <p>4 保安管理部長は、従業員以外の者に対し、第2項に定める指定を行う場合は、あらかじめ本人の被ばく歴の報告を提出させ、その内容を確認した後に指定する。</p> <p>（管理区域の出入り管理） <u>第33条</u> 保安管理部長は、前条第2項及び第3項により指定された者以外の者を管理区域に立ち入らせない措置を講じる。</p> <p>2 保安管理部長は、一時立入者に、放射線業務従事者である従業員をつけ指示に従わせる。</p> <p>3 保安管理部長は、管理区域に立入る者に、次の各号に掲げる事項を遵守させる。</p> <p><u>(1) 管理区域に出入りする場合は指定された経路を経由すること。</u></p> <p><u>(2) 必ず指定されたガラスバッジ及びポケット線量計を着用すること、また安全管理GLが必要と認めた場合には、アラーム付きポケット線量計等の個人被ばく線量計を併用すること。</u></p> <p><u>(3) 管理区域内において、飲食及び喫煙等、核燃料物質等を体内に摂取するおそれのある行為をしないこと。</u></p> <p><u>(4) 業務上必要でない物品を持ち込まないこと。</u></p> <p><u>(5) 専用の作業衣、履物、保護具等を着用すること。</u></p> <p><u>(6) 作業衣等を着用したまま汚染検査室を退出しないこと。</u></p> <p><u>(7) 管理区域から退出するときは、原則、汚染検査室においてハンドフットクロスモニタによる汚染検査を行い、汚染が検出されたときは除去のための措置を取ること。</u></p> <p><u>ハンドフットクロスモニタによる汚染検査が出来ない場合はサーベイメータによる汚染検査</u></p>	<p>(4)記載見直し①</p> <p>(4)記載見直し①</p> <p>(1)新審査基準⑥ア)</p> <p>(4)記載見直し①</p> <p>(4)記載見直し①</p> <p>(4)記載見直し①</p> <p>(4)記載見直し①</p> <p>(4)記載見直し①</p> <p>(1)新審査基準⑥ウ)</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(管理区域外への物品の持出)</p> <p>第41条 安全管理GLは、管理区域から物品（核燃料物質等を除く。）を持ち出す場合は、その物品の表面密度が、別表第8(1)に掲げる値以下であることを確認する。</p> <p>(作業に伴う放射線管理)</p> <p>第42条 管理区域内で作業を行う者は、作業による線量及び作業区域の放射線環境に応じた作業方法等を記載した放射線作業計画を作成し、保安管理部長の承認を得る。その実施にあたっては、計画に記載した放射線防護上の措置を講じる。</p> <p>2 核燃料取扱主務者は、作業計画の作成及び実施に際し、指導・助言を行う。</p> <p>(緊急作業上の被ばく管理)</p> <p>第43条 研究部長は、ホットラボ施設において核燃料物質等による災害が発生し、又は発生するおそれのあるときで、緊急上やむを得ない場合には、社長の承認を得た上で、放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。）を告示に定める緊急作業に係る線量限度を超えない範囲において緊急作業に従事させることができる。</p> <p>2 研究部長は、放射線業務従事者を前項の緊急作業に従事させる場合は、保安管理部長及び核燃料取扱主務者との協議の上、緊急作業計画を作成し、社長の承認を受ける。ただし、人命の救助のために緊急を要する場合はこの限りでない。</p> <p>3 研究部長は、前項ただし書の規定により緊急作業を行った場合は、保安管理部長、核燃料取扱主務者及び社長に速やかに報告する。</p> <p>4 総務GLは、緊急作業に従事する放射線業務従事者に対し、緊急作業に従事する間は毎月末日及び緊急作業終了後に医師による健康診断を受診させる。</p>	<p>を行うこと。</p> <p>(8) 前号における測定結果が、別表第7(2)に掲げる値を超える場合は、安全管理グループへ連絡し、その指示に従うこと。</p> <p>(9) ローディングドックのシャッター（外部から）を経由する場合は下部規程「管理区域の入退域管理に係る基準」に従うこと。</p> <p>4 安全管理GLは前項(8)号に定める表面密度の管理値を超えた場合の措置を定めておく。</p> <p>(管理区域内ゾーン間の物品の移動)</p> <p>第34条 レッドゾーン、アンバーゾーンからグリーンゾーン及びレッドゾーンからアンバーゾーンへの物品の移動時はあらかじめ汚染検査を行い、汚染がないことをその作業に関する責任者（以下、「作業責任者」という。）が確認して移動すること。</p> <p>(管理区域外への物品の持出)</p> <p>第35条 安全管理GLは、管理区域から物品（核燃料物質等を除く。）を持ち出す場合は、その物品の表面密度が、別表第7(2)に掲げる値以下であることを確認する。</p> <p>2 安全管理GLは前項に定める値を超えた場合、下部規程「管理区域への物品搬入及び管理区域からの物品搬出に係る基準」に従い搬出を禁止する。また、搬出が必要な場合は除染を行わせ、表面密度が別表第7(2)に掲げる値以下であることを確認した後、搬出を許可する。</p> <p>3 管理区域から物品（核燃料物質等を除く。）を持ち出す際は事前に管理区域からの搬出に係る手続きを行う。</p> <p>(作業に伴う放射線管理)</p> <p>第36条 管理区域内で作業を行う際には、作業責任者が、作業による線量及び作業区域の放射線環境に応じた作業方法等を記載した管理区域内作業計画書を作成し、研究部長、関連GLの審査を経て保安管理部長の承認を得る。その実施にあたっては、計画に記載した放射線防護上の措置を講じる。</p> <p>2 核燃料取扱主務者は、管理区域内作業計画書の作成及び実施に際し、指導・助言を行う。</p> <p>(緊急作業上の被ばく管理)</p> <p>第37条 研究部長は、ホットラボ施設において核燃料物質等による災害が発生し、又は発生するおそれのあるときで、緊急上やむを得ない場合には、社長の承認を得た上で、放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。）を告示に定める緊急作業に係る線量限度を超えない範囲において緊急作業に従事させることができる。</p> <p>2 研究部長は、放射線業務従事者を前項の緊急作業に従事させる場合は、保安管理部長及び核燃料取扱主務者との協議の上、緊急作業計画書を作成し、社長の承認を受ける。ただし、人命の救助のために緊急を要する場合はこの限りでない。</p> <p>3 前項の緊急作業計画書には内部被ばく防止対策を含めること。</p> <p>4 研究部長は、第2項ただし書の規定により緊急作業を行った場合は、保安管理部長、核燃料取扱主務者及び社長に速やかに報告する。</p> <p>5 総務GLは、緊急作業に従事する放射線業務従事者に対し、緊急作業に従事する間は毎月末日及び緊急作業終了後に医師による健康診断を受診させる。</p>	<p>(1)新審査基準⑥ウ)</p> <p>(1)新審査基準⑥ウ)</p> <p>(4)記載見直し① (4)記載見直し① (4)記載見直し③ (1)新審査基準⑥エ)</p> <p>(1)新審査基準⑥ウ)</p> <p>(4)記載見直し①、② (4)記載見直し②</p> <p>(4)記載見直し②</p> <p>(4)記載見直し①</p> <p>(4)記載見直し②</p> <p>(1)新審査基準⑩イ)</p> <p>(4)記載見直し①、②</p> <p>(4)記載見直し①</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(請負会社等の放射線防護)</p> <p><u>第44条</u> 保安管理部長は、管理区域内の作業を請負会社等に行わせる場合は、請負会社等に対し、<u>第34条から第43条</u>に準じた放射線防護上の必要事項を遵守させる措置を講じる。</p> <p style="text-align: center;">第7章 放射線測定</p> <p>(外部放射線に係る線量率等の測定)</p> <p><u>第45条</u> 安全管理GLは、管理区域内における線量率等の管理のため、<u>別表第9</u>に定めるところにより、測定する。</p> <p>2 安全管理GLは、<u>別表第10</u>に従って周辺監視区域の境界付近における線量率を測定する。</p> <p>3 第1項及び第2項の測定において放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によってその値を算出することができる。</p> <p>4 安全管理GLは、第1項、第2項及び第3項の測定及び確認により、異常が認められた場合には、直ちに原因の調査及び原因の除去等の措置を講じる。</p> <p>5 安全管理GLは、前項の調査及び講じた措置について、保安管理部長、核燃料取扱主務者及び社長に報告する。</p>	<p>(請負会社等の放射線防護)</p> <p><u>第38条</u> 保安管理部長は、管理区域内の作業を請負会社従業員等に行わせる場合は、請負会社従業員等に対し、<u>第28条から第37条</u>に準じた放射線防護上の必要事項を遵守させる措置を講じる。</p> <p style="text-align: center;">第7章 放射線測定</p> <p>(外部放射線に係る線量率等の測定)</p> <p><u>第39条</u> 安全管理GLは、管理区域内における線量率等の管理のため、<u>別表第8</u>に定めるところにより、測定する。</p> <p>2 安全管理GLは、<u>別表第9</u>に従って周辺監視区域の境界付近における線量率を測定する。</p> <p>3 第1項及び第2項の測定において放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によってその値を算出することができる。</p> <p>4 安全管理GLは、第1項、第2項及び第3項の測定及び確認により、異常が認められた場合には、直ちに原因の調査及び原因の除去等の措置を講じる。</p> <p>5 安全管理GLは、前項の調査及び講じた措置について、保安管理部長、核燃料取扱主務者、<u>放射線安全委員会委員長</u>及び社長に報告する。</p>	<p>(4)記載見直し①、② (4)記載見直し①</p>
<p>(床、壁等の除染)</p> <p><u>第46条</u> 研究部長は、<u>別表第8(2)</u>に掲げる値を超えないように管理する。</p> <p>2 研究部長は、<u>別表第8(2)</u>に掲げる値を超えるような、若しくは予期しない汚染を床、壁等に発生させた場合又は発見した場合は、汚染拡大防止の応急措置を講じるとともに、保安管理部長に連絡する。</p> <p>3 保安管理部長は、汚染状況の確認を行うとともに研究部長を指導し、除染が必要となった場合は、汚染の除去又は汚染の拡大防止措置等、放射線防護上の措置を講じさせる。</p> <p>4 研究部長は、前項の措置結果について、保安管理部長の確認を受ける。</p> <p>5 保安管理部長は、第3項及び第4項の確認の内容について、核燃料取扱主務者及び社長に報告する。</p>	<p>(床、壁等の表面密度の評価)</p> <p><u>第40条</u> 研究部長は、<u>別表第7(1)</u>に掲げる値を超えないように管理する。</p> <p>2 研究部長は、<u>別表第7(1)</u>に掲げる値を超えるような、若しくは予期しない汚染を床、壁等に発生させた場合又は発見した場合は、汚染拡大防止の応急措置を講じるとともに、保安管理部長に連絡する。</p> <p>3 保安管理部長は、汚染状況の確認を行うとともに研究部長を指導し、除染が必要となった場合は、汚染の除去又は汚染の拡大防止措置等、放射線防護上の措置を講じさせる。</p> <p>4 研究部長は、前項の措置結果について、保安管理部長の確認を受ける。</p> <p>5 保安管理部長は、第3項及び第4項の確認の内容について、核燃料取扱主務者、<u>放射線安全委員会委員長</u>及び社長に報告する。</p>	<p>(4)記載見直し② (4)記載見直し① (4)記載見直し①</p>
<p>(線量の評価)</p> <p><u>第47条</u> 保安管理部長は、従業員の放射線業務従事者等に係る線量について、<u>別表第11</u>に定める項目、頻度に従って評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>2 保安管理部長は、前項の評価の結果を、核燃料取扱主務者及び社長に報告するとともに、当該放射線業務従事者に通知しなければならない。</p> <p>3 保安管理部長は、第1項の線量が著しく過大であった場合は、原因を調査し、必要があれば適切な措置を講じ、原因の調査の結果及び講じた措置について、核燃料取扱主務者及び社長に報告しなければならない。</p>	<p>(線量の評価)</p> <p><u>第41条</u> 保安管理部長は、従業員の放射線業務従事者等に係る線量について、<u>別表第10</u>に定める個人線量計、検査項目及び頻度に従って評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>2 保安管理部長は、前項の評価の結果を、核燃料取扱主務者、<u>放射線安全委員会委員長</u>及び社長に報告するとともに、当該放射線業務従事者に通知しなければならない。</p> <p>3 保安管理部長は、第1項の線量が著しく過大であった場合は、原因を調査し、必要があれば適切な措置を講じ、原因の調査の結果及び講じた措置について、核燃料取扱主務者、<u>放射線安全委員会委員長</u>及び社長に報告しなければならない。</p>	<p>(4)記載見直し①、② (4)記載見直し②</p>
<p>(放射線測定器の管理)</p> <p><u>第48条</u> 保安管理部長は、<u>別表第12第1欄</u>に掲げる放射線測定器を確保する。</p>	<p>(放射線測定器の管理)</p> <p><u>第42条</u> 保安管理部長は、<u>別表第11第1欄</u>に掲げる放射線測定器を確保する。</p>	<p>(4)記載見直し①</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>2 保安管理部長は、第50条に定める定期的な自主検査として、第1項に定める放射線測定器のうち、エリアモニタ、スタック排気モニタ、<u>ハンドフットクロスモニタ及びサーベイメータ並びにαβ線放射能測定装置</u>の校正を年1回行う。</p> <p>3 保安管理部長は、<u>前項の結果を核燃料取扱主務者及び社長に報告する。</u></p>	<p>2 保安管理部長は、第1項に定める放射線測定器のうち、<u>エリアモニタ、インセルモニタ、可搬式エリアモニタ、室内空気汚染モニタ、スタック排気モニタ、放射能測定装置、サーベイメータ、ハンドフットクロスモニタ、ポケット線量計、アラーム付きポケット線量計及びホールボディカウンタ</u>の校正を年1回以上行う。</p> <p>3 <u>ガラスバッジは、放射線個人線量測定機関の認定を受けた業者から供給されるものを使用する。</u></p> <p>4 <u>安全管理GLは、第1項に定める放射線測定器の巡視、点検、検査及び予防保全を、第45条に従い実施する。</u></p> <p>5 保安管理部長は、<u>第2項及び第4項の結果を核燃料取扱主務者及び社長に報告する。</u></p> <p><u>(放射線測定器の使用方法)</u></p> <p><u>第43条 安全管理GLは別表第11第1欄に掲げる放射線測定器を用いて、第4欄に掲げる測定項目を第5欄に掲げる使用方法にて測定及び評価を行う。</u></p>	<p>(1)新審査基準⑨ア)</p> <p>(1)新審査基準⑨ア)</p> <p>(1)新審査基準⑨ア)</p> <p>(4)記載見直し①</p> <p>(1)新審査基準⑨ア)</p>
<p>第8章 <u>保守管理</u></p>	<p>第8章 <u>施設管理</u></p>	<p>(1)新審査基準⑮イ)</p>
<p>(施設の巡視及び点検)</p> <p>第49条 保安管理部長、研究部長及び管理部長は、別表第13第1欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表第2欄及び第3欄に掲げる設備区分、点検項目について、それぞれ同表第4欄に掲げる点検頻度で、施設の巡視及び点検を行う。</p> <p>2 保安管理部長、研究部長及び管理部長は、前項の巡視及び点検の結果、異常を認められた場合は、その原因及び状況を調査し、必要な処置を講じる。</p> <p>3 保安管理部長、研究部長及び管理部長は、前項の処置について、核燃料取扱主務者及び必要に応じ社長に報告する。</p>	<p><u>(施設管理方針)</u></p> <p><u>第44条 社長は、ホットラボ施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（以下、「施設管理」という。）に関する方針（以下、「施設管理方針」という。）を策定する。</u></p> <p><u>(施設管理目標及び施設管理実施計画)</u></p> <p><u>第45条 研究部長、保安管理部長及び管理部長（以下、「各部長」という。）は、施設管理方針に従って達成すべき施設管理の目標（以下、「施設管理目標」という。）を策定する。</u></p> <p>2 <u>施設管理の対象となる設備・機器系統は、公衆及び放射線業務従事者への影響度等を考慮して次のように分類（以下、「安全上の重要度分類」という。）する。</u></p> <p><u>(1) 重要度「高」</u></p> <p><u>イ) 故障等により機能不全となった場合に公衆及び放射線業務従事者へ直ちに影響を及ぼすおそれのある設備等</u></p> <p><u>ロ) 公衆及び放射線業務従事者に直ちに影響を及ぼすおそれのある異常事象を検知する設備等</u></p> <p><u>(2) 重要度「中」</u></p> <p><u>イ) 故障等により機能不全となった場合に公衆へ直ちに影響を及ぼすことはないが、放射線業務従事者へ直ちに影響を及ぼすおそれのある設備等</u></p> <p><u>ロ) 公衆に直ちに影響を及ぼすおそれのある異常事象を検知するものではないが、放射線業務従事者に直ちに影響を及ぼすおそれのある異常事象を検知する設備等</u></p> <p><u>(3) 重要度「低」</u></p> <p><u>イ) 故障等により機能不全となった場合に公衆及び放射線業務従事者へ直ちに影響を及ぼすおそれのない設備等</u></p> <p><u>ロ) 公衆及び放射線業務従事者に直ちに影響を及ぼすおそれのない事象を検知する設備等</u></p>	<p>(1)新審査基準⑮ウ)</p> <p>(以下本頁では本変更理由のみ)</p>
<p>(施設の定期的な自主検査)</p> <p>第50条 保安管理部長、研究部長及び管理部長は、別表第14に定める施設の定期的な自主検査を年1回以上行う。</p> <p>2 保安管理部長、研究部長及び管理部長は、前項の結果を、又、異常を認められた場合は、修理等の処置を講じるとともに、処置の結果を核燃料取扱主務者及び社長に報告する。</p>	<p>3 <u>ホットラボGL、安全管理GL、工務GL、総務GLは、施設管理目標に従い、設計、工事、巡視、点検、</u></p>	
<p>(修理及び改造)</p> <p>第51条 保安管理部長、研究部長及び管理部長は、ホットラボ施設に係る建家又は設備若しくは機器の修理を行おうとする場合に、その修理がホットラボ施設の保安に影響があると認められたときは、あらかじめ核燃料取扱主務者及び社長の同意を得る。</p> <p>2 保安管理部長、研究部長及び管理部長は、ホットラボ施設に係る建家又は設備若しくは機器の改造を行おうとする場合に、その改造がホットラボ施設の保安に影響があると認められたときは、あらかじめ核燃料取扱主務者及び社長の同意を得る。</p> <p>3 保安管理部長、研究部長及び管理部長は、第1項の修理及び第2項の改造を行おうとする場合は、あらかじめ許認可申請手続きの必要性を確認する。</p>		

変更前	変更後	変更理由
<p>4 保安管理部長、研究部長及び管理部長は、第1項の修理及び第2項の改造を終えたときは、その状況について、核燃料取扱主務者及び社長に報告する。</p> <p>第9章 核燃料物質等の受け渡し、貯蔵、運搬</p> <p>(核燃料物質等の受渡し管理)</p> <p>第52条 ホットラボGLは、核燃料物質の受渡しを行う場合は、あらかじめ臨界上の安全を確認し、核燃料取扱主務者の同意及び保安管理部長の承認を得る。</p> <p>2 ホットラボGLは、前項の受渡しを行う場合は、必要な保安措置が講じられていることを確認する。</p>	<p>検査及び予防保全を計画的かつ継続的に達成するため、以下の事項を安全上の重要度分類を考慮して下部規程「施設管理実施計画」に定めて実施する。</p> <p>(1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>(2) ホットラボ施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>(3) ホットラボ施設の巡視に関すること。</p> <p>(4) ホットラボ施設の点検、検査等（以下、「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期に関すること。</p> <p>(5) ホットラボ施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>(6) ホットラボ施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>(7) (6)の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置に関すること。</p> <p>(8) ホットラボ施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>(施設管理の継続的改善)</p> <p>第46条 <u>ホットラボGL、安全管理GL、工務GL、総務GLは、保安活動に係る施設管理の実施状況等を毎年度評価して、その結果を次年度の施設管理年間計画に反映する。</u></p> <p>2 <u>各部長は、上記の次年度の施設管理年間計画を審査し、承認する。また、施設管理の全体の状況を踏まえて施設管理目標を評価し、必要に応じて定期的に見直す。</u></p> <p>3 <u>社長は、マネジメントレビューの際に施設管理の全体の状況を評価し、必要に応じて施設管理に関する改善を指示するとともに施設管理方針を見直す。</u></p> <p>(特別な施設管理の実施)</p> <p>第47条 <u>ホットラボ施設の操作を相当期間行わない場合、その他施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、下部規程「施設管理規程」に従い、施設の状況に応じて特別な施設管理実施計画（体制、巡視・点検・検査の内容、期間、記録等）を策定し、実施する。</u></p> <p>(使用前検査)</p> <p>第48条 <u>施設、構造物及び設備・機器系統（以下、「施設等」という。）の新規導入または工事等について、使用の許可又は使用変更の許可を取得した後、下部規程「使用施設等の使用前検査実施要領」に従い、使用前検査を実施する。</u></p> <p>2 <u>使用前検査は、対象となる施設等の工事等又は点検に関与していない者が検査を実施する。</u></p> <p>3 <u>前項の検査を実施する者は、品質管理責任者が指定する。</u></p> <p>4 <u>使用前検査の実施後、使用前確認の申請書を原子力規制委員会へ提出し、使用前確認証の交付を受けた後に当該施設等を使用する。</u></p> <p>第9章 核燃料物質等の受け渡し、貯蔵、運搬</p> <p>(核燃料物質等の受渡し管理)</p> <p>第49条 ホットラボGLは、核燃料物質の受渡しを行う場合は、あらかじめ臨界上の安全を確認し、核燃料取扱主務者の同意及び保安管理部長の承認を得る。</p> <p>2 ホットラボGLは、前項の受渡しを行う場合は、必要な保安措置が講じられていることを確認する。</p>	<p>(1)新審査基準⑮ウ</p> <p>(1)新審査基準⑮ウ</p> <p>(1)新審査基準⑮ウ</p> <p>(1)新審査基準⑮ウ</p> <p>(1)新審査基準⑮エ</p> <p>(1)新審査基準⑮カ</p> <p>(1)新審査基準⑮エ</p> <p>(4)記載見直し①</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>3 ホットラボ GL は、第 1 項の受渡しを終了した場合は、保安管理部長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>4 ホットラボ GL は、核燃料物質等の受渡しを行う場合は、あらかじめ使用場所の放射能の制限量を超えないことを確認し、放射線上の安全を確保する。</p> <p>(核燃料物質等の貯蔵)</p> <p><u>第 53 条</u> ホットラボ GL は、貯蔵施設以外の場所に核燃料物質等を保管させてはならない。</p> <p>2 ホットラボ GL は、貯蔵施設において別表第 15-1 に示す年間予定使用量のうち、最大存在量以上の核燃料物質等を保管させてはならない。また、別表第 15-2 に示す、核燃料物質等の最大収納量以上の核燃料物質等を貯蔵させてはならない。</p> <p>3 ホットラボ GL は、貯蔵施設に、核燃料物質等の種類、貯蔵量、注意事項、その他保安上必要な事項を掲示する。</p> <p>4 ホットラボ GL は、核燃料物質等を搬入する場合その他必要がある場合を除き、貯蔵施設には、施錠又は立入制限の措置を講じる。</p> <p>(周辺監視区域内に係る運搬)</p> <p><u>第 54 条</u> 輸送 GL は、周辺監視区域内において核燃料物質等を運搬（周辺監視区域外からの搬入及び周辺監視区域外への搬出は除く。）するときは、標識の取り付け等、<u>法に定める措置</u>を講じるとともに、あらかじめ、核燃料取扱主務者の同意並びに研究部長の承認を得る。</p> <p>2 輸送 GL は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所へ核燃料物質等を運搬しようとするときは、前項の措置に従うほか、当該研究所との間の取り決めに適合するように措置しなければならない。</p> <p>(周辺監視区域外に係る運搬)</p> <p><u>第 55 条</u> 輸送 GL は、周辺監視区域外へ核燃料物質等を運搬するとき、及び周辺監視区域外から搬入するときは、標識の取り付け等、<u>法に定める措置</u>を講じるとともに、あらかじめ、研究部長の確認、核燃料取扱主務者の同意並びに社長の承認を得る。</p> <p style="text-align: center;">第 10 章 放射性廃棄物の管理</p> <p>(気体状の放射性廃棄物の廃棄)</p> <p><u>第 56 条</u> ホットラボ GL は、ホットラボ施設から気体状の放射性廃棄物（以下「気体廃棄物」という。）を廃棄する場合は、<u>周辺監視区域外の空気中の放射性物質の 3 月間についての平均濃度が、告示で定める周辺監視区域の境界における空気中の放射性物質の濃度限度を超えないように廃棄する。</u></p> <p>2 安全管理 GL は、核燃料物質等の使用時は排気口における排気中の放射性物質の濃度を排気監視設備によって測定する。</p>	<p>3 ホットラボ GL は、第 1 項の受渡しを終了した場合は、保安管理部長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>4 ホットラボ GL は、核燃料物質等の受渡しを行う場合は、あらかじめ使用場所の放射能の制限量を超えないことを確認し、放射線上の安全を確保する。</p> <p>(核燃料物質等の貯蔵)</p> <p><u>第 50 条</u> ホットラボ GL は、<u>臨界の発生防止を目的に、貯蔵施設以外の場所に核燃料物質等を保管させてはならない。</u></p> <p>2 ホットラボ GL は、貯蔵施設において別表第 12 に示す年間予定使用量のうち、最大存在量以上の核燃料物質等を保管させてはならない。また、<u>不要な被ばくの低減を目的に、別表第 13 に示す、核燃料物質等の最大収納量以上の核燃料物質等を貯蔵させてはならない。</u></p> <p>3 ホットラボ GL は、貯蔵施設に、核燃料物質等の種類、貯蔵量、注意事項、その他保安上必要な事項を掲示する。</p> <p>4 ホットラボ GL は、核燃料物質等を搬入する場合その他必要がある場合を除き、貯蔵施設には、施錠又は立入制限の措置を講じる。</p> <p>(周辺監視区域内に係る運搬)</p> <p><u>第 51 条</u> 輸送 GL は、周辺監視区域内において核燃料物質等を運搬（周辺監視区域外からの搬入及び周辺監視区域外への搬出は除く。）するときは、<u>臨界の発生を防止する措置及び標識の取り付け等、下部規程「核燃料物質等周辺監視区域内運搬申請書／承認書の作成要領」に定める措置</u>を講じるとともに、あらかじめ、核燃料取扱主務者の同意並びに研究部長の承認を得る。</p> <p>2 輸送 GL は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所へ核燃料物質等を運搬しようとするときは、前項の措置に従うほか、当該研究所との間の取り決めに適合するように措置しなければならない。</p> <p>(周辺監視区域外に係る運搬)</p> <p><u>第 52 条</u> 輸送 GL は、周辺監視区域外へ核燃料物質等を運搬するとき、及び周辺監視区域外から搬入するときは、<u>臨界の発生を防止する措置及び標識の取り付け等、下部規程「核燃料物質等輸送承認申請書／承認書の作成要領」に定める措置</u>を講じるとともに、あらかじめ、研究部長の確認、核燃料取扱主務者の同意並びに社長の承認を得る。</p> <p style="text-align: center;">第 10 章 放射性廃棄物の管理</p> <p>(気体状の放射性廃棄物の廃棄)</p> <p><u>第 53 条</u> ホットラボ GL は、ホットラボ施設から気体状の放射性廃棄物（以下「気体廃棄物」という。）を廃棄する場合は、<u>排気口における排気中の放射性物質の 3 月間についての平均濃度が、告示で定める周辺監視区域の境界における空気中の放射性物質の濃度限度を超えないように廃棄すると共にその放出濃度が合理的に達成可能な限り低くなるよう管理する。</u></p> <p>2 安全管理 GL は、排気口における排気中の放射性物質の濃度を排気の都度（連続して排気する場合は連続して）排気監視設備によって測定する。</p>	<p>(4) 記載見直し① (1) 新審査基準⑩ア)</p> <p>(4) 記載見直し① (1) 新審査基準⑩ア)</p> <p>(4) 記載見直し① (1) 新審査基準⑩ア)</p> <p>(4) 記載見直し① (1) 新審査基準⑩ア)</p> <p>(4) 記載見直し③</p> <p>(4) 記載見直し① (1) 新審査基準⑩ア)</p> <p>(4) 記載見直し③</p> <p>(4) 記載見直し① (1) 新審査基準⑩ア)</p> <p>(4) 記載見直し③</p> <p>(4) 記載見直し① (1) 新審査基準⑧イ)</p> <p>(1) 新審査基準⑦ア)</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>3 安全管理 GL は、放射性物質の放出量が別表第 16 に定める放出管理目標値を超えないことを確認する。</p> <p>4 安全管理 GL は、第 2 項の測定結果及び放射性物質の放出結果を保安管理部長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>(液体状の放射性廃棄物の廃棄)</p> <p>第 57 条 ホットラボ GL 及び工務 GL は、液体廃棄物について、別表第 17 に定めるところにより、処理する。</p> <p>2 工務 GL は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所に液体廃棄物を運び、処理を委託する場合は、引き渡す廃水中の放射性物質濃度の測定を安全管理 GL に依頼する。</p> <p>3 安全管理 GL は、第 2 項の測定結果を工務 GL、保安管理部長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>(固体状の放射性廃棄物の廃棄)</p> <p>第 58 条 ホットラボ GL 及び工務 GL は、固体廃棄物の廃棄を行う場合は、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 排出される固体廃棄物を不燃性及び可燃性に分別し、別表第 18 に示す線量率又は放射性物質の含有量に応じて区分したのち、容器に封入梱包する。また、容器ごとに廃棄物の内容、主な核種とその量、線量率を明示する。</p> <p>(2) 工務 GL は、前号の固体廃棄物について、別表第 18 第 3 欄に掲げる方法により処理を行う。</p> <p>(3) 可燃性の固体廃棄物を保管する場合は、金属容器に収納する。</p>	<p>3 安全管理 GL は、排気口における排気中の放射性物質の 3 月間についての平均濃度が告示で定める周辺監視区域の境界における空気中の放射性物質の濃度限度を超えないこと及び放射性物質の放出量が別表第 14 に定める放出管理目標値を超えないことを確認する。</p> <p>4 安全管理 GL は、第 2 項の測定結果及び放射性物質の放出結果を保安管理部長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>(液体廃棄物の廃棄)</p> <p>第 54 条 ホットラボ GL 及び工務 GL は、液体廃棄物について、別表第 15 に定めるところにより、処理する。</p> <p>2 工務 GL は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所に液体廃棄物を運び、処理を委託する場合は、引き渡す廃水中の放射性物質濃度の測定を安全管理 GL に依頼する。</p> <p>3 安全管理 GL は、第 2 項の測定結果を工務 GL、保安管理部長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>4 輸送 GL は、液体廃棄物の運搬にあたっては第 51 条又は第 52 条に従う。</p> <p>(固体廃棄物の廃棄)</p> <p>第 55 条 ホットラボ GL 及び工務 GL は、固体廃棄物の廃棄を行う場合は、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 排出される固体廃棄物を不燃性及び可燃性に分別し、別表第 16 に示す線量率又は放射性物質の含有量に応じて区分したのち、容器に封入梱包する。また、容器ごとに廃棄物の内容、主な核種とその量、線量率を明示する。</p> <p>(2) 工務 GL は、前号の固体廃棄物について、別表第 16 第 4 欄に掲げる内容物に応じて同表第 5 欄に示す方法により定められた容器に収納し、同表第 6 欄に掲げる方法により処理を行う。</p> <p>(3) 可燃性の固体廃棄物を保管する場合は、金属容器に収納する。</p> <p>(4) セル外に固体廃棄物を保管する場合には、その保管容器の表面密度が、別表第 7(1)の表面密度以下とする。</p> <p>2 輸送 GL は、固体廃棄物の運搬にあたっては第 51 条又は第 52 条に従う。</p> <p>(放射性廃棄物でない廃棄物の搬出)</p> <p>第 56 条 安全管理 GL は管理区域内において設置された資材等又は使用された物品を「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染されたもので廃棄しようとするもの」でない廃棄物（以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。）として、管理区域外に搬出する場合は、次に掲げる事項を確認する。</p> <p>(1) 設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないこと。</p> <p>(2) 使用された物品に関し、適切に管理された使用履歴の記録等により、汚染がないこと。</p> <p>(3) 管理区域から搬出するまでの間、他の資材等及び物品との混在防止の措置が講じられていること。</p> <p>(4) 専用の測定器によって、「念のための測定」の結果、正味の測定値（計数率）がバックグラウンド変動を考慮した理論値限界曲線の検出限界値未満であること。</p>	<p>(1) 新審査基準⑦ア)</p> <p>(1) 新審査基準⑦ア)</p> <p>(4) 記載見直し①</p> <p>(4) 記載見直し②</p> <p>(4) 記載見直し①</p> <p>(1) 新審査基準⑩ア)</p> <p>(4) 記載見直し②</p> <p>(4) 記載見直し①</p> <p>(4) 記載見直し①</p> <p>(1) 新審査基準⑩ア)</p> <p>(1) 新審査基準⑩ア)</p> <p>(1) 新審査基準⑩ア)</p> <p>(1) 新審査基準⑩ア)</p> <p>(1) 新審査基準⑩ア)</p> <p>(1) 新審査基準⑧ア)</p>

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">第 11 章 非常時の措置</p> <p>(非常時の組織)</p> <p>第 59 条 社長は、NFD の通常組織では対応できない非常時に備え、災害の発生又は拡大防止を図るための非常時対応組織（以下、「防護活動の組織」という）をあらかじめ定めておく。</p> <p>(非常時要員の確保)</p> <p>第 60 条 社長は、前条に定める防護活動の組織の要員をあらかじめ確保しておく。</p> <p>2 社長は、第 1 項の要員のうちから次の各号の要件を満足する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定する。</p> <p>(1) 第 20 条第 4 項に定める教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を社長に書面で申し出た者であること。</p> <p>(2) 第 20 条第 7 項に定める緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>(3) 実効線量について 250mSv を線量限度とする緊急作業に従事する要員は、「原子力災害対策特別措置法」第 8 条第 3 項に規定する原子力防災要員、同法第 9 条第 1 項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第 3 項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p>(非常時対応資機材の整備)</p> <p>第 61 条 社長は、防護活動の組織が活動するにあたって必要な放射線防護用機器、通信連絡機器等をあらかじめ準備しておく。</p> <p>(通報系統)</p> <p>第 62 条 社長は、非常事態が生じたときの NFD 内部（見学者等の外来者を含む）及び外部関係機関への通報系統をあらかじめ定めておく。</p> <p>(通 報)</p> <p>第 63 条 ホットラボ施設に係る非常事態の発生、又はそのおそれのあることを発見した従業員は、直ちに総務 GL に通報する。</p> <p>2 総務 GL は、前項の通報を受けた場合、直ちに管理部長、保安管理部長、核燃料取扱主務者及び社長に通報しなくてはならない。</p> <p>3 総務 GL は、直ちに前条に定める通報系統に従い外部関係機関に通報しなければならない。</p> <p>(非常事態の発令)</p> <p>第 64 条 社長は、前条第 2 項に定める通報を受け非常事態に該当すると判断した場合は、直ちに非常事</p>	<p style="text-align: center;">第 11 章 非常時の措置</p> <p>(非常時の組織)</p> <p>第 57 条 社長は、NFD の通常組織では対応できない非常時に備え、災害の発生又は拡大防止を図るための非常時対応組織（以下、「防護活動の組織」という。）を下部規程「防護措置要領」にあらかじめ定めておく。</p> <p>(非常時要員の確保)</p> <p>第 58 条 社長は、前条に定める防護活動の組織の要員をあらかじめ確保しておく。</p> <p>2 社長は、第 1 項の要員のうちから次の各号の要件を満足する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定する。</p> <p>(1) 第 15 条第 6 項に定める教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を社長に書面で申し出た者であること。</p> <p>(2) 第 15 条第 9 項に定める緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>(3) 実効線量について 250 mSv を線量限度とする緊急作業に従事する要員は、「原子力災害対策特別措置法」第 8 条第 3 項に規定する原子力防災要員、同法第 9 条第 1 項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第 3 項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p>(緊急時における核燃料物質の使用)</p> <p>第 59 条 <u>緊急時における核燃料物質の使用に関する処置を下部規程「防護措置要領」に定める。</u></p> <p>(非常時対応資機材の整備)</p> <p>第 60 条 社長は、防護活動の組織が活動するにあたって必要な放射線防護用機器、通信連絡機器等をあらかじめ準備しておく。</p> <p>(通報系統)</p> <p>第 61 条 社長は、非常事態が生じたときの NFD 内部（見学者等の外来者を含む）<u>の者に対する避難指示を含めた避難要領</u>及び外部関係機関への通報系統を下部規程「防護措置要領」にあらかじめ定めておく。</p> <p>(通 報)</p> <p>第 62 条 ホットラボ施設に係る非常事態の発生、又はそのおそれのあることを発見した従業員は、直ちに総務 GL に通報する。</p> <p>2 総務 GL は、前項の通報を受けた場合、直ちに社長に通報しなくてはならない。</p> <p>3 総務 GL は、直ちに前条に定める通報系統に従い外部関係機関に通報しなければならない。</p> <p><u>4 社長は、2 項の通報を受けた場合、NFD 内部（見学者等の外来者を含む）への避難指示を行う。</u></p> <p>(非常事態の発令)</p> <p>第 63 条 社長は、前条第 2 項に定める通報を受け非常事態に該当すると判断した場合は、直ちに非常</p>	<p>(4) 記載見直し①</p> <p>(4) 記載見直し②, ③</p> <p>(4) 記載見直し①</p> <p>(4) 記載見直し①</p> <p>(4) 記載見直し①</p> <p>(4) 記載見直し①</p> <p>(1) 新審査基準⑫ア)</p> <p>(4) 記載見直し①</p> <p>(4) 記載見直し①, ②</p> <p>(4) 記載見直し③</p> <p>(4) 記載見直し①</p> <p>(4) 記載見直し②</p> <p>(1) 新審査基準⑫エ)</p> <p>(4) 記載見直し①</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>態を宣言し、社長を本部長とする防護本部を設置する。</p> <p>(非常事態における活動) 第 65 条 防護本部は、人命の救助、非常事態の原因除去、拡大防止に係る防護活動を行う。</p> <p>(非常事態の解除) 第 66 条 社長は、非常事態の原因が除去され、拡大防止等に係る防護活動が終了したと判断した場合は、防護本部を解散し、非常事態を解除する。</p> <p>(「原子力災害対策特別措置法」に基づく措置) 第 67 条 「原子力災害対策特別措置法」に基づく事象が発生した場合は、本規定によらず、原子力事業者防災業務計画に基づき措置する。</p> <p style="text-align: center;">第 12 章 記録及び報告</p> <p>(記 録) 第 68 条 社長は、別表第 19 第 1 欄に掲げる事項について、それぞれ同表第 2 欄に掲げるところに従い、同表第 3 欄に掲げる者に記録させ、それぞれ同表第 4 欄に掲げる者に、同表第 5 欄に掲げる期間保存させる。</p> <p>(報 告) 第 69 条 部長等は、次の各号の一に掲げる事項に該当する場合は、直ちに社長に報告する。 (1) 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。 (2) ホットラボ施設の故障があった場合において、当該故障に係る修理のため特別の措置を必要と</p>	<p>事態を宣言し、社長を本部長とする防護本部を設置する。</p> <p>(非常事態における活動) 第 64 条 防護本部は、人命の救助、非常事態の原因除去、拡大防止に係る防護活動を行う。</p> <p>(非常事態の解除) 第 65 条 社長は、非常事態の原因が除去され、拡大防止等に係る防護活動が終了したと判断した場合は、防護本部を解散し、非常事態を解除する。</p> <p>(「原子力災害対策特別措置法」に基づく措置) 第 66 条 「原子力災害対策特別措置法」に基づく事象が発生した場合は、本規定によらず、「原子力事業者防災業務計画」に基づき措置する。</p> <p><u>(設計想定事象等に係る使用施設等の保全に関する措置)</u> 第 67 条 社長は許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、「火災」及び「多量の放射性物質等を放出する事故」等の想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずる。 (1) ホットラボ施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせることを下部規程「防護措置要領」「火災対応マニュアル」、「放射性物質の漏洩対応マニュアル」にあらかじめ定めておく。 (2) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付ける。 (3) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備することを下部規程「防護措置要領」にあらかじめ定めておく。</p> <p style="text-align: center;">第 12 章 記録及び報告</p> <p>(記 録) 第 68 条 社長は、ホットラボ施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理する。なお、記録の作成及び管理するための措置を下部規程「保安活動に関わる品質マネジメント計画書」及び下部規程「保安活動に関わる品質マネジメント計画書の関連文書・記録一覧表」に定める。 2 社長は、「核燃料物質の使用等に関する規則」第 2 条の 11 に定める記録に関して、別表第 17 第 1 欄に掲げる事項について、それぞれ同表第 2 欄に掲げるところに従い、同表第 3 欄に掲げる者に記録させ、それぞれ同表第 4 欄に掲げる者に、同表第 5 欄に掲げる期間保存させる。</p> <p>(報 告) 第 69 条 部長等は、次の各号の一に掲げる事項に該当する場合は、直ちに社長に報告する。 (1) 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。 (2) ホットラボ施設の故障があった場合において、当該故障に係る修理のため特別の措置を必要とす</p>	<p>(4) 記載見直し①</p> <p>(4) 記載見直し①</p> <p>(4) 記載見直し①、②</p> <p>(1) 新審査基準⑬ア)</p>
<p>(記 録) 第 68 条 社長は、別表第 19 第 1 欄に掲げる事項について、それぞれ同表第 2 欄に掲げるところに従い、同表第 3 欄に掲げる者に記録させ、それぞれ同表第 4 欄に掲げる者に、同表第 5 欄に掲げる期間保存させる。</p> <p>(報 告) 第 69 条 部長等は、次の各号の一に掲げる事項に該当する場合は、直ちに社長に報告する。 (1) 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。 (2) ホットラボ施設の故障があった場合において、当該故障に係る修理のため特別の措置を必要と</p>	<p>(記 録) 第 68 条 社長は、ホットラボ施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理する。なお、記録の作成及び管理するための措置を下部規程「保安活動に関わる品質マネジメント計画書」及び下部規程「保安活動に関わる品質マネジメント計画書の関連文書・記録一覧表」に定める。 2 社長は、「核燃料物質の使用等に関する規則」第 2 条の 11 に定める記録に関して、別表第 17 第 1 欄に掲げる事項について、それぞれ同表第 2 欄に掲げるところに従い、同表第 3 欄に掲げる者に記録させ、それぞれ同表第 4 欄に掲げる者に、同表第 5 欄に掲げる期間保存させる。</p> <p>(報 告) 第 69 条 部長等は、次の各号の一に掲げる事項に該当する場合は、直ちに社長に報告する。 (1) 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。 (2) ホットラボ施設の故障があった場合において、当該故障に係る修理のため特別の措置を必要とす</p>	<p>(1) 新審査基準⑭ア)</p> <p>(1) 新審査基準⑭イ)</p> <p>(4) 記載見直し①</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>する場合であって、核燃料物質の使用等に支障を及ぼしたとき。</p> <p>(3) ホットラボ施設の故障により、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮蔽機能若しくはホットラボ施設における火災若しくは爆発の防止の機能を喪失し、又は喪失するおそれがあったことにより核燃料物質の使用等に支障を及ぼしたとき。</p> <p>(4) ホットラボ施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、<u>気体状の放射性廃棄物</u>の排気施設による排出の状況に異常が認められたとき。</p> <p>(5) <u>気体状の放射性廃棄物</u>を排気施設によって排出した場合において、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が「核燃料物質の使用等に関する規則」第二条の十一の<u>九</u>第四号の濃度限度を超えたとき。</p> <p>(6) 核燃料物質等が管理区域外で漏えいしたとき。</p> <p>(7) ホットラボ施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。 イ) 漏えいした液体状の核燃料物質等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかったとき。 ロ) 気体状の核燃料物質等が漏えいした場合において、漏えいした場所に係る換気設備の機能が適正に維持されているとき。 ハ) 漏えいした核燃料物質等の放射エネルギーが微量なときその他漏えいの程度が軽微なとき。</p> <p>(8) 核燃料物質が臨界に達し、又は達するおそれがあるとき。</p> <p>(9) ホットラボ施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、管理区域に立ち入る者について被ばくがあったときであって、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては5ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては0.5ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれのあるとき。</p> <p>(10) <u>従業員</u>に「核燃料物質の使用等に関する規則」第二条の十一の<u>四</u>第一項第一号の線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。</p> <p>(11) 前各号のほか、ホットラボ施設に関し、人の障害（放射線障害以外の障害であつて入院治療を必要としないものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。</p> <p>2 社長は、前項の報告を受けたときは、その旨を直ちに原子力規制委員会に報告する。</p> <p>3 部長等は、第1項の報告ののち、速やかに次の各号に掲げる事項を、明らかにした報告書を作成し社長に報告する。 (1) 事故の発生日時、場所 (2) 状況及び発生に際して採った処置 (3) 原因 (4) その後の対策及び処置 (5) その他、必要な事項</p> <p>4 社長は、前項の報告を受けたときは、その内容を当該事象が発生してから10日以内に原子力規制委員会に報告する。</p>	<p>る場合であって、核燃料物質の使用等に支障を及ぼしたとき。</p> <p>(3) ホットラボ施設の故障により、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮蔽機能若しくはホットラボ施設における火災若しくは爆発の防止の機能を喪失し、又は喪失するおそれがあったことにより核燃料物質の使用等に支障を及ぼしたとき。</p> <p>(4) ホットラボ施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、<u>気体廃棄物</u>の排気施設による排出の状況に異常が認められたとき。</p> <p>(5) <u>気体廃棄物</u>を排気施設によって排出した場合において、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が「核燃料物質の使用等に関する規則」第二条の十一の<u>十二</u>第四号の濃度限度を超えたとき。</p> <p>(6) 核燃料物質等が管理区域外で漏えいしたとき。</p> <p>(7) ホットラボ施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。 イ) 漏えいした液体状の核燃料物質等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかったとき。 ロ) 気体状の核燃料物質等が漏えいした場合において、漏えいした場所に係る換気設備の機能が適正に維持されているとき。 ハ) 漏えいした核燃料物質等の放射エネルギーが微量なときその他漏えいの程度が軽微なとき。</p> <p>(8) 核燃料物質が臨界に達し、又は達するおそれがあるとき。</p> <p>(9) ホットラボ施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、管理区域に立ち入る者について被ばくがあったときであつて、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては5ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては0.5ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれのあるとき。</p> <p>(10) <u>放射線業務従事者</u>について「核燃料物質の使用等に関する規則」第二条の十一の<u>五</u>第一項第一号の線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。</p> <p>(11) 前各号のほか、ホットラボ施設に関し、人の障害（放射線障害以外の障害であつて入院治療を必要としないものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。</p> <p>2 社長は、前項の報告を受けたときは、その旨を直ちに原子力規制委員会に報告する。</p> <p>3 部長等は、第1項の報告ののち、速やかに次の各号に掲げる事項を、明らかにした報告書を作成し社長に報告する。 (1) 事故の発生日時、場所 (2) 状況及び発生に際して採った処置 (3) 原因 (4) その後の対策及び処置 (5) その他、必要な事項</p> <p>4 社長は、前項の報告を受けたときは、その内容を当該事象が発生してから10日以内に原子力規制委員会に報告する。</p> <p>5 <u>第1項の事象に準ずる下記の重大事象が発生した場合には、下部規程「異常時の措置にともなう通報基</u></p>	<p>(4) 記載見直し②</p> <p>(4) 記載見直し②</p> <p>(4) 記載見直し④</p> <p>(4) 記載見直し②、④</p> <p>(1) 新審査基準⑭イ)</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>付 則</p> <p>この規定は、原子力規制委員会の認可の日以降の社長が定める日から施行する。</p>	<p><u>準</u>」及び下部規程「地震発生時（震度4以上）の点検結果報告要領」に従い報告する。</p> <p>(1) <u>震度4以上の地震発生時</u></p> <p>(2) <u>施設の火災・爆発時</u></p> <p>(3) <u>施設の停電時</u></p> <p>(4) <u>その他、施設・人に影響を及ぼすおそれのある自然事象等が生じた時</u></p> <p>付 則</p> <p>この規定は、原子力規制委員会の認可の日以降の社長が定める日から施行する。</p>	<p>(1)新審査基準⑭イ)</p>



変更前		変更後			変更理由
別表第1 品質保証に係る教育					
対象者 項目	品質保証に係る組織 に属する者	品質保証責任者	内部監査員	頻度	
品質保証計画書	0.5時間以上*1	—	0.5時間以上*1	策定及び改訂の都度*4	
品質保証活動に必要な文書及び標準書式*3	0.5時間以上*1	—	0.5時間以上*1	策定及び改訂の都度*4	
品質保証に関する知識	—	1日以上	—	選任時*5	
内部監査の実施方法	—	1日以上*2	1日以上	選任時*5	
*1 品質保証に係る組織に属する者又は内部監査員として教育を受けた場合は、免除する。 *2 内部監査員として教育を受けた場合には、免除する。 *3 対象となる文書及び標準書式は、本規定第 11 条に基づく保安活動に関わる品質保証計画書に定める。 *4 部分改訂の場合は、文書通知等にて周知徹底を図り、教育に替える。 *5 公益財団法人日本適合性認定協会、又は相互承認している認定機関が認定している研修機関が主催した研修コースを5年以内に修了している者は、十分な知識又は内部監査技術を有しているとみなし、新たな教育は必要としない。 (注) 研修修了後5年を超えていても、関連規格の最新の品質保証に関する知識又は内部監査技術を維持している事を客観的に証明できる場合は、新たな教育は必要としない。					
(削除)					(1)新審査基準②イ

変更前						変更後						変更理由	
別表第2 保安教育						別表第1 保安教育						(4)記載見直し①	
(1) ホットラボ施設に係る業務を行う者の保安教育						(1) ホットラボ施設に係る業務を行う者の保安教育							
項目	対象者	使用等の業務に従事する従業員	付帯設備の運転保守に従事する従業員	放射線(安全)管理に従事する従業員	役員及びその他の従業員	頻度	項目	対象者	使用等の業務に従事する従業員	付帯設備の運転保守に従事する従業員	放射線(安全)管理に従事する従業員	役員及びその他の従業員	頻度
関係法令及び保安規定		○	○	○	○	1回/年及び改正・改訂の都度*1	関係法令及び保安規定		○	○	○	○	1回/年及び改正・改訂の都度*1
使用施設等の構造、性能及び操作	使用・運転に係る事項	○	—	—	—	1回/年	使用施設等の構造、性能及び操作	使用・運転に係る事項	○	—	—	—	1回/年
	付帯設備に係る事項	—	○	—	—	1回/年		付帯設備に係る事項	—	○	—	—	1回/年
	放射線管理設備に係る事項	○	○	○	△	1回/年		放射線管理設備に係る事項	○	○	○	△	1回/年
	管理区域作業の注意事項	○	○	○	△	1回/年		管理区域作業の注意事項	○	○	○	△	1回/年
放射線管理(放射線の生態に与える影響含む)	放射線の人体に与える影響	○	○	○	○	1回/年	放射線管理(放射線の生態に与える影響含む)	放射線の人体に与える影響	○	○	○	○	1回/年
	被ばく管理、線量管理	○	○	○	△	1回/年		被ばく管理、線量管理	○	○	○	△	1回/年
核燃料物質等の取扱い	核燃料物質等の性状(臨界に関することを含む)	○	—	○	—	1回/年	核燃料物質等の取扱い	核燃料物質等の性状(臨界に関することを含む)	○	—	○	—	1回/年
	使用・貯蔵・輸送上の注意事項	○	—	○	—	1回/年		使用・貯蔵・輸送上の注意事項	○	—	○	—	1回/年
	廃棄上の注意事項	○	○	○	—	1回/年		廃棄上の注意事項	○	○	○	—	1回/年
非常時の場合にとるべき処置(放射線防護措置含む)	非常時の処置、通報連絡	○	○	○	○	1回/年	非常時の場合にとるべき処置(放射線防護措置含む)	非常時の処置、通報連絡	○	○	○	○	1回/年
	非常時における放射線防護	○	○	○	△	1回/年		非常時における放射線防護	○	○	○	△	1回/年
その他使用施設等に係る保安教育に関し必要な事項	許認可に係る事項	○	○	○	—	1回/年及び改訂の都度*1	その他使用施設等に係る保安教育に関し必要な事項	許認可に係る事項	○	○	○	—	1回/年及び改訂の都度*1
	トラブル/良好事例	○	○	○	○	1回/年		トラブル/良好事例	○	○	○	○	1回/年
時間数		8時間以上	6時間以上	8時間以上	2(4)*2 時間以上		時間数		8時間以上	6時間以上	8時間以上	2(4)*2 時間以上	
*1:部分的な改正・改訂については、文書通知等にて周知徹底を図り、教育に替える。 *2:()は、△の項目を加えた場合の時間数を示す。 ○:対象、—:対象外 △:放射線業務従事者である原子力防災要員、原子力防災管理者及び副原子力防災管理者						*1:部分的な改正・改訂については、文書通知等にて周知徹底を図り、教育に替える。 *2:()は、△の項目を加えた場合の時間数を示す。 ○:対象、—:対象外 △:放射線業務従事者である原子力防災要員、原子力防災管理者及び副原子力防災管理者							

変更前			変更後			変更理由		
(2) 放射線業務従事者の指定教育			(2) 放射線業務従事者の指定教育			(変更なし)		
項目	時間数	実施すべき場合	項目	時間数	実施すべき場合			
放射線の人体に与える影響	0.5時間以上	その者を放射線業務従事者に指定しようとするとき	放射線の人体に与える影響	0.5時間以上	その者を放射線業務従事者に指定しようとするとき			
設備、機器及び核燃料物質等の安全取扱い	核燃料物質等の性状		1.0時間以上	設備、機器及び核燃料物質等の安全取扱い			核燃料物質等の性状	1.0時間以上
	使用施設等における作業の方法		1.5時間以上				使用施設等における作業の方法	1.5時間以上
	使用施設等に係る設備の構造及び取扱いの方法		1.5時間以上				使用施設等に係る設備の構造及び取扱いの方法	1.5時間以上
関係法令	0.5時間以上		関係法令	0.5時間以上				
保安規定	0.5時間以上		保安規定	0.5時間以上				
その他使用施設等に係る保安に関し必要な事項	0.5時間以上		その他使用施設等に係る保安に関し必要な事項	0.5時間以上				
(3) 緊急作業要員の指定教育			(3) 緊急作業要員の指定教育					
項目	時間数	実施すべき場合	項目	時間数	実施すべき場合			
緊急作業時の放射線防護措置	①緊急作業の方法及び防護措置	3.0時間以上	緊急作業時の放射線防護措置	①緊急作業の方法及び防護措置	3.0時間以上			
	②緊急作業で使用する施設及び設備の構造及び取扱いの方法	2.0時間以上		②緊急作業で使用する施設及び設備の構造及び取扱いの方法	2.0時間以上			
緊急作業時の放射線の生体に与える影響	③放射線の人体に与える影響	0.5時間以上	緊急作業時の放射線の生体に与える影響	③放射線の人体に与える影響	0.5時間以上			
	④緊急作業時の被ばく管理	0.5時間以上		④緊急作業時の被ばく管理	0.5時間以上			
⑤関係法令		0.5時間以上	⑤関係法令		0.5時間以上			

変更前	変更後	変更理由																																													
<p style="text-align: center;">別表第3 保安訓練</p> <p>(1) 総合訓練</p> <table border="1" data-bbox="172 296 1261 525"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>実施すべき場合</th> <th>実施者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常時の措置についての総合的な訓練</td> <td>年 1 回</td> <td>社長</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 避難、消火訓練</p> <table border="1" data-bbox="172 741 1261 1077"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>実施すべき場合</th> <th>実施者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難訓練</td> <td rowspan="2">年 1 回</td> <td rowspan="2">総務 GL</td> </tr> <tr> <td>消火訓練</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 緊急作業に係る訓練</p> <table border="1" data-bbox="172 1157 1261 1654"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>実施すべき場合</th> <th>実施者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①緊急作業の方法</td> <td rowspan="2"> 【緊急作業要員指定時】 緊急作業要員に選定しようとするとき①を実施する。(施設管理班、防護班、消防班に所属する者は②も合わせて実施する。) </td> <td rowspan="2">総務 GL</td> </tr> <tr> <td>②緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い</td> <td> 【班異動時】 緊急作業要員に指定されている者の中で、所属する班が施設管理班、防護班、消防班に変更となった者に対して②のみを実施する。 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	実施すべき場合	実施者	非常時の措置についての総合的な訓練	年 1 回	社長	項目	実施すべき場合	実施者	避難訓練	年 1 回	総務 GL	消火訓練	項目	実施すべき場合	実施者	①緊急作業の方法	【緊急作業要員指定時】 緊急作業要員に選定しようとするとき①を実施する。(施設管理班、防護班、消防班に所属する者は②も合わせて実施する。)	総務 GL	②緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い	【班異動時】 緊急作業要員に指定されている者の中で、所属する班が施設管理班、防護班、消防班に変更となった者に対して②のみを実施する。	<p style="text-align: center;">別表第2 保安訓練</p> <p>(1) 総合訓練</p> <table border="1" data-bbox="1427 296 2386 638"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>実施頻度</th> <th>実施者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防護活動総合訓練</td> <td>年 1 回</td> <td>社長</td> </tr> <tr> <td>防災総合訓練</td> <td>年 1 回</td> <td>社長</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 避難、消火訓練</p> <table border="1" data-bbox="1427 728 2386 1068"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>実施頻度</th> <th>実施者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難訓練</td> <td rowspan="2">年 1 回</td> <td rowspan="2">総務 GL</td> </tr> <tr> <td>消火訓練</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 緊急作業に係る訓練</p> <table border="1" data-bbox="1427 1157 2525 1654"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>実施すべき場合</th> <th>実施者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①緊急作業の方法</td> <td rowspan="2"> 【緊急作業要員指定時】 緊急作業要員に選定しようとするとき①を実施する。(施設管理班、防護班、消防班に所属する者は②も合わせて実施する。) </td> <td rowspan="2">総務GL</td> </tr> <tr> <td>②緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い</td> <td> 【班異動時】 緊急作業要員に指定されている者の中で、所属する班が施設管理班、防護班、消防班に変更となった者に対して②のみを実施する。 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	実施頻度	実施者	防護活動総合訓練	年 1 回	社長	防災総合訓練	年 1 回	社長	項目	実施頻度	実施者	避難訓練	年 1 回	総務 GL	消火訓練	項目	実施すべき場合	実施者	①緊急作業の方法	【緊急作業要員指定時】 緊急作業要員に選定しようとするとき①を実施する。(施設管理班、防護班、消防班に所属する者は②も合わせて実施する。)	総務GL	②緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い	【班異動時】 緊急作業要員に指定されている者の中で、所属する班が施設管理班、防護班、消防班に変更となった者に対して②のみを実施する。	<p>(4)記載見直し①</p> <p>(4)記載見直し②</p> <p>(1)新審査基準⑫ウ)</p> <p>(1)新審査基準⑫ウ)</p> <p>(4)記載見直し②</p>
項目	実施すべき場合	実施者																																													
非常時の措置についての総合的な訓練	年 1 回	社長																																													
項目	実施すべき場合	実施者																																													
避難訓練	年 1 回	総務 GL																																													
消火訓練																																															
項目	実施すべき場合	実施者																																													
①緊急作業の方法	【緊急作業要員指定時】 緊急作業要員に選定しようとするとき①を実施する。(施設管理班、防護班、消防班に所属する者は②も合わせて実施する。)	総務 GL																																													
②緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い			【班異動時】 緊急作業要員に指定されている者の中で、所属する班が施設管理班、防護班、消防班に変更となった者に対して②のみを実施する。																																												
項目	実施頻度	実施者																																													
防護活動総合訓練	年 1 回	社長																																													
防災総合訓練	年 1 回	社長																																													
項目	実施頻度	実施者																																													
避難訓練	年 1 回	総務 GL																																													
消火訓練																																															
項目	実施すべき場合	実施者																																													
①緊急作業の方法	【緊急作業要員指定時】 緊急作業要員に選定しようとするとき①を実施する。(施設管理班、防護班、消防班に所属する者は②も合わせて実施する。)	総務GL																																													
②緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い			【班異動時】 緊急作業要員に指定されている者の中で、所属する班が施設管理班、防護班、消防班に変更となった者に対して②のみを実施する。																																												



変更前	変更後	変更理由																											
<p style="text-align: center;">別表第4 災害防止上特に管理を必要とする設備・機器</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">設備・機器名</th> <th style="width: 45%;">管 理 の 方 法</th> <th style="width: 30%;">管 理 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プール</td> <td>プールの水位を維持する。</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">ホットラボ GL</td> </tr> <tr> <td>セル</td> <td>セル内を常時負圧に維持する。</td> </tr> <tr> <td>フード</td> <td>フード内を常時負圧に維持する。</td> </tr> <tr> <td>グローブボックス</td> <td>グローブボックス内を常時負圧に維持する。</td> </tr> <tr> <td>臨界安全管理機器</td> <td>スラブ厚さ管理治具の高さを正常に保つ。</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 2px solid black;">非常用電源設備</td> <td style="border-top: 2px solid black;">自動起動できるように保つ。</td> <td style="border-top: 2px solid black;">工務 GL</td> </tr> <tr> <td>無停電電源設備</td> <td>常時給電できるように保つ。</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">工務 GL</td> </tr> <tr> <td>気体廃棄物処理設備</td> <td>排気を浄化し、管理区域内を常時負圧に保つ。</td> </tr> <tr> <td>液体廃棄物処理設備</td> <td>廃液の水位、配管、機器を正常に保つ。</td> </tr> <tr> <td>放射線監視設備</td> <td>管理区域の線量率の監視機能を維持する。 排気濃度の監視機能を維持する。</td> <td style="text-align: center;">安全管理 GL</td> </tr> </tbody> </table>	設備・機器名	管 理 の 方 法	管 理 者	プール	プールの水位を維持する。	ホットラボ GL	セル	セル内を常時負圧に維持する。	フード	フード内を常時負圧に維持する。	グローブボックス	グローブボックス内を常時負圧に維持する。	臨界安全管理機器	スラブ厚さ管理治具の高さを正常に保つ。	非常用電源設備	自動起動できるように保つ。	工務 GL	無停電電源設備	常時給電できるように保つ。	工務 GL	気体廃棄物処理設備	排気を浄化し、管理区域内を常時負圧に保つ。	液体廃棄物処理設備	廃液の水位、配管、機器を正常に保つ。	放射線監視設備	管理区域の線量率の監視機能を維持する。 排気濃度の監視機能を維持する。	安全管理 GL	<p>(削除)</p>	<p>(1)新審査基準⑮7)</p>
設備・機器名	管 理 の 方 法	管 理 者																											
プール	プールの水位を維持する。	ホットラボ GL																											
セル	セル内を常時負圧に維持する。																												
フード	フード内を常時負圧に維持する。																												
グローブボックス	グローブボックス内を常時負圧に維持する。																												
臨界安全管理機器	スラブ厚さ管理治具の高さを正常に保つ。																												
非常用電源設備	自動起動できるように保つ。	工務 GL																											
無停電電源設備	常時給電できるように保つ。	工務 GL																											
気体廃棄物処理設備	排気を浄化し、管理区域内を常時負圧に保つ。																												
液体廃棄物処理設備	廃液の水位、配管、機器を正常に保つ。																												
放射線監視設備	管理区域の線量率の監視機能を維持する。 排気濃度の監視機能を維持する。	安全管理 GL																											

変更前							変更後							変更理由			
別表第5 臨界管理基準を満足する最大取扱量							別表第3 臨界管理基準を満足する最大取扱量							(4)記載見直し①			
区分	濃縮度等	場所	臨界管理の方法	臨界管理基準	最大取扱量	その他の制限条件	区分	濃縮度等	場所	臨界管理の方法	臨界管理基準	最大取扱量	その他の制限条件				
使用済BWR燃料	5%未満	燃料検査プール	Keff	Keff 0.95 の未臨界基準値	燃料集合体 1 体		燃料検査プール	5%未満		Keff	Keff 0.95 の未臨界基準値	燃料集合体 1 体		(4)記載見直し①			
			同上	同上	燃料集合体用容器 1 個					同上	同上	燃料集合体用容器 1 個					
		燃料貯蔵プール	Keff	Keff 0.95 の未臨界基準値	燃料集合体 12 体相当分	燃料集合体容器用ラック、燃料集合体用容器、シングルロッドコンテナ及び切断片コンテナ		燃料貯蔵プール	5%未満		Keff	Keff 0.95 の未臨界基準値	燃料集合体 12 体相当分		燃料集合体容器用ラック、燃料集合体用容器、シングルロッドコンテナ及び切断片コンテナ		
			同上	同上	燃料集合体用容器 1 個		同上				同上	燃料集合体用容器 1 個					
		モニタリングセル	質量	14.0kgU	14.0 kgU	燃料棒貯蔵ピット、燃料集合体用容器、シングルロッドコンテナ及び切断片コンテナ	他の使用済燃料との同時取扱時は非適用	モニタリングセル	5%未満		Keff	Keff 0.95 の未臨界基準値	燃料集合体 1 体相当分		燃料棒貯蔵ピット、燃料集合体用容器、シングルロッドコンテナ及び切断片コンテナ		
											質量	14.0kgU	14.0 kgU		他の使用済燃料との同時取扱時は非適用		
											スラブ厚さ	9 cm以下	6 cm以下		他の使用済燃料との同時取扱時に限定適用		
											直径	20 cm以下	20 cm以下		他の使用済燃料との同時取扱時に限定適用		
		切断セル	質量	14.0 kgU	14.0 kgU			切断セル	質量	14.0 kgU	14.0 kgU						
		研磨セル	質量	14.0 kgU	10 kgU			研磨セル	質量	14.0 kgU	10 kgU						
		化学セル	質量	14.0 kgU	10 kgU			化学セル	質量	14.0 kgU	10 kgU						
		材料セル	質量	14.0 kgU	10 kgU			材料セル	質量	14.0 kgU	10 kgU						
		アイソレーションエリア	質量	14.0 kgU	2 kgU			アイソレーションエリア	質量	14.0 kgU	2 kgU						
		顕微鏡セル	質量	14.0 kgU	2 kgU			顕微鏡セル	質量	14.0 kgU	2 kgU						
放射化学実験室	質量	14.0 kgU	10 kgU			放射化学実験室	質量	14.0 kgU	10 kgU								
その他のセル実験室	質量	14.0 kgU	合計で 1 kgU			その他のセル実験室	質量	14.0 kgU	合計で 1 kgU								
その他の使用済燃料試料	10%を超え 20%未満	全室	質量	2.5 kg (UO ₂)	2.5 kg (UO ₂)	他の使用済燃料との同時取扱時は非適用	その他の使用済燃料試料	10%を超え 20%未満	全室	質量	2.5 kg (UO ₂)	2.5 kg (UO ₂)	他の使用済燃料との同時取扱時は非適用	(4)記載見直し①			
			質量	6.3 kg (UO ₂)	6.3 kg (UO ₂)	他の使用済燃料との同時取扱時は非適用				質量	6.3 kg (UO ₂)	6.3 kg (UO ₂)	他の使用済燃料との同時取扱時は非適用				
	スラブ厚さ		6.9 cm 以下	6 cm 以下	モニタリングセルでの他の使用済燃料との同時取扱時に限定適用	スラブ厚さ		6.9 cm 以下		6 cm 以下	モニタリングセルでの他の使用済燃料との同時取扱時に限定適用						
	直径		16.8 cm 以下	16.8 cm 以下		直径		16.8 cm 以下		16.8 cm 以下							
使用済MOX燃料	Pu 富化度 4.64%以下 核分裂性 Pu 組成 73.8%以下	燃料検査プール	keff	Keff 0.95 の未臨界基準値	燃料集合体 1 体		燃料検査プール	Pu 富化度 4.64%以下 核分裂性 Pu 組成 73.8%以下	燃料検査プール	keff	Keff 0.95 の未臨界基準値	燃料集合体 1 体		(4)記載見直し①			
			同上	同上	燃料集合体用容器 1 個					同上	同上	燃料集合体用容器 1 個					
		燃料貯蔵プール	keff	Keff 0.95 の未臨界基準値	燃料集合体 2 体分	燃料集合体容器用ラック、燃料集合体用容器、シングルロッドコンテナ			燃料貯蔵プール	Pu 富化度 4.64%以下 核分裂性 Pu 組成 73.8%以下	燃料貯蔵プール	keff	Keff 0.95 の未臨界基準値		燃料集合体 2 体分	燃料集合体容器用ラック、燃料集合体用容器、シングルロッドコンテナ	
			同上	同上	燃料集合体用容器 1 個		同上					同上	燃料集合体用容器 1 個				
		モニタリングセル	質量	17.5 kg (MOX)	17.5 kg (MOX)	燃料棒貯蔵ピット、燃料集合体用容器、シングルロッドコンテナ	他の使用済燃料との同時取扱時は非適用		モニタリングセル	Pu 富化度 4.64%以下 核分裂性 Pu 組成 73.8%以下		Keff	Keff 0.95 の未臨界基準値		燃料集合体 1 体相当分	燃料棒貯蔵ピット、燃料集合体用容器、シングルロッドコンテナ	
												質量	17.5 kg (MOX)		17.5 kg (MOX)	他の使用済燃料との同時取扱時は非適用	
												スラブ厚さ	12.5 cm 以下		6 cm 以下	他の使用済燃料との同時取扱時に限定適用	
												直径	26 cm 以下		20 cm 以下	他の使用済燃料との同時取扱時に限定適用	
		切断セル	質量	17.5 kg (MOX)	17.5 kg (MOX)				切断セル	質量	17.5 kg (MOX)	17.5 kg (MOX)					
		研磨セル	質量	17.5 kg (MOX)	10 kg (MOX)				研磨セル	質量	17.5 kg (MOX)	10 kg (MOX)					
		化学セル	質量	17.5 kg (MOX)	10 kg (MOX)				化学セル	質量	17.5 kg (MOX)	10 kg (MOX)					
		材料セル	質量	17.5 kg (MOX)	10 kg (MOX)				材料セル	質量	17.5 kg (MOX)	10 kg (MOX)					
		アイソレーションエリア	質量	17.5 kg (MOX)	2 kg (MOX)				アイソレーションエリア	質量	17.5 kg (MOX)	2 kg (MOX)					
		顕微鏡セル	質量	17.5 kg (MOX)	2 kg (MOX)				顕微鏡セル	質量	17.5 kg (MOX)	2 kg (MOX)					
鉄セル	質量	17.5 kg (MOX)	2 kg (MOX)			鉄セル	質量	17.5 kg (MOX)	2 kg (MOX)								
放射化学実験室	質量	17.5 kg (MOX)	合計で 1 kg (MOX)	取扱量は最大 20mg/回、3g/年		放射化学実験室	質量	17.5 kg (MOX)	合計で 1 kg (MOX)	取扱量は最大 20mg/回、3g/年							
放射線計測室	質量	17.5 kg (MOX)		質量分析装置における取扱量は最大 20µg/回、0.3g/年		放射線計測室	質量	17.5 kg (MOX)		質量分析装置における取扱量は最大 20µg/回、0.3g/年							
第 2 精密測定室	質量	17.5 kg (MOX)				第 2 精密測定室	質量	17.5 kg (MOX)									
未照射燃料	20%未満	燃料貯蔵庫	Keff	Keff 0.95 の未臨界基準値	10 燃料棒 (長さ 4.2m) / 容器 500 gU-235 / 容器	天然ウラン、劣化ウラン、及びトリウムは燃料貯蔵庫内の所定のエリアに貯蔵すること。	未照射燃料	20%未満	燃料貯蔵庫	Keff	Keff 0.95 の未臨界基準値	10 燃料棒 (長さ 4.2m) / 容器 500 gU-235 / 容器	天然ウラン、劣化ウラン、及びトリウムは燃料貯蔵庫内の所定のエリアに貯蔵すること。	(4)記載見直し①			
		実験室	質量	2.5 kg (UO ₂)	500 gU-235	実験室全合計量			実験室	質量	2.5 kg (UO ₂)	500 gU-235	実験室全合計量				
HTR 再処理用燃料	HTR 使用済燃料 10.15%以下	燃料検査プール	Keff	Keff 0.95 の未臨界基準値	HTR 再処理用燃料集合体 1 体	燃料集合体用容器	HTR 再処理用燃料	10.15%以下	燃料検査プール	Keff	Keff 0.95 の未臨界基準値	HTR 再処理用燃料集合体 1 体	燃料集合体用容器	(4)記載見直し①			
		燃料貯蔵プール	Keff	Keff 0.95 の未臨界基準値	91.5 kgU (HTR 再処理用燃料集合体 4 体相当分)	燃料集合体用容器、燃料集合体容器用ラック			燃料貯蔵プール	Keff	Keff 0.95 の未臨界基準値	91.5 kgU (HTR 再処理用燃料集合体 4 体相当分)	燃料集合体用容器、燃料集合体容器用ラック				
		モニタリングセル	質量	5.5 kgU	5.5 kgU	他の使用済燃料との同時取扱時は非適用				モニタリングセル	質量	5.5 kgU	5.5 kgU		他の使用済燃料との同時取扱時は非適用		
		切断セル	質量	5.5 kgU	5.5 kgU	他の使用済燃料との同時取扱時は非適用				切断セル	質量	5.5 kgU	5.5 kgU		他の使用済燃料との同時取扱時は非適用		
未照射ウラン燃料 (劣化ウラン)		燃料貯蔵プール	質量	500 kgU	500 kgU	燃料集合体用容器、燃料集合体容器用ラック	未照射ウラン燃料 (劣化ウラン)		燃料貯蔵プール	質量	500 kgU	500 kgU	燃料集合体用容器、燃料集合体容器用ラック				

変更前	変更後	変更理由																														
<p style="text-align: center;">別表第6 安全装置の作動条件</p> <table border="1" data-bbox="210 254 1308 793"> <thead> <tr> <th>安全装置</th> <th>安全装置の相手側</th> <th>作動条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各セル遮蔽扉</td> <td>インセルモニタ</td> <td>設定値 2 mSv/h 以上のとき開かない。</td> </tr> <tr> <td>プールクレーン</td> <td>燃料吊り下げ専用ポール</td> <td>燃料集合体を吊り下げた場合、燃料集合体の最上部から水面まで 2.6 m以下とならないこと。</td> </tr> <tr> <td>天井走行クレーン</td> <td>クレーンフックのカバー範囲</td> <td>燃料集合体容器用ラック上を走行しないようにする。</td> </tr> <tr> <td>プール水循環ポンプ</td> <td>燃料貯蔵プール水位</td> <td>プール水位が設定水位より 10 cm 以上下がった時プール水タンクより純水を供給する。</td> </tr> </tbody> </table>	安全装置	安全装置の相手側	作動条件	各セル遮蔽扉	インセルモニタ	設定値 2 mSv/h 以上のとき開かない。	プールクレーン	燃料吊り下げ専用ポール	燃料集合体を吊り下げた場合、燃料集合体の最上部から水面まで 2.6 m以下とならないこと。	天井走行クレーン	クレーンフックのカバー範囲	燃料集合体容器用ラック上を走行しないようにする。	プール水循環ポンプ	燃料貯蔵プール水位	プール水位が設定水位より 10 cm 以上下がった時プール水タンクより純水を供給する。	<p style="text-align: center;">別表第4 安全装置の作動条件</p> <table border="1" data-bbox="1466 254 2564 793"> <thead> <tr> <th>安全装置</th> <th>安全装置の相手側</th> <th>作動条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各セル遮蔽扉</td> <td>インセルモニタ</td> <td>設定値 2 mSv/h 以上のとき開かない。</td> </tr> <tr> <td>プールクレーン</td> <td>燃料吊り下げ専用ポール</td> <td>燃料集合体を吊り下げた場合、燃料集合体の最上部から水面まで 2.6 m以下とならないこと。</td> </tr> <tr> <td>天井走行クレーン</td> <td>クレーンフックのカバー範囲</td> <td>燃料集合体容器用ラック上を走行しないようにする。</td> </tr> <tr> <td>プール水循環ポンプ</td> <td>燃料貯蔵プール水位</td> <td>プール水位が設定水位より 10 cm 以上下がった時プール水タンクより純水を供給する。</td> </tr> </tbody> </table>	安全装置	安全装置の相手側	作動条件	各セル遮蔽扉	インセルモニタ	設定値 2 mSv/h 以上のとき開かない。	プールクレーン	燃料吊り下げ専用ポール	燃料集合体を吊り下げた場合、燃料集合体の最上部から水面まで 2.6 m以下とならないこと。	天井走行クレーン	クレーンフックのカバー範囲	燃料集合体容器用ラック上を走行しないようにする。	プール水循環ポンプ	燃料貯蔵プール水位	プール水位が設定水位より 10 cm 以上下がった時プール水タンクより純水を供給する。	<p>(4)記載見直し①</p>
安全装置	安全装置の相手側	作動条件																														
各セル遮蔽扉	インセルモニタ	設定値 2 mSv/h 以上のとき開かない。																														
プールクレーン	燃料吊り下げ専用ポール	燃料集合体を吊り下げた場合、燃料集合体の最上部から水面まで 2.6 m以下とならないこと。																														
天井走行クレーン	クレーンフックのカバー範囲	燃料集合体容器用ラック上を走行しないようにする。																														
プール水循環ポンプ	燃料貯蔵プール水位	プール水位が設定水位より 10 cm 以上下がった時プール水タンクより純水を供給する。																														
安全装置	安全装置の相手側	作動条件																														
各セル遮蔽扉	インセルモニタ	設定値 2 mSv/h 以上のとき開かない。																														
プールクレーン	燃料吊り下げ専用ポール	燃料集合体を吊り下げた場合、燃料集合体の最上部から水面まで 2.6 m以下とならないこと。																														
天井走行クレーン	クレーンフックのカバー範囲	燃料集合体容器用ラック上を走行しないようにする。																														
プール水循環ポンプ	燃料貯蔵プール水位	プール水位が設定水位より 10 cm 以上下がった時プール水タンクより純水を供給する。																														

変更前	変更後	変更理由																																												
<p style="text-align: center;">別表第7 警報装置の作動条件</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種 類</th> <th style="width: 60%;">作 動 条 件</th> <th style="width: 25%;">管 理 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>負圧警報</td> <td>セル内負圧設定値：50 Pa</td> <td>工務 GL</td> </tr> <tr> <td>エリアモニタ</td> <td>設定値： グリーンゾーン 0.02 mSv/h アンバーゾーン 0.1 mSv/h</td> <td rowspan="2">安全管理 GL</td> </tr> <tr> <td>スタック排気モニタ</td> <td>設定値 α 1 cps^{*1} (検出効率0.05以上) β (γ) 250 cps^{*2} (検出効率0.12以上) I-131 100 cps^{*3} (検出効率0.015以上) 放射性ガス 10 cps^{*4} (検出効率0.005以上)</td> </tr> <tr> <td>廃液タンク水位警報</td> <td>廃液の水位がタンク全容量の80%に達したとき。</td> <td>工務 GL</td> </tr> <tr> <td>プール水位警報</td> <td>プール水位が設定水位より10cm以上下がったとき。</td> <td rowspan="2">ホットラボ GL</td> </tr> <tr> <td>遮蔽扉作動警報</td> <td>遮蔽扉を開閉するとき。</td> </tr> <tr> <td>セル内火災警報</td> <td>火災を検知したとき。</td> <td>工務 GL</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	作 動 条 件	管 理 者	負圧警報	セル内負圧設定値：50 Pa	工務 GL	エリアモニタ	設定値： グリーンゾーン 0.02 mSv/h アンバーゾーン 0.1 mSv/h	安全管理 GL	スタック排気モニタ	設定値 α 1 cps ^{*1} (検出効率0.05以上) β (γ) 250 cps ^{*2} (検出効率0.12以上) I-131 100 cps ^{*3} (検出効率0.015以上) 放射性ガス 10 cps ^{*4} (検出効率0.005以上)	廃液タンク水位警報	廃液の水位がタンク全容量の80%に達したとき。	工務 GL	プール水位警報	プール水位が設定水位より10cm以上下がったとき。	ホットラボ GL	遮蔽扉作動警報	遮蔽扉を開閉するとき。	セル内火災警報	火災を検知したとき。	工務 GL	<p style="text-align: center;">別表第5 警報装置の作動条件</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種 類</th> <th style="width: 60%;">作 動 条 件</th> <th style="width: 25%;">管 理 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>負圧警報</td> <td>セル内負圧設定値：50 Pa <u>以上</u></td> <td>工務 GL</td> </tr> <tr> <td>エリアモニタ</td> <td>設定値： グリーンゾーン 0.02 mSv/h アンバーゾーン 0.1 mSv/h</td> <td rowspan="2">安全管理 GL</td> </tr> <tr> <td>スタック排気モニタ</td> <td>設定値 α 1 cps (計数効率0.159 cps/Bq以上) β (γ) 520 cps (計数効率0.195 cps/Bq以上) I-131 15 cps (計数効率0.0944 cps/Bq以上) 放射性ガス 69 cps (換算係数298 cps/(Bq/cm³)以上)</td> </tr> <tr> <td>廃液タンク水位警報</td> <td>廃液の水位がタンク全容量の80%に達したとき。</td> <td>工務 GL</td> </tr> <tr> <td>プール水位警報</td> <td>プール水位が設定水位より10cm以上下がったとき。</td> <td rowspan="2">ホットラボ GL</td> </tr> <tr> <td>遮蔽扉作動警報</td> <td>遮蔽扉を開閉するとき。</td> </tr> <tr> <td>セル内火災警報</td> <td>火災を検知したとき。</td> <td>工務 GL</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	作 動 条 件	管 理 者	負圧警報	セル内負圧設定値：50 Pa <u>以上</u>	工務 GL	エリアモニタ	設定値： グリーンゾーン 0.02 mSv/h アンバーゾーン 0.1 mSv/h	安全管理 GL	スタック排気モニタ	設定値 α 1 cps (計数効率0.159 cps/Bq以上) β (γ) 520 cps (計数効率0.195 cps/Bq以上) I-131 15 cps (計数効率0.0944 cps/Bq以上) 放射性ガス 69 cps (換算係数298 cps/(Bq/cm³)以上)	廃液タンク水位警報	廃液の水位がタンク全容量の80%に達したとき。	工務 GL	プール水位警報	プール水位が設定水位より10cm以上下がったとき。	ホットラボ GL	遮蔽扉作動警報	遮蔽扉を開閉するとき。	セル内火災警報	火災を検知したとき。	工務 GL	<p>(4) 記載見直し①</p> <p>(4) 記載見直し②</p> <p>(3) 警報設定見直し①</p>
種 類	作 動 条 件	管 理 者																																												
負圧警報	セル内負圧設定値：50 Pa	工務 GL																																												
エリアモニタ	設定値： グリーンゾーン 0.02 mSv/h アンバーゾーン 0.1 mSv/h	安全管理 GL																																												
スタック排気モニタ	設定値 α 1 cps ^{*1} (検出効率0.05以上) β (γ) 250 cps ^{*2} (検出効率0.12以上) I-131 100 cps ^{*3} (検出効率0.015以上) 放射性ガス 10 cps ^{*4} (検出効率0.005以上)																																													
廃液タンク水位警報	廃液の水位がタンク全容量の80%に達したとき。	工務 GL																																												
プール水位警報	プール水位が設定水位より10cm以上下がったとき。	ホットラボ GL																																												
遮蔽扉作動警報	遮蔽扉を開閉するとき。																																													
セル内火災警報	火災を検知したとき。	工務 GL																																												
種 類	作 動 条 件	管 理 者																																												
負圧警報	セル内負圧設定値：50 Pa <u>以上</u>	工務 GL																																												
エリアモニタ	設定値： グリーンゾーン 0.02 mSv/h アンバーゾーン 0.1 mSv/h	安全管理 GL																																												
スタック排気モニタ	設定値 α 1 cps (計数効率0.159 cps/Bq以上) β (γ) 520 cps (計数効率0.195 cps/Bq以上) I-131 15 cps (計数効率0.0944 cps/Bq以上) 放射性ガス 69 cps (換算係数298 cps/(Bq/cm³)以上)																																													
廃液タンク水位警報	廃液の水位がタンク全容量の80%に達したとき。	工務 GL																																												
プール水位警報	プール水位が設定水位より10cm以上下がったとき。	ホットラボ GL																																												
遮蔽扉作動警報	遮蔽扉を開閉するとき。																																													
セル内火災警報	火災を検知したとき。	工務 GL																																												
<p>スタック排気モニタの警報設定値について</p> <p>*1：1.8×10⁻⁶ Bq/cm³ (1時間継続した場合) の計数率より小さい設定値とする。</p> <p>*2：1.8×10⁻⁴ Bq/cm³ (1時間継続した場合) の計数率より小さい設定値とする。</p> <p>*3：1.8×10⁻² Bq/cm³ (1時間継続した場合) の計数率より小さい設定値とする。</p> <p>*4：1.8×10⁻¹ Bq/cm³ での計数率より小さい設定値とする。</p>		<p>(3) 警報設定見直し①</p>																																												

変更前	変更後	変更理由																													
	<p style="text-align: center;">別表第6 管理区域における管理基準</p> <table border="1" data-bbox="1409 252 2597 892"> <thead> <tr> <th>区域名</th> <th>線量率</th> <th>表面密度</th> <th>空気中の放射性物質濃度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>グリーンゾーン</td> <td>原則 20 μSv/h 以下</td> <td>告示*¹⁾ に定められた表面密度限度の 1/10*²⁾ 以下の区域</td> <td>3 月間についての平均濃度が告示*¹⁾ に定められた濃度限度の 1/10*³⁾ 以下の区域</td> </tr> <tr> <td>アンバーゾーン</td> <td>20 μSv/h 以下 ----- 100 μSv/h 以下</td> <td>告示*¹⁾ に定められた表面密度限度の 1/10*²⁾ を超えるおそれのある区域</td> <td>3 月間についての平均濃度が告示*¹⁾ に定められた濃度限度の 1/10*³⁾ を超えるおそれのある区域</td> </tr> <tr> <td>レッドゾーン</td> <td>2000 μSv/h</td> <td>告示*¹⁾ に定められた表面密度限度を超えるおそれのある区域</td> <td>3 月間についての平均濃度が告示*¹⁾ に定められた濃度限度を超えるおそれのある区域</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 1) 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示</p> <p>* 2) 別表第 7(1)記載の管理区域に係る表面密度参照</p> <p>* 3) 管理基準値は下記の通り。</p> <table border="1" data-bbox="1528 1060 2329 1291"> <thead> <tr> <th></th> <th>核種</th> <th>濃度 (Bq/cm³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">α 核種</td> <td>U-238</td> <td>4×10^{-7}</td> </tr> <tr> <td>Pu-239</td> <td>7×10^{-8}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">β, γ 核種</td> <td>Co-60</td> <td>1×10^{-4}</td> </tr> <tr> <td>Cs-137</td> <td>3×10^{-4}</td> </tr> </tbody> </table> <p>(線量告示：空気中の放射性物質濃度限度の 1/10)</p>	区域名	線量率	表面密度	空気中の放射性物質濃度	グリーンゾーン	原則 20 μ Sv/h 以下	告示* ¹⁾ に定められた表面密度限度の 1/10* ²⁾ 以下の区域	3 月間についての平均濃度が告示* ¹⁾ に定められた濃度限度の 1/10* ³⁾ 以下の区域	アンバーゾーン	20 μ Sv/h 以下 ----- 100 μ Sv/h 以下	告示* ¹⁾ に定められた表面密度限度の 1/10* ²⁾ を超えるおそれのある区域	3 月間についての平均濃度が告示* ¹⁾ に定められた濃度限度の 1/10* ³⁾ を超えるおそれのある区域	レッドゾーン	2000 μ Sv/h	告示* ¹⁾ に定められた表面密度限度を超えるおそれのある区域	3 月間についての平均濃度が告示* ¹⁾ に定められた濃度限度を超えるおそれのある区域		核種	濃度 (Bq/cm ³)	α 核種	U-238	4×10^{-7}	Pu-239	7×10^{-8}	β, γ 核種	Co-60	1×10^{-4}	Cs-137	3×10^{-4}	<p>(1)新審査基準⑥イ (以下本頁では本変更理由のみ)</p>
区域名	線量率	表面密度	空気中の放射性物質濃度																												
グリーンゾーン	原則 20 μ Sv/h 以下	告示* ¹⁾ に定められた表面密度限度の 1/10* ²⁾ 以下の区域	3 月間についての平均濃度が告示* ¹⁾ に定められた濃度限度の 1/10* ³⁾ 以下の区域																												
アンバーゾーン	20 μ Sv/h 以下 ----- 100 μ Sv/h 以下	告示* ¹⁾ に定められた表面密度限度の 1/10* ²⁾ を超えるおそれのある区域	3 月間についての平均濃度が告示* ¹⁾ に定められた濃度限度の 1/10* ³⁾ を超えるおそれのある区域																												
レッドゾーン	2000 μ Sv/h	告示* ¹⁾ に定められた表面密度限度を超えるおそれのある区域	3 月間についての平均濃度が告示* ¹⁾ に定められた濃度限度を超えるおそれのある区域																												
	核種	濃度 (Bq/cm ³)																													
α 核種	U-238	4×10^{-7}																													
	Pu-239	7×10^{-8}																													
β, γ 核種	Co-60	1×10^{-4}																													
	Cs-137	3×10^{-4}																													

変更前	変更後	変更理由																																																		
<p align="center"><u>別表第8</u> 表面密度の基準</p> <p>(1) 持出物品に係る表面密度</p> <table border="1" data-bbox="219 285 1050 464"> <tr> <td>アルファ線を放出する放射性物質</td> <td>4×10^{-2} Bq/cm²</td> </tr> <tr> <td>アルファ線を放出しない放射性物質</td> <td>4×10^{-1} Bq/cm²</td> </tr> </table> <p>(2) 管理区域に係る表面密度</p> <table border="1" data-bbox="219 533 1050 711"> <tr> <td>アルファ線を放出する放射性物質</td> <td>4×10^{-1} Bq/cm²</td> </tr> <tr> <td>アルファ線を放出しない放射性物質</td> <td>4 Bq/cm²</td> </tr> </table>	アルファ線を放出する放射性物質	4×10^{-2} Bq/cm ²	アルファ線を放出しない放射性物質	4×10^{-1} Bq/cm ²	アルファ線を放出する放射性物質	4×10^{-1} Bq/cm ²	アルファ線を放出しない放射性物質	4 Bq/cm ²	<p align="center"><u>別表第7</u> 表面密度の基準</p> <p>(1) 管理区域に係る表面密度</p> <table border="1" data-bbox="1475 285 2386 464"> <tr> <td>アルファ線を放出する放射性物質</td> <td>4×10^{-1} Bq/cm²</td> </tr> <tr> <td>アルファ線を放出しない放射性物質</td> <td>4 Bq/cm²</td> </tr> </table> <p>(2) 身体、身体に着用している物及び持出物品に係る表面密度</p> <table border="1" data-bbox="1475 533 2386 711"> <tr> <td>アルファ線を放出する放射性物質</td> <td>4×10^{-2} Bq/cm²</td> </tr> <tr> <td>アルファ線を放出しない放射性物質</td> <td>4×10^{-1} Bq/cm²</td> </tr> </table>	アルファ線を放出する放射性物質	4×10^{-1} Bq/cm ²	アルファ線を放出しない放射性物質	4 Bq/cm ²	アルファ線を放出する放射性物質	4×10^{-2} Bq/cm ²	アルファ線を放出しない放射性物質	4×10^{-1} Bq/cm ²	<p>(4) 記載見直し①</p> <p>(4) 記載見直し⑤</p> <p>(4) 記載見直し⑤、②</p>																																		
アルファ線を放出する放射性物質	4×10^{-2} Bq/cm ²																																																			
アルファ線を放出しない放射性物質	4×10^{-1} Bq/cm ²																																																			
アルファ線を放出する放射性物質	4×10^{-1} Bq/cm ²																																																			
アルファ線を放出しない放射性物質	4 Bq/cm ²																																																			
アルファ線を放出する放射性物質	4×10^{-1} Bq/cm ²																																																			
アルファ線を放出しない放射性物質	4 Bq/cm ²																																																			
アルファ線を放出する放射性物質	4×10^{-2} Bq/cm ²																																																			
アルファ線を放出しない放射性物質	4×10^{-1} Bq/cm ²																																																			
<p align="center"><u>別表第9</u> 管理区域内における線量率等の測定</p> <table border="1" data-bbox="157 934 1270 1606"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>測定方法</th> <th>測定場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">外部放射線に係る線量率</td> <td>放射線遮蔽物の側壁について毎日作業中1回</td> <td>エリアモニタ 又は サーベイメータ</td> <td>遮蔽物側壁表面</td> </tr> <tr> <td>管理区域内について週1回</td> <td>サーベイメータ</td> <td>エリアの代表点</td> </tr> <tr> <td>管理区域周辺について月1回</td> <td>サーベイメータ</td> <td>管理区域の境界</td> </tr> <tr> <td>空気中の放射性物質濃度</td> <td>管理区域内について週1回</td> <td>室内ダストモニタ 又は エアスニファ</td> <td>管理区域内の汚染の可能性のある場所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">表面密度</td> <td>管理区域内について週1回</td> <td>スミヤ法 又は ダイレクト法</td> <td>エリアの代表点</td> </tr> <tr> <td>管理区域周辺について月1回</td> <td>ダイレクト法</td> <td>管理区域の境界(出入口)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	測定方法	測定場所	外部放射線に係る線量率	放射線遮蔽物の側壁について毎日作業中1回	エリアモニタ 又は サーベイメータ	遮蔽物側壁表面	管理区域内について週1回	サーベイメータ	エリアの代表点	管理区域周辺について月1回	サーベイメータ	管理区域の境界	空気中の放射性物質濃度	管理区域内について週1回	室内ダストモニタ 又は エアスニファ	管理区域内の汚染の可能性のある場所	表面密度	管理区域内について週1回	スミヤ法 又は ダイレクト法	エリアの代表点	管理区域周辺について月1回	ダイレクト法	管理区域の境界(出入口)	<p align="center"><u>別表第8</u> 管理区域内における線量率等の測定</p> <table border="1" data-bbox="1412 934 2594 1606"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>測定方法</th> <th>測定場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">外部放射線に係る線量率</td> <td>放射線遮蔽物の側壁について毎日作業中1回*</td> <td>エリアモニタ 又はサーベイメータ</td> <td>遮蔽物側壁表面</td> </tr> <tr> <td>管理区域内について週1回**</td> <td>サーベイメータ</td> <td>エリアの代表点</td> </tr> <tr> <td>管理区域周辺について月1回</td> <td>サーベイメータ</td> <td>管理区域の境界</td> </tr> <tr> <td>空気中の放射性物質濃度</td> <td>管理区域内について週1回**</td> <td>室内ダストモニタ 又は エアスニファ</td> <td>管理区域内の汚染の可能性のある場所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">表面密度</td> <td>管理区域内について週1回**</td> <td>スミヤ法 又は ダイレクト法</td> <td>エリアの代表点</td> </tr> <tr> <td>管理区域周辺について月1回</td> <td>ダイレクト法</td> <td>管理区域の境界(出入口)</td> </tr> </tbody> </table> <p>*：移動を伴う核燃料物質等の放射性物質を取り扱う作業の無い日を除く</p> <p>**：日曜日から土曜日の1週間が会社休日の場合を除く</p>	項目	頻度	測定方法	測定場所	外部放射線に係る線量率	放射線遮蔽物の側壁について毎日作業中1回*	エリアモニタ 又はサーベイメータ	遮蔽物側壁表面	管理区域内について週1回**	サーベイメータ	エリアの代表点	管理区域周辺について月1回	サーベイメータ	管理区域の境界	空気中の放射性物質濃度	管理区域内について週1回**	室内ダストモニタ 又は エアスニファ	管理区域内の汚染の可能性のある場所	表面密度	管理区域内について週1回**	スミヤ法 又は ダイレクト法	エリアの代表点	管理区域周辺について月1回	ダイレクト法	管理区域の境界(出入口)	<p>(4) 記載見直し①</p> <p>(4) 記載見直し⑥</p> <p>(4) 記載見直し⑥</p> <p>(4) 記載見直し⑥</p> <p>(4) 記載見直し⑥</p> <p>(4) 記載見直し⑥</p> <p>(4) 記載見直し⑥</p>
項目	頻度	測定方法	測定場所																																																	
外部放射線に係る線量率	放射線遮蔽物の側壁について毎日作業中1回	エリアモニタ 又は サーベイメータ	遮蔽物側壁表面																																																	
	管理区域内について週1回	サーベイメータ	エリアの代表点																																																	
	管理区域周辺について月1回	サーベイメータ	管理区域の境界																																																	
空気中の放射性物質濃度	管理区域内について週1回	室内ダストモニタ 又は エアスニファ	管理区域内の汚染の可能性のある場所																																																	
表面密度	管理区域内について週1回	スミヤ法 又は ダイレクト法	エリアの代表点																																																	
	管理区域周辺について月1回	ダイレクト法	管理区域の境界(出入口)																																																	
項目	頻度	測定方法	測定場所																																																	
外部放射線に係る線量率	放射線遮蔽物の側壁について毎日作業中1回*	エリアモニタ 又はサーベイメータ	遮蔽物側壁表面																																																	
	管理区域内について週1回**	サーベイメータ	エリアの代表点																																																	
	管理区域周辺について月1回	サーベイメータ	管理区域の境界																																																	
空気中の放射性物質濃度	管理区域内について週1回**	室内ダストモニタ 又は エアスニファ	管理区域内の汚染の可能性のある場所																																																	
表面密度	管理区域内について週1回**	スミヤ法 又は ダイレクト法	エリアの代表点																																																	
	管理区域周辺について月1回	ダイレクト法	管理区域の境界(出入口)																																																	

変更前	変更後	変更理由																																																		
<p style="text-align: center;">別表第10 周辺監視区域内における線量率の測定</p> <table border="1" data-bbox="290 252 1172 478"> <thead> <tr> <th>測定項目</th> <th>測定方法と測定箇所</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>線量率 (γ線)</td> <td>サーベイメータ 周辺監視区域内境界付近</td> <td>週1回</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">別表第11 外部及び内部被ばくによる線量の測定</p> <p>(1) 外部被ばくによる線量</p> <table border="1" data-bbox="243 793 1222 1234"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>個人線量計</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射線業務 従事者</td> <td>ガラス線量計バッジ等</td> <td>3月間ごと及び女子にあつては1月間ごと並びに必要な都度</td> </tr> <tr> <td>ポケット線量計</td> <td>必要な都度</td> </tr> <tr> <td>一時立入者</td> <td>ポケット線量計</td> <td>立入の都度。ただし、見学等のために管理区域へ立ち入らせる場合は、代表者にのみ着用させることができる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 内部被ばくによる線量</p> <table border="1" data-bbox="243 1323 1222 1549"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>検査項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射線業務 従事者</td> <td>体外計測</td> <td>1年に1回以上及び必要な都度</td> </tr> <tr> <td>バイオアッセイ</td> <td>必要な都度</td> </tr> </tbody> </table>	測定項目	測定方法と測定箇所	頻度	線量率 (γ 線)	サーベイメータ 周辺監視区域内境界付近	週1回	対象者	個人線量計	頻度	放射線業務 従事者	ガラス線量計バッジ等	3月間ごと及び女子にあつては1月間ごと並びに必要な都度	ポケット線量計	必要な都度	一時立入者	ポケット線量計	立入の都度。ただし、見学等のために管理区域へ立ち入らせる場合は、代表者にのみ着用させることができる。	対象者	検査項目	頻度	放射線業務 従事者	体外計測	1年に1回以上及び必要な都度	バイオアッセイ	必要な都度	<p style="text-align: center;">別表第9 周辺監視区域内における線量率の測定</p> <table border="1" data-bbox="1537 252 2448 478"> <thead> <tr> <th>測定項目</th> <th>測定方法と測定箇所</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>線量率 (γ線)</td> <td>サーベイメータ 周辺監視区域内境界付近</td> <td>週1回*</td> </tr> </tbody> </table> <p>*：日曜日から土曜日の1週間が会社休日の場合を除く</p> <p style="text-align: center;">別表第10 外部及び内部被ばくによる線量の測定</p> <p>(1) 外部被ばくによる線量</p> <table border="1" data-bbox="1498 793 2478 1234"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>個人線量計</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射線業務 従事者</td> <td>ガラス線量計バッジ等</td> <td>3月間ごと及び女子にあつては1月間ごと並びに必要な都度</td> </tr> <tr> <td>ポケット線量計</td> <td>必要な都度</td> </tr> <tr> <td>一時立入者</td> <td>ポケット線量計</td> <td>立入の都度。ただし、見学等のために管理区域へ立ち入らせる場合は、代表者にのみ着用させることができる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 内部被ばくによる線量</p> <table border="1" data-bbox="1498 1323 2478 1549"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>検査項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射線業務 従事者</td> <td>体外計測</td> <td>1年に1回以上及び必要な都度</td> </tr> <tr> <td>バイオアッセイ</td> <td>必要な都度</td> </tr> </tbody> </table>	測定項目	測定方法と測定箇所	頻度	線量率 (γ 線)	サーベイメータ 周辺監視区域内境界付近	週1回*	対象者	個人線量計	頻度	放射線業務 従事者	ガラス線量計バッジ等	3月間ごと及び女子にあつては1月間ごと並びに必要な都度	ポケット線量計	必要な都度	一時立入者	ポケット線量計	立入の都度。ただし、見学等のために管理区域へ立ち入らせる場合は、代表者にのみ着用させることができる。	対象者	検査項目	頻度	放射線業務 従事者	体外計測	1年に1回以上及び必要な都度	バイオアッセイ	必要な都度	<p>(4)記載見直し①</p> <p>(4)記載見直し⑥</p> <p>(4)記載見直し⑥</p> <p>(4)記載見直し①</p>
測定項目	測定方法と測定箇所	頻度																																																		
線量率 (γ 線)	サーベイメータ 周辺監視区域内境界付近	週1回																																																		
対象者	個人線量計	頻度																																																		
放射線業務 従事者	ガラス線量計バッジ等	3月間ごと及び女子にあつては1月間ごと並びに必要な都度																																																		
	ポケット線量計	必要な都度																																																		
一時立入者	ポケット線量計	立入の都度。ただし、見学等のために管理区域へ立ち入らせる場合は、代表者にのみ着用させることができる。																																																		
対象者	検査項目	頻度																																																		
放射線業務 従事者	体外計測	1年に1回以上及び必要な都度																																																		
	バイオアッセイ	必要な都度																																																		
測定項目	測定方法と測定箇所	頻度																																																		
線量率 (γ 線)	サーベイメータ 周辺監視区域内境界付近	週1回*																																																		
対象者	個人線量計	頻度																																																		
放射線業務 従事者	ガラス線量計バッジ等	3月間ごと及び女子にあつては1月間ごと並びに必要な都度																																																		
	ポケット線量計	必要な都度																																																		
一時立入者	ポケット線量計	立入の都度。ただし、見学等のために管理区域へ立ち入らせる場合は、代表者にのみ着用させることができる。																																																		
対象者	検査項目	頻度																																																		
放射線業務 従事者	体外計測	1年に1回以上及び必要な都度																																																		
	バイオアッセイ	必要な都度																																																		



変更前	変更後	変更理由																																																																					
<p style="text-align: center;">別表第12 放射線測定器</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>放射線測定器</th> <th>測定線種</th> <th>数量</th> <th>測定項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エリアモニタ</td> <td>γ</td> <td>22箇所</td> <td>管理区域内のγ線の線量率</td> </tr> <tr> <td>スタック排気モニタ βγダストモニタ αダストモニタ ヨウ素モニタ</td> <td>α、βγ</td> <td>各1台</td> <td>排気中の放射性じんあい、放射性ガスの濃度</td> </tr> <tr> <td>インセルモニタ</td> <td>γ</td> <td>9箇所 (検出端)</td> <td>セル空間線量率</td> </tr> <tr> <td>可搬式エリアモニタ</td> <td>γ</td> <td>1台</td> <td>管理区域内のγ線の空間線量率</td> </tr> <tr> <td>室内空気汚染モニタ</td> <td>α、βγ</td> <td>各1台</td> <td>管理区域内の空気中の放射性じんあいの濃度</td> </tr> <tr> <td>ハンドフットクロスモニタ</td> <td>αβγ</td> <td>2台</td> <td>管理区域から退出する者の手、足、衣服の表面密度</td> </tr> <tr> <td>放射能測定装置</td> <td>α、βγ</td> <td>1式</td> <td>管理区域内のスミヤ試料、じんあい試料等の放射性物質濃度</td> </tr> <tr> <td>サーベイメータ</td> <td>α、βγ、 γ、n</td> <td>1式</td> <td>線量率並びに表面密度</td> </tr> </tbody> </table>	放射線測定器	測定線種	数量	測定項目	エリアモニタ	γ	22箇所	管理区域内のγ線の線量率	スタック排気モニタ βγダストモニタ αダストモニタ ヨウ素モニタ	α、βγ	各1台	排気中の放射性じんあい、放射性ガスの濃度	インセルモニタ	γ	9箇所 (検出端)	セル空間線量率	可搬式エリアモニタ	γ	1台	管理区域内のγ線の空間線量率	室内空気汚染モニタ	α、βγ	各1台	管理区域内の空気中の放射性じんあいの濃度	ハンドフットクロスモニタ	αβγ	2台	管理区域から退出する者の手、足、衣服の表面密度	放射能測定装置	α、βγ	1式	管理区域内のスミヤ試料、じんあい試料等の放射性物質濃度	サーベイメータ	α、βγ、 γ、n	1式	線量率並びに表面密度	<p style="text-align: center;">別表第11 放射線測定器の使用方法</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>放射線測定器</th> <th>測定核種</th> <th>数量</th> <th>測定項目</th> <th>使用方法 (測定・評価方法含む)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エリアモニタ</td> <td>γ</td> <td>22箇所</td> <td>管理区域 (21箇所) 及びコントロール室 (1箇所) 内のγ線の線量率</td> <td rowspan="3">γ線の線量率測定及び評価</td> </tr> <tr> <td>インセルモニタ</td> <td>γ</td> <td>9箇所 (検出端)</td> <td>セル空間線量率</td> </tr> <tr> <td>可搬式エリアモニタ</td> <td>γ</td> <td>1台</td> <td>管理区域内のγ線の空間線量率</td> </tr> <tr> <td>室内空気汚染モニタ</td> <td>α、βγ</td> <td>各1台</td> <td>管理区域内の空気中の放射性じんあいの濃度</td> <td>集塵した空気中のじんあい試料で放射能濃度測定、放射性物質の評価</td> </tr> <tr> <td>スタック排気モニタ ①αダストモニタ ②βγダストモニタ ③ヨウ素モニタ ④ガスモニタ</td> <td>α、βγ</td> <td>各1台</td> <td>排気中の放射性じんあい、放射性ガスの濃度</td> <td> ・排気監視用ダストモニタによる測定 ① αダスト：フィルタで採取した試料を ZnS シンチレーション式検出器で測定、評価 ② βγダスト：フィルタで採取した試料を GM 管式検出器で測定、評価 ③ 希ガス：カートリッジ中のガスをプラスチックシンチレーション式検出器で測定、評価 ④ ヨウ素：カートリッジ中のガスを NaI シンチレーション式検出器で測定、評価 </td> </tr> <tr> <td>放射能測定装置</td> <td>α、βγ</td> <td>1式</td> <td>管理区域内のスミヤ試料、じんあい試料、放射性液体廃棄物の蒸発乾固処理試料等の放射性物質濃度</td> <td>ダストサンプラによる集塵した試料及び放射性液体廃棄物を蒸発乾固処理した試料の放射能濃度測定</td> </tr> </tbody> </table>	放射線測定器	測定核種	数量	測定項目	使用方法 (測定・評価方法含む)	エリアモニタ	γ	22箇所	管理区域 (21箇所) 及びコントロール室 (1箇所) 内のγ線の線量率	γ線の線量率測定及び評価	インセルモニタ	γ	9箇所 (検出端)	セル空間線量率	可搬式エリアモニタ	γ	1台	管理区域内のγ線の空間線量率	室内空気汚染モニタ	α、βγ	各1台	管理区域内の空気中の放射性じんあいの濃度	集塵した空気中のじんあい試料で放射能濃度測定、放射性物質の評価	スタック排気モニタ ①αダストモニタ ②βγダストモニタ ③ヨウ素モニタ ④ガスモニタ	α、βγ	各1台	排気中の放射性じんあい、放射性ガスの濃度	・排気監視用ダストモニタによる測定 ① αダスト：フィルタで採取した試料を ZnS シンチレーション式検出器で測定、評価 ② βγダスト：フィルタで採取した試料を GM 管式検出器で測定、評価 ③ 希ガス：カートリッジ中のガスをプラスチックシンチレーション式検出器で測定、評価 ④ ヨウ素：カートリッジ中のガスを NaI シンチレーション式検出器で測定、評価	放射能測定装置	α、βγ	1式	管理区域内のスミヤ試料、じんあい試料、放射性液体廃棄物の蒸発乾固処理試料等の放射性物質濃度	ダストサンプラによる集塵した試料及び放射性液体廃棄物を蒸発乾固処理した試料の放射能濃度測定	<p>(4)記載見直し① (1)新審査基準⑨ア) (以下本頁では本変更理由のみ)</p>
放射線測定器	測定線種	数量	測定項目																																																																				
エリアモニタ	γ	22箇所	管理区域内のγ線の線量率																																																																				
スタック排気モニタ βγダストモニタ αダストモニタ ヨウ素モニタ	α、βγ	各1台	排気中の放射性じんあい、放射性ガスの濃度																																																																				
インセルモニタ	γ	9箇所 (検出端)	セル空間線量率																																																																				
可搬式エリアモニタ	γ	1台	管理区域内のγ線の空間線量率																																																																				
室内空気汚染モニタ	α、βγ	各1台	管理区域内の空気中の放射性じんあいの濃度																																																																				
ハンドフットクロスモニタ	αβγ	2台	管理区域から退出する者の手、足、衣服の表面密度																																																																				
放射能測定装置	α、βγ	1式	管理区域内のスミヤ試料、じんあい試料等の放射性物質濃度																																																																				
サーベイメータ	α、βγ、 γ、n	1式	線量率並びに表面密度																																																																				
放射線測定器	測定核種	数量	測定項目	使用方法 (測定・評価方法含む)																																																																			
エリアモニタ	γ	22箇所	管理区域 (21箇所) 及びコントロール室 (1箇所) 内のγ線の線量率	γ線の線量率測定及び評価																																																																			
インセルモニタ	γ	9箇所 (検出端)	セル空間線量率																																																																				
可搬式エリアモニタ	γ	1台	管理区域内のγ線の空間線量率																																																																				
室内空気汚染モニタ	α、βγ	各1台	管理区域内の空気中の放射性じんあいの濃度	集塵した空気中のじんあい試料で放射能濃度測定、放射性物質の評価																																																																			
スタック排気モニタ ①αダストモニタ ②βγダストモニタ ③ヨウ素モニタ ④ガスモニタ	α、βγ	各1台	排気中の放射性じんあい、放射性ガスの濃度	・排気監視用ダストモニタによる測定 ① αダスト：フィルタで採取した試料を ZnS シンチレーション式検出器で測定、評価 ② βγダスト：フィルタで採取した試料を GM 管式検出器で測定、評価 ③ 希ガス：カートリッジ中のガスをプラスチックシンチレーション式検出器で測定、評価 ④ ヨウ素：カートリッジ中のガスを NaI シンチレーション式検出器で測定、評価																																																																			
放射能測定装置	α、βγ	1式	管理区域内のスミヤ試料、じんあい試料、放射性液体廃棄物の蒸発乾固処理試料等の放射性物質濃度	ダストサンプラによる集塵した試料及び放射性液体廃棄物を蒸発乾固処理した試料の放射能濃度測定																																																																			



変更前	変更後	変更理由																																			
	<p style="text-align: center;">別表第 11 放射線測定器の使用方法 (続き)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th data-bbox="1389 296 1605 344">放射線測定器</th> <th data-bbox="1605 296 1748 344">測定核種</th> <th data-bbox="1748 296 1890 344">数量</th> <th data-bbox="1890 296 2139 344">測定項目</th> <th data-bbox="2139 296 2561 344">使用方法 (測定・評価方法含む)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1389 344 1605 793">サーベイメータ</td> <td data-bbox="1605 344 1748 793">α、 β γ、 γ、n</td> <td data-bbox="1748 344 1890 793">1 式</td> <td data-bbox="1890 344 2139 793">線量率並びに表面密度</td> <td data-bbox="2139 344 2561 793"> 【表面密度】 ・ろ紙による拭き取り (スミヤ法) 試料のサーベイメータによる測定、放射性物質濃度の評価 ・サーベイメータによる直接法による測定、放射性物質濃度の評価 【線量率】 ・サーベイメータによる測定及び評価 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1389 793 1605 972">ハンドフットクロスモニタ</td> <td data-bbox="1605 793 1748 972">α β γ</td> <td data-bbox="1748 793 1890 972">2 台</td> <td data-bbox="1890 793 2139 972">管理区域から退出する者の手、足、衣服の表面密度</td> <td data-bbox="2139 793 2561 972">体表面及び衣服の放射性物質濃度の直接測定、評価</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1389 972 1605 1066">ポケット線量計</td> <td data-bbox="1605 972 1748 1066">γ (X)</td> <td data-bbox="1748 972 1890 1066">1 式</td> <td data-bbox="1890 972 2139 1066">個人の外部被ばく線量</td> <td data-bbox="2139 972 2561 1066">時間及び作業において電子式個人被ばく線量計による放射線量の測定及び評価</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1389 1066 1605 1161">アラーム付きポケット線量計</td> <td data-bbox="1605 1066 1748 1161">γ (X)</td> <td data-bbox="1748 1066 1890 1161">1 式</td> <td data-bbox="1890 1066 2139 1161">個人の外部被ばく線量</td> <td data-bbox="2139 1066 2561 1161">任意の期間中、積算の放射線量を測定及び評価 (測定、評価、校正は外部機関にて実施)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1389 1161 1605 1287">ガラスバッジ</td> <td data-bbox="1605 1161 1748 1287">γ (X)</td> <td data-bbox="1748 1161 1890 1287">1 式</td> <td data-bbox="1890 1161 2139 1287">個人の外部被ばく線量</td> <td data-bbox="2139 1161 2561 1287">任意の期間中、体内に取り込まれた放射性物質濃度を測定及び評価</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1389 1287 1605 1392">ホールボディカウンタ</td> <td data-bbox="1605 1287 1748 1392">γ</td> <td data-bbox="1748 1287 1890 1392">1 台</td> <td data-bbox="1890 1287 2139 1392">個人の内部被ばく線量</td> <td data-bbox="2139 1287 2561 1392">任意の期間中、体内に取り込まれた放射性物質濃度を測定及び評価</td> </tr> </tbody> </table>	放射線測定器	測定核種	数量	測定項目	使用方法 (測定・評価方法含む)	サーベイメータ	α、 β γ、 γ、n	1 式	線量率並びに表面密度	【表面密度】 ・ろ紙による拭き取り (スミヤ法) 試料のサーベイメータによる測定、放射性物質濃度の評価 ・サーベイメータによる直接法による測定、放射性物質濃度の評価 【線量率】 ・サーベイメータによる測定及び評価	ハンドフットクロスモニタ	α β γ	2 台	管理区域から退出する者の手、足、衣服の表面密度	体表面及び衣服の放射性物質濃度の直接測定、評価	ポケット線量計	γ (X)	1 式	個人の外部被ばく線量	時間及び作業において電子式個人被ばく線量計による放射線量の測定及び評価	アラーム付きポケット線量計	γ (X)	1 式	個人の外部被ばく線量	任意の期間中、積算の放射線量を測定及び評価 (測定、評価、校正は外部機関にて実施)	ガラスバッジ	γ (X)	1 式	個人の外部被ばく線量	任意の期間中、体内に取り込まれた放射性物質濃度を測定及び評価	ホールボディカウンタ	γ	1 台	個人の内部被ばく線量	任意の期間中、体内に取り込まれた放射性物質濃度を測定及び評価	<p>(4) 記載見直し① (1) 新審査基準⑨ア)</p>
放射線測定器	測定核種	数量	測定項目	使用方法 (測定・評価方法含む)																																	
サーベイメータ	α、 β γ、 γ、n	1 式	線量率並びに表面密度	【表面密度】 ・ろ紙による拭き取り (スミヤ法) 試料のサーベイメータによる測定、放射性物質濃度の評価 ・サーベイメータによる直接法による測定、放射性物質濃度の評価 【線量率】 ・サーベイメータによる測定及び評価																																	
ハンドフットクロスモニタ	α β γ	2 台	管理区域から退出する者の手、足、衣服の表面密度	体表面及び衣服の放射性物質濃度の直接測定、評価																																	
ポケット線量計	γ (X)	1 式	個人の外部被ばく線量	時間及び作業において電子式個人被ばく線量計による放射線量の測定及び評価																																	
アラーム付きポケット線量計	γ (X)	1 式	個人の外部被ばく線量	任意の期間中、積算の放射線量を測定及び評価 (測定、評価、校正は外部機関にて実施)																																	
ガラスバッジ	γ (X)	1 式	個人の外部被ばく線量	任意の期間中、体内に取り込まれた放射性物質濃度を測定及び評価																																	
ホールボディカウンタ	γ	1 台	個人の内部被ばく線量	任意の期間中、体内に取り込まれた放射性物質濃度を測定及び評価																																	



変更前		変更後		変更理由
別表第13 施設の巡視及び点検				
区分	設備区分	点検項目	点検頻度	
研究部長の 所掌するもの	プール	プールの水位が設定レベル内であること。	1回/日以上 (休日を除く)	
	セル	インセルモニタの指示値に異常のないこと。 負圧計の指示値に異常のないこと。 遮蔽扉のインターロック表示に異常のないこと。	1回/日以上 (休日を除く)	
	フード	負圧が維持されていること。	1回/日以上 (休日を除く)	
	グローブボックス、 負圧用ボックス	負圧計の指示値に異常のないこと。	1回/日以上 (休日を除く)	
	試料用保管庫	負圧計の指示値及び外観に異常がないこと。	1回/日以上 (休日を除く)	
管理部長の 所掌するもの	周辺監視区域境界設備	外観等に異常のないこと。	1回/日以上	(削除)
保安管理部長の 所掌するもの	スタック排気モニタ	表示灯、計器及び吸引機等に異常のないこと。	1回/日以上 (休日を除く)	
	インセルモニタ	表示灯、計器等に異常のないこと。	1回/日以上 (休日を除く)	
	エリアモニタ	表示灯、計器等に異常のないこと。	1回/日以上 (休日を除く)	
	ハンドフットクロス モニタ	表示灯、計器等に異常のないこと。	1回/日以上 (休日を除く)	
	消火用設備	外観等に異常のないこと。	1回/日以上 (休日を除く)	
	非常用電源設備	表示灯、計器及び油量に異常のないこと。	1回/日以上 (休日を除く)	
	無停電電源設備	表示灯、計器、機器温度に異常のないこと。	1回/日以上 (休日を除く)	
	気体廃棄物処理設備	表示灯、計器、機器温度及びベルト等に異常のないこと。 排気フィルタ及び管理区域内の差圧に異常のないこと。	1回/日以上 (休日を除く)	
	液体廃棄物処理設備	廃液タンクの水位に異常のないこと。 漏えい等の異常がないこと。	1回/日以上 (休日を除く)	
	固体廃棄物処理設備	扉及び壁の外観等に異常のないこと。	1回/月以上	
				(1)新審査基準⑮7)



変更前		変更後	変更理由
別表第14 施設の定期的な自主検査			
区分	設備区分	検査項目	
研究部長の 所掌するもの	プール	イ. プールライニング外観検査 ロ. インターロック作動試験 ハ. プール遮蔽窓外観検査 ニ. プール漏水検査 ホ. プール水位警報検査	
	セル	イ. 外観検査 ロ. インターロック作動試験 ハ. 遮蔽扉作動・警報検査 ニ. セル内扉作動・警報検査 ホ. 予備排風機遠方操作作動・警報検査	
	フード	イ. 外観検査 ロ. 面速測定	(削除)
	ダクトボックス、 負圧用ボックス	イ. 外観検査 ロ. 負圧計の校正	
	臨界安全管理機器	イ. スラブ厚さ管理治具の高さ検査	
	貯蔵施設	イ. 燃料貯蔵ラック外観・施錠機能検査 ロ. 燃料貯蔵ピット外観・施錠機能検査 ハ. 燃料貯蔵庫漏水・外観・施錠検査 ニ. 貯蔵庫(放射化学実験室)外観・施錠機能・負圧検査 ホ. 試料用保管庫(除染室)外観・施錠機能・負圧検査	
	使用施設等(使用施設、 貯蔵施設、廃棄施設)	イ. 扉(表示・警報・施錠機能・外観・動作)、 境界の機能検査 ロ. 床・壁表面、安全避難通路の外観検査 ハ. 標識の外観検査	
管理部長の所掌 するもの	消火器	イ. 外観検査 ロ. 使用期限確認	
	通報連絡設備	イ. 機能検査	
	周辺監視区域境界設備	イ. 周辺監視区域の柵その他の設備又は標識の外観検査	
			(1)新審査基準⑮7)



変更前		変更後		変更理由		
別表第 14 施設の定期的な自主検査 (続き)						
区分	設備区分	検査項目				
	放射線監視設備	エリアモニタ	イ. 検出器の校正 ロ. 警報装置作動試験			
		スタック 排気モニタ	イ. 検出器の校正 ロ. 警報装置作動試験 ハ. 吸引装置作動試験			
		ハンドフット クロスモニタ	イ. 検出器の校正 ロ. 警報装置作動試験			
		サーベイメータ	イ. 検出器の校正			
		放射能測定装置	イ. 検出器の校正			
	消火用設備	イ. 外観検査 ロ. 機能検査 ハ. 警報装置作動試験				
	非常用電源設備	イ. 機能検査				
	保安管理部長の 所掌するもの	無停電電源設備	イ. 機能検査			
		気体廃棄物処理設備	イ. 自動制御系機能検査 ロ. 排風機機能検査 ハ. 警報装置作動試験 (セルを含む) ニ. 各種弁機能検査 ホ. 負圧計の校正 (セルを含む) ヘ. フィルタ効率			
			液体廃棄物処理設備	イ. ポンプ機能検査 ロ. 各種弁機能検査 ハ. 警報装置作動試験 ニ. 外観検査		
保管廃棄設備				イ. 施錠機能又は立入制限の標識の外観検査		
施設の位置等				イ. 地崩れのおそれの外観検査		
非常用放送設備			イ. 機能検査			
			(削除)	(1)新審査基準⑮7)		

変更前				変更後				変更理由		
別表第 15-1 年間予定使用量				別表第 12 年間予定使用量				(4)記載見直し① (表内容に変更なし)		
核燃料物質の種類		年間予定使用量		放射能*	核燃料物質の種類		年間予定使用量		放射能*	
		最大存在量	延べ取扱量				最大存在量			延べ取扱量
(1)劣化ウラン		100 kgU	10 kgU	—	(1)劣化ウラン		100 kgU		10 kgU	—
(2)天然ウラン		550 kgU	90 kgU		(2)天然ウラン		550 kgU		90 kgU	
(3)トリウム		30 kgTh	—		(3)トリウム		30 kgTh		—	
(4) 濃縮ウラン	濃縮度 5 %未満	100 kgU	100 kgU		(4) 濃縮ウラン	濃縮度 5%未満	100 kgU		100 kgU	
	濃縮度 5 %~20 %未満	20 kgU	10 kgU			濃縮度 5%~20%未満	20 kgU		10 kgU	
(5)プルトニウム		0.1 gPu	0.1 gPu		(5)プルトニウム		0.1 gPu		0.1 gPu	
(6)ウラン 2 3 3		0.1 gU	0.1 gU		(6)ウラン 2 3 3		0.1 gU		0.1 gU	
(7) HTR 再処理用燃料	劣化ウラン	500 kgU	500 kgU		(7) HTR 再処理用燃料	劣化ウラン	500 kgU	500 kgU		
(8)使用済燃料 (照射済燃料を含む)	劣化ウラン	1556 kgU	540 kgU		(8)使用済燃料 (照射済燃料を含む)	劣化ウラン	1556 kgU	540 kgU		
	天然ウラン	1000 kgU	10 kgU			天然ウラン	1000 kgU	10 kgU		
	濃縮度 5 %未満	1400 kgU	510 kgU	濃縮度 5%未満		1400 kgU	510 kgU			
	濃縮度 5 %~20 %未満	41 kgU	30 kgU	濃縮度 5%~20%未満		41 kgU	30 kgU			
	HTR 再処理用燃料 濃縮度 10.15 %以下	100 kgU	100 kgU	HTR 再処理用燃料 濃縮度 10.15%以下		100 kgU	100 kgU			
	プルトニウム	24 kgPu	9 kgPu	プルトニウム		24 kgPu	9 kgPu			
	トリウム	0.1 kgTh	1 kgTh	トリウム		0.1 kgTh	1 kgTh			
注記： * 放射能は、燃料検査プール、燃料貯蔵プール及びモニタリングセルの最大取扱量の合計値を示す。				注記： * 放射能は、燃料検査プール、燃料貯蔵プール及びモニタリングセルの最大取扱量の合計値を示す。						

変更前		変更後		変更理由
別表第15-2 核燃料物質等の貯蔵施設		別表第13 核燃料物質等の貯蔵施設		(4) 記載見直し① (表内容に変更なし)
貯蔵設備の名称	個数	最大収納量	内容物の物理・化学的性状	
██████████ ██████████ ██████████	■ ██████████	██████████ ██████████ ██████████	固体 酸化物	
██████████ ██████████ ██████████	■	■	固体 酸化物	
██████████ ██████████	■ ██████████	██████████ ██████████	固体 酸化物	
██████████ ██████████	■ ██████████	██████████ ██████████	固体、粉体 金属、酸化物、硝酸塩、U-Th-Zr 水素化物	
██████████ ██████████	■ ██████████ ██████████ ██████████ ██████████	██████████ ██████████ ██████████ ██████████ ██████████	固体、粉体 金属、酸化物、硝酸塩	
██████████	■	██████████ ██████████ ██████████ ██████████ ██████████	固体、粉体 金属、酸化物、硝酸塩	
照射済金属材料用 ピット (鉄セルNo.5)	4 (ピット数)	740 GBq (⁶⁰ Co γ線相当)	固体 金属、酸化物、硝酸塩	
照射済金属材料用 ピット (鉄セルNo.6)	1 (ピット数)	3.7 TBq (⁶⁰ Co γ線相当)	固体 金属、酸化物、硝酸塩	
██████████ ██████████	■	██████████ ██████████	固体、粉体、液体 金属、酸化物、硝酸塩、重ウラン酸塩、 U-Th-Zr 水素化物	
試料用保管庫 (除染室)	1	炉内挿入物等の照射材料、核燃料物質によって汚染された材料、1 F汚染物、それらを含む液体等の核燃料汚染物 10 GBq (1 MeV、γ)	固体、粉体、液体 金属、酸化物、硝酸塩	
貯蔵設備の名称	個数	最大収納量	内容物の物理・化学的性状	
██████████ ██████████ ██████████	■ ██████████	██████████ ██████████	固体 酸化物	
██████████ ██████████ ██████████	■	■	固体 酸化物	
██████████ ██████████	■ ██████████	██████████ ██████████	固体 酸化物	
██████████ ██████████	■ ██████████	██████████ ██████████	固体、粉体 金属、酸化物、硝酸塩、U-Th-Zr 水素化物	
██████████ ██████████	■ ██████████ ██████████ ██████████ ██████████	██████████ ██████████ ██████████ ██████████ ██████████	固体、粉体 金属、酸化物、硝酸塩	
██████████	■	██████████ ██████████ ██████████ ██████████ ██████████	固体、粉体 金属、酸化物、硝酸塩	
照射済金属材料用ピット (鉄セルNo.5)	4 (ピット数)	740 GBq (⁶⁰ Co γ線相当)	固体 金属、酸化物、硝酸塩	
照射済金属材料用ピット (鉄セルNo.6)	1 (ピット数)	3.7 TBq (⁶⁰ Co γ線相当)	固体 金属、酸化物、硝酸塩	
██████████ ██████████	■	██████████ ██████████	固体、粉体、液体 金属、酸化物、硝酸塩、重ウラン酸塩、 U-Th-Zr 水素化物	
試料用保管庫 (除染室)	1	炉内挿入物等の照射材料、核燃料物質によって汚染された材料、1 F汚染物、それらを含む液体等の核燃料汚染物 10 GBq (1 MeV、γ)	固体、粉体、液体 金属、酸化物、硝酸塩	

変更前	変更後	変更理由																
<p style="text-align: center;">別表第 16 気体廃棄物の放出管理目標値</p> <table border="1" data-bbox="192 296 1270 520"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>期間</th> <th>排気口における放射性物質*の放出量 (GBq)</th> <th>排気口におけるよう素 131 の放出量 (GBq)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホットラボ施設</td> <td>1年</td> <td>6.1×10^4</td> <td>6.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>*放射性物質の主なものは希ガスである。</p>	施設	期間	排気口における放射性物質*の放出量 (GBq)	排気口におけるよう素 131 の放出量 (GBq)	ホットラボ施設	1年	6.1×10^4	6.1	<p style="text-align: center;">別表第 14 気体廃棄物の放出管理目標値</p> <table border="1" data-bbox="1478 296 2555 520"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>期間</th> <th>排気口における放射性物質*の放出量 (GBq)</th> <th>排気口におけるよう素 131 の放出量 (GBq)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホットラボ施設</td> <td>1年</td> <td>3.3×10^3</td> <td>7.4×10^{-1}</td> </tr> </tbody> </table> <p>*放射性物質の主なものは希ガスである。</p>	施設	期間	排気口における放射性物質*の放出量 (GBq)	排気口におけるよう素 131 の放出量 (GBq)	ホットラボ施設	1年	3.3×10^3	7.4×10^{-1}	<p>(4)記載見直し①</p> <p>(4)記載見直し⑦</p>
施設	期間	排気口における放射性物質*の放出量 (GBq)	排気口におけるよう素 131 の放出量 (GBq)															
ホットラボ施設	1年	6.1×10^4	6.1															
施設	期間	排気口における放射性物質*の放出量 (GBq)	排気口におけるよう素 131 の放出量 (GBq)															
ホットラボ施設	1年	3.3×10^3	7.4×10^{-1}															

変更前						変更後						変更理由
別表第17 液体廃棄物の区分						別表第15 液体廃棄物の区分						(4)記載見直し①
廃液区分	タンク名称	排水元	放射性物質濃度 (Bq/cm ³)	性状	処理方法	廃液区分	タンク名称	排水元	放射性物質濃度 (Bq/cm ³)	性状	処理方法	(4)記載見直し②
高レベル	—	・材料セル ・化学セル ・研磨セル ・切断セル ・モニタリングセル ・アイソレーションエリア	$\beta\gamma$: 3.7×10^4 以上 α : 1.0×10^{-2} 未満	—	排出元で固化し固体廃棄物として処理する。	高レベル	—	・材料セル ・化学セル ・研磨セル ・切断セル ・モニタリングセル ・アイソレーションエリア	$\beta\gamma$: 3.7×10^4 以上 α : 1.0×10^{-2} 未満	—	排出元で固化し固体廃棄物として処理する。	
中レベル	T-1	・材料セル床 ・化学セル床 ・研磨セル床 ・切断セル床 ・モニタリングセル床 ・アイソレーションエリア床	$\beta\gamma$: 3.7×10^4 未満 α : 1.0×10^{-2} 未満	水溶性のもの	放射性物質濃度確認後、移送先タンクの廃液区分に応じた放射性物質濃度上限未満へ希釈する。	中レベル	T-1	・材料セル床 ・化学セル床 ・研磨セル床 ・切断セル床 ・モニタリングセル床 ・アイソレーションエリア床	$\beta\gamma$: 3.7×10^4 未満 α : 1.0×10^{-2} 未満	水溶性のもの	放射性物質濃度確認後、移送先タンクの廃液区分に応じた放射性物質濃度上限未満へ希釈する。	
	T-2 T-3	・除染室床、流し ・プール作業場床 ・キャスク除染床、流し ・放射化学実験室床、流し					・除染室床、流し ・プール作業場床 ・キャスク除染床、流し ・放射化学実験室床、流し					
低レベル	T-4 T-5	・操作室床、流し ・放射線計測室床 ・シャワー室床、流し ・サービスエリア床、流し ・地下床ピット北側、南側、流し	$\beta\gamma$: 3.7×10^1 未満 α : 1.0×10^{-2} 未満	水溶性のもの	放射性物質濃度確認後、移送先タンクの廃液区分に応じた放射性物質濃度上限未満へ希釈する。	低レベル	T-4 T-5	・操作室床、流し ・放射線計測室床 ・シャワー室床、流し ・サービスエリア床、流し ・地下床ピット北側、南側、流し	$\beta\gamma$: 3.7×10^1 未満 α : 1.0×10^{-2} 未満	水溶性のもの	放射性物質濃度確認後、移送先タンクの廃液区分に応じた放射性物質濃度上限未満へ希釈する。	
		T-6 T-7					・暗室流し ・操作室側汚染検査室流し ・サービスエリア側汚染検査室流し ・排気機械室床、流し	・暗室流し ・操作室側汚染検査室流し ・サービスエリア側汚染検査室流し ・排気機械室床、流し				
特殊廃液	—	—	α : 1.0×10^{-2} 以上	実験廃液	α 除染処理後、二次廃棄物は固体廃棄物として処理し、 α 放射能が 1.0×10^{-2} Bq/cm ³ 未満の廃液は、 $\beta\gamma$ の濃度に応じて、別表第17の廃液区分に従い処理する。	特殊廃液	—	—	α : 1.0×10^{-2} 以上	実験廃液	α 除染処理後、二次廃棄物は固体廃棄物として処理し、 α 放射能が 1.0×10^{-2} Bq/cm ³ 未満の廃液は、 $\beta\gamma$ の濃度に応じて、本表廃液区分に従い処理する。	



変更前	変更後	変更理由																																																	
<p style="text-align: center;">別表第18 固体廃棄物の区分</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">線 量 当 量 率</th> <th style="width: 65%;">廃 棄 の 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">β γ 廃棄物 (注1)</td> <td style="text-align: center;">A 容器表面が 2 mSv/h 未満 α 含有量が 3.7×10⁴ Bq/20ℓ 未満</td> <td>β γ 廃棄物 A は 1 階の廃棄物保管場、低レベル廃棄物保管庫又は地階の廃棄物保管室（第1 廃棄物保管室、第2 廃棄物保管室、第3 廃棄物保管室、第4 廃棄物保管室、第5 廃棄物保管室及び第6 廃棄物保管室）（以下、「地階廃棄物保管室」という）、別建家の低レベル廃棄物保管庫（Ⅲ）に保管した後、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所へ処理を委託する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B 容器表面が 2 mSv/h 以上 α 含有量が 3.7×10⁴ Bq/20ℓ 未満</td> <td>廃棄物セルへ保管する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">α 廃棄物 (注1, 2)</td> <td style="text-align: center;">A-1 容器表面が 500 μSv/h 未満 α 含有量が 3.7×10⁴ Bq/20ℓ 以上 3.7×10⁷ Bq/20ℓ 未満の範囲</td> <td rowspan="4">α 廃棄物 A-1、α 廃棄物 A-2、α 廃棄物 A-3 は 1 階の廃棄物保管場、低レベル廃棄物保管庫、地階廃棄物保管室、別建家の低レベル廃棄物保管庫（Ⅲ）に保管し、将来処理に関する環境が整った時に処理施設へ搬出し処理を委託する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">A-2 容器表面が 500 μSv/h 未満 α 含有量が 3.7×10⁷ Bq/20ℓ 以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">A-3 容器表面で 500 μSv/h 以上 2 mSv/h 未満の範囲 α 含有量 3.7×10⁴ Bq/20ℓ 以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B 容器表面で 2 mSv/h 以上 α 含有量 3.7×10⁴ Bq/20ℓ 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1) β γ 廃棄物 B 及び α 廃棄物 B において、廃棄物セルに保管中に放射能レベルが十分に低下したものは、β γ 廃棄物 B は β γ 廃棄物 A として、α 廃棄物 B は α 廃棄物 A-1、α 廃棄物 A-2、α 廃棄物 A-3 として取扱うことができる。</p> <p>注 2) α 廃棄物において Pu は 5×10⁻⁵g/cm³ (1 g/20ℓ 容器) 未満 又は、核分裂性物質 (U233, U235, Pu239, Pu241) が 2×10⁻⁴g/cm³ (4 g/20ℓ 容器) 未満であること。</p>	区 分	線 量 当 量 率	廃 棄 の 方 法	β γ 廃棄物 (注1)	A 容器表面が 2 mSv/h 未満 α 含有量が 3.7×10 ⁴ Bq/20ℓ 未満	β γ 廃棄物 A は 1 階の廃棄物保管場、低レベル廃棄物保管庫又は地階の廃棄物保管室（第1 廃棄物保管室、第2 廃棄物保管室、第3 廃棄物保管室、第4 廃棄物保管室、第5 廃棄物保管室及び第6 廃棄物保管室）（以下、「地階廃棄物保管室」という）、別建家の低レベル廃棄物保管庫（Ⅲ）に保管した後、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所へ処理を委託する。	B 容器表面が 2 mSv/h 以上 α 含有量が 3.7×10 ⁴ Bq/20ℓ 未満	廃棄物セルへ保管する。	α 廃棄物 (注1, 2)	A-1 容器表面が 500 μSv/h 未満 α 含有量が 3.7×10 ⁴ Bq/20ℓ 以上 3.7×10 ⁷ Bq/20ℓ 未満の範囲	α 廃棄物 A-1、α 廃棄物 A-2、α 廃棄物 A-3 は 1 階の廃棄物保管場、低レベル廃棄物保管庫、地階廃棄物保管室、別建家の低レベル廃棄物保管庫（Ⅲ）に保管し、将来処理に関する環境が整った時に処理施設へ搬出し処理を委託する。	A-2 容器表面が 500 μSv/h 未満 α 含有量が 3.7×10 ⁷ Bq/20ℓ 以上	A-3 容器表面で 500 μSv/h 以上 2 mSv/h 未満の範囲 α 含有量 3.7×10 ⁴ Bq/20ℓ 以上	B 容器表面で 2 mSv/h 以上 α 含有量 3.7×10 ⁴ Bq/20ℓ 以上	<p style="text-align: center;">別表第16 固体廃棄物の区分</p> <p>(1) β γ 廃棄物</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">線量当量率と α 含有量による区分</th> <th style="width: 10%;">性状の 区分</th> <th style="width: 15%;">内 容 物</th> <th style="width: 15%;">容 器 ・ 包 装</th> <th style="width: 35%;">処 理 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">β γ 廃 棄 物</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">A 容器表面が 2 mSv/h 未満 で α 含有量が 1.9 Bq/cm³ (3.7×10⁴ Bq/20 L) 未満</td> <td style="text-align: center;">可燃性</td> <td>紙、ウエス、木片 酢酸ビニル、ゴム 手袋、ポリエチレンなど</td> <td rowspan="2">ポリエチレン袋収納後、 紙バケツに入れ、更にポリエチレン袋で包装する。</td> <td rowspan="4">廃棄物保管場、低レベル廃棄物保管庫、地階の第1 から第6 廃棄物保管室、または別施設の低レベル廃棄物保管庫（Ⅲ）に保管した後、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所へ処理を委託する。 (低レベル廃棄物保管庫（Ⅲ）に保管する廃棄物については必要に応じて 200 L ドラム缶用圧縮減容装置にて減容する。)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">不燃性</td> <td>塩化ビニル、ゴム類 鉄、非鉄、ガラス コンクリートなど</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">エア フィル タ類</td> <td>HEPA フィルタ、プレフィルタ、チャコールフィルタ</td> <td>ポリエチレン又は塩ビで包装し、段ボール箱に収納する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">含 水 廃 棄 物</td> <td>使用済み樹脂など</td> <td>ポリエチレン袋収納後、 金属容器に入れる。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">特 殊 廃 棄 物</td> <td>大型、異形など</td> <td>ポリエチレン等で包装する。</td> <td>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所と協議し、処理する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">B</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">容器表面が 2 mSv/h 以上 で α 含有量が 1.9 Bq/cm³ (3.7×10⁴ Bq/20 L) 未満</td> <td style="text-align: center;">可燃性</td> <td>紙、ウエス、木片 など</td> <td rowspan="3">金属製の廃棄物保管容器 A 型、廃棄物保管容器 B 型または廃棄物保管容器 C 型に収納する。</td> <td rowspan="3">廃棄物セルに保管する。保管中放射能レベルが十分に低下したものは β γ 廃棄物 A として取扱うことができる。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">不燃性</td> <td>炉内挿入物 切断片、研磨紙 金属片、プラスチックなど</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">エア フィル タ類</td> <td>HEPA フィルタ、プレフィルタ</td> <td>廃フィルタ缶に収納する。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	線量当量率と α 含有量による区分	性状の 区分	内 容 物	容 器 ・ 包 装	処 理 方 法	β γ 廃 棄 物	A 容器表面が 2 mSv/h 未満 で α 含有量が 1.9 Bq/cm ³ (3.7×10 ⁴ Bq/20 L) 未満	可燃性	紙、ウエス、木片 酢酸ビニル、ゴム 手袋、ポリエチレンなど	ポリエチレン袋収納後、 紙バケツに入れ、更にポリエチレン袋で包装する。	廃棄物保管場、低レベル廃棄物保管庫、地階の第1 から第6 廃棄物保管室、または別施設の低レベル廃棄物保管庫（Ⅲ）に保管した後、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所へ処理を委託する。 (低レベル廃棄物保管庫（Ⅲ）に保管する廃棄物については必要に応じて 200 L ドラム缶用圧縮減容装置にて減容する。)	不燃性	塩化ビニル、ゴム類 鉄、非鉄、ガラス コンクリートなど	エア フィル タ類	HEPA フィルタ、プレフィルタ、チャコールフィルタ	ポリエチレン又は塩ビで包装し、段ボール箱に収納する。	含 水 廃 棄 物	使用済み樹脂など	ポリエチレン袋収納後、 金属容器に入れる。	特 殊 廃 棄 物	大型、異形など	ポリエチレン等で包装する。	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所と協議し、処理する。	B	容器表面が 2 mSv/h 以上 で α 含有量が 1.9 Bq/cm ³ (3.7×10 ⁴ Bq/20 L) 未満	可燃性	紙、ウエス、木片 など	金属製の廃棄物保管容器 A 型、廃棄物保管容器 B 型または廃棄物保管容器 C 型に収納する。	廃棄物セルに保管する。保管中放射能レベルが十分に低下したものは β γ 廃棄物 A として取扱うことができる。	不燃性	炉内挿入物 切断片、研磨紙 金属片、プラスチックなど	エア フィル タ類	HEPA フィルタ、プレフィルタ	廃フィルタ缶に収納する。	<p>(4) 記載見直し① (4) 記載見直し⑧</p>
区 分	線 量 当 量 率	廃 棄 の 方 法																																																	
β γ 廃棄物 (注1)	A 容器表面が 2 mSv/h 未満 α 含有量が 3.7×10 ⁴ Bq/20ℓ 未満	β γ 廃棄物 A は 1 階の廃棄物保管場、低レベル廃棄物保管庫又は地階の廃棄物保管室（第1 廃棄物保管室、第2 廃棄物保管室、第3 廃棄物保管室、第4 廃棄物保管室、第5 廃棄物保管室及び第6 廃棄物保管室）（以下、「地階廃棄物保管室」という）、別建家の低レベル廃棄物保管庫（Ⅲ）に保管した後、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所へ処理を委託する。																																																	
	B 容器表面が 2 mSv/h 以上 α 含有量が 3.7×10 ⁴ Bq/20ℓ 未満	廃棄物セルへ保管する。																																																	
α 廃棄物 (注1, 2)	A-1 容器表面が 500 μSv/h 未満 α 含有量が 3.7×10 ⁴ Bq/20ℓ 以上 3.7×10 ⁷ Bq/20ℓ 未満の範囲	α 廃棄物 A-1、α 廃棄物 A-2、α 廃棄物 A-3 は 1 階の廃棄物保管場、低レベル廃棄物保管庫、地階廃棄物保管室、別建家の低レベル廃棄物保管庫（Ⅲ）に保管し、将来処理に関する環境が整った時に処理施設へ搬出し処理を委託する。																																																	
	A-2 容器表面が 500 μSv/h 未満 α 含有量が 3.7×10 ⁷ Bq/20ℓ 以上																																																		
	A-3 容器表面で 500 μSv/h 以上 2 mSv/h 未満の範囲 α 含有量 3.7×10 ⁴ Bq/20ℓ 以上																																																		
	B 容器表面で 2 mSv/h 以上 α 含有量 3.7×10 ⁴ Bq/20ℓ 以上																																																		
区 分	線量当量率と α 含有量による区分	性状の 区分	内 容 物	容 器 ・ 包 装	処 理 方 法																																														
β γ 廃 棄 物	A 容器表面が 2 mSv/h 未満 で α 含有量が 1.9 Bq/cm ³ (3.7×10 ⁴ Bq/20 L) 未満	可燃性	紙、ウエス、木片 酢酸ビニル、ゴム 手袋、ポリエチレンなど	ポリエチレン袋収納後、 紙バケツに入れ、更にポリエチレン袋で包装する。	廃棄物保管場、低レベル廃棄物保管庫、地階の第1 から第6 廃棄物保管室、または別施設の低レベル廃棄物保管庫（Ⅲ）に保管した後、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所へ処理を委託する。 (低レベル廃棄物保管庫（Ⅲ）に保管する廃棄物については必要に応じて 200 L ドラム缶用圧縮減容装置にて減容する。)																																														
		不燃性	塩化ビニル、ゴム類 鉄、非鉄、ガラス コンクリートなど																																																
		エア フィル タ類	HEPA フィルタ、プレフィルタ、チャコールフィルタ	ポリエチレン又は塩ビで包装し、段ボール箱に収納する。																																															
		含 水 廃 棄 物	使用済み樹脂など	ポリエチレン袋収納後、 金属容器に入れる。																																															
	特 殊 廃 棄 物	大型、異形など	ポリエチレン等で包装する。	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所と協議し、処理する。																																															
	B	容器表面が 2 mSv/h 以上 で α 含有量が 1.9 Bq/cm ³ (3.7×10 ⁴ Bq/20 L) 未満	可燃性	紙、ウエス、木片 など	金属製の廃棄物保管容器 A 型、廃棄物保管容器 B 型または廃棄物保管容器 C 型に収納する。	廃棄物セルに保管する。保管中放射能レベルが十分に低下したものは β γ 廃棄物 A として取扱うことができる。																																													
不燃性	炉内挿入物 切断片、研磨紙 金属片、プラスチックなど																																																		
エア フィル タ類	HEPA フィルタ、プレフィルタ	廃フィルタ缶に収納する。																																																	



変更前	変更後					変更理由																																																	
	<p style="text-align: center;">別表第16 固体廃棄物の区分（続き）</p> <p>(2) α 廃棄物</p> <table border="1" data-bbox="1383 247 2611 1759"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>線量当量率とα含有量による区分</th> <th>性状の区分</th> <th>内容物</th> <th>容器・包装</th> <th>処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">α 廃棄物 (注)</td> <td rowspan="5">容器表面が500 μSv/h未満でα含有量が1.9 Bq/cm³ (3.7×10⁴ Bq/20 L) 以上 1.9×10³ Bq/cm³ (3.7×10⁷ Bq/20 L) 未満の範囲</td> <td>可燃性</td> <td>紙、ウエス、木片、酢酸ビニル、ゴム手袋、ポリエチレンなど</td> <td>ポリエチレン袋収納後、紙バケツに入れ更にポリエチレン袋で二重に包装する。 または、ポリエチレン袋等の内袋を二重にし、金属容器に収納する。</td> <td rowspan="5">廃棄物保管場、低レベル廃棄物保管庫、地階の第1から第6廃棄物保管室、または別施設の低レベル廃棄物保管庫(Ⅲ)に保管する。 将来処理に関する環境が整った時に処理施設へ搬出し処理を委託する。 (低レベル廃棄物保管庫(Ⅲ)に保管する廃棄物については必要に応じて200 Lドラム缶用圧縮減容装置にて減容する。)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">不燃性</td> <td>塩化ビニル、ゴム類</td> <td>ポリエチレン袋収納後、ボール缶に入れ更にポリエチレン袋で包装する。または、ポリエチレン袋等の内袋を二重にし、金属容器に収納する。</td> </tr> <tr> <td>鉄、非鉄、ガラス、コンクリートなど</td> <td></td> </tr> <tr> <td>エアフィルタ類</td> <td>HEPAフィルタ、プレフィルタ、チャコールフィルタ</td> <td>ポリエチレン又は塩ビで包装し、段ボール箱詰した後、更にポリエチレンで包装する。</td> </tr> <tr> <td>含水廃棄物</td> <td>使用済み樹脂など</td> <td>ポリエチレン袋収納後、金属容器に収納し、更にポリエチレンで包装する。</td> </tr> <tr> <td>特殊廃棄物</td> <td>大型、異形など</td> <td>ポリエチレンで二重に包装する。</td> </tr> <tr> <td>A-2</td> <td>容器表面が500 μSv/h未満でα含有量が1.9×10³ Bq/cm³ (3.7×10⁷ Bq/20 L) 以上</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>A-3</td> <td>容器表面が500 μSv/h以上2 mSv/h未満の範囲でα含有量が1.9 Bq/cm³ (3.7×10⁴ Bq/20 L) 以上</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">B</td> <td rowspan="3">容器表面が2 mSv/h以上でα含有量が1.9 Bq/cm³ (3.7×10⁴ Bq/20 L) 以上</td> <td>可燃性</td> <td>紙、ウエス、木片など</td> <td rowspan="2">金属製の廃棄物保管容器A型、廃棄物保管容器B型または廃棄物保管容器C型に収納する。</td> <td rowspan="3">廃棄物セルに保管する。保管中放射能レベルが十分に低下したものはα廃棄物A-1、α廃棄物A-2、α廃棄物A-3として取扱うことができる。</td> </tr> <tr> <td>不燃性</td> <td>塩化ビニル、ゴム類、鉄、非鉄、など</td> </tr> <tr> <td>エアフィルタ類</td> <td>HEPAフィルタ、プレフィルタ</td> <td>廃フィルタ缶に収納する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) α 廃棄物 Puは 5×10⁻⁵g/cm³ (1 g/20 L 容器) 未満 又は、核分裂性物質 (U233, U235, Pu239, Pu241) が 2×10⁻⁴g/cm³ (4 g/20 L 容器) 未満であること。</p>					区分	線量当量率とα含有量による区分	性状の区分	内容物	容器・包装	処理方法	α 廃棄物 (注)	容器表面が500 μSv/h未満でα含有量が1.9 Bq/cm ³ (3.7×10 ⁴ Bq/20 L) 以上 1.9×10 ³ Bq/cm ³ (3.7×10 ⁷ Bq/20 L) 未満の範囲	可燃性	紙、ウエス、木片、酢酸ビニル、ゴム手袋、ポリエチレンなど	ポリエチレン袋収納後、紙バケツに入れ更にポリエチレン袋で二重に包装する。 または、ポリエチレン袋等の内袋を二重にし、金属容器に収納する。	廃棄物保管場、低レベル廃棄物保管庫、地階の第1から第6廃棄物保管室、または別施設の低レベル廃棄物保管庫(Ⅲ)に保管する。 将来処理に関する環境が整った時に処理施設へ搬出し処理を委託する。 (低レベル廃棄物保管庫(Ⅲ)に保管する廃棄物については必要に応じて200 Lドラム缶用圧縮減容装置にて減容する。)	不燃性	塩化ビニル、ゴム類	ポリエチレン袋収納後、ボール缶に入れ更にポリエチレン袋で包装する。または、ポリエチレン袋等の内袋を二重にし、金属容器に収納する。	鉄、非鉄、ガラス、コンクリートなど		エアフィルタ類	HEPAフィルタ、プレフィルタ、チャコールフィルタ	ポリエチレン又は塩ビで包装し、段ボール箱詰した後、更にポリエチレンで包装する。	含水廃棄物	使用済み樹脂など	ポリエチレン袋収納後、金属容器に収納し、更にポリエチレンで包装する。	特殊廃棄物	大型、異形など	ポリエチレンで二重に包装する。	A-2	容器表面が500 μSv/h未満でα含有量が1.9×10 ³ Bq/cm ³ (3.7×10 ⁷ Bq/20 L) 以上	同上	同上	同上	同上	A-3	容器表面が500 μSv/h以上2 mSv/h未満の範囲でα含有量が1.9 Bq/cm ³ (3.7×10 ⁴ Bq/20 L) 以上	同上	同上	同上	同上	B	容器表面が2 mSv/h以上でα含有量が1.9 Bq/cm ³ (3.7×10 ⁴ Bq/20 L) 以上	可燃性	紙、ウエス、木片など	金属製の廃棄物保管容器A型、廃棄物保管容器B型または廃棄物保管容器C型に収納する。	廃棄物セルに保管する。保管中放射能レベルが十分に低下したものはα廃棄物A-1、α廃棄物A-2、α廃棄物A-3として取扱うことができる。	不燃性	塩化ビニル、ゴム類、鉄、非鉄、など	エアフィルタ類	HEPAフィルタ、プレフィルタ	廃フィルタ缶に収納する。	<p>(4) 記載見直し① (4) 記載見直し⑧</p>
区分	線量当量率とα含有量による区分	性状の区分	内容物	容器・包装	処理方法																																																		
α 廃棄物 (注)	容器表面が500 μSv/h未満でα含有量が1.9 Bq/cm ³ (3.7×10 ⁴ Bq/20 L) 以上 1.9×10 ³ Bq/cm ³ (3.7×10 ⁷ Bq/20 L) 未満の範囲	可燃性	紙、ウエス、木片、酢酸ビニル、ゴム手袋、ポリエチレンなど	ポリエチレン袋収納後、紙バケツに入れ更にポリエチレン袋で二重に包装する。 または、ポリエチレン袋等の内袋を二重にし、金属容器に収納する。	廃棄物保管場、低レベル廃棄物保管庫、地階の第1から第6廃棄物保管室、または別施設の低レベル廃棄物保管庫(Ⅲ)に保管する。 将来処理に関する環境が整った時に処理施設へ搬出し処理を委託する。 (低レベル廃棄物保管庫(Ⅲ)に保管する廃棄物については必要に応じて200 Lドラム缶用圧縮減容装置にて減容する。)																																																		
		不燃性	塩化ビニル、ゴム類	ポリエチレン袋収納後、ボール缶に入れ更にポリエチレン袋で包装する。または、ポリエチレン袋等の内袋を二重にし、金属容器に収納する。																																																			
			鉄、非鉄、ガラス、コンクリートなど																																																				
		エアフィルタ類	HEPAフィルタ、プレフィルタ、チャコールフィルタ	ポリエチレン又は塩ビで包装し、段ボール箱詰した後、更にポリエチレンで包装する。																																																			
		含水廃棄物	使用済み樹脂など	ポリエチレン袋収納後、金属容器に収納し、更にポリエチレンで包装する。																																																			
特殊廃棄物	大型、異形など	ポリエチレンで二重に包装する。																																																					
A-2	容器表面が500 μSv/h未満でα含有量が1.9×10 ³ Bq/cm ³ (3.7×10 ⁷ Bq/20 L) 以上	同上	同上	同上	同上																																																		
A-3	容器表面が500 μSv/h以上2 mSv/h未満の範囲でα含有量が1.9 Bq/cm ³ (3.7×10 ⁴ Bq/20 L) 以上	同上	同上	同上	同上																																																		
B	容器表面が2 mSv/h以上でα含有量が1.9 Bq/cm ³ (3.7×10 ⁴ Bq/20 L) 以上	可燃性	紙、ウエス、木片など	金属製の廃棄物保管容器A型、廃棄物保管容器B型または廃棄物保管容器C型に収納する。	廃棄物セルに保管する。保管中放射能レベルが十分に低下したものはα廃棄物A-1、α廃棄物A-2、α廃棄物A-3として取扱うことができる。																																																		
		不燃性	塩化ビニル、ゴム類、鉄、非鉄、など																																																				
		エアフィルタ類	HEPAフィルタ、プレフィルタ	廃フィルタ缶に収納する。																																																			

変更前					変更後					変更理由
別表第19 核燃料物質の使用等に関する記録 (核燃料物質の使用等に関する規則第2条の11に定める記録)					別表第17 核燃料物質の使用等に関する記録 (核燃料物質の使用等に関する規則第2条の11に定める記録)					(4)記載見直し① (1)新審査基準④(ウ) (以下本頁では本変更理由のみ)
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	
1. 施設検査の記録 法第55条の2第1項の規定による検査の結果	検査の都度	保安管理部長	保安管理部長	同一事項に関する次の検査のときまでの期間	1. 使用施設等の施設管理 (規則第2条の11の7に規定するもの)に係る記録 (イ)使用前確認の結果	確認の都度	安全管理GL、工務GL、ホットラボGL及び総務GL	保安管理部長	同一事項に関する次の確認のときまでの期間	
2. 放射線管理記録 (イ) 使用施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日作業中1回	安全管理GL	保安管理部長	5年間	(ロ) 規則第2条の11の7第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	安全管理GL、工務GL、ホットラボGL及び総務GL	保安管理部長	施設管理を実施した使用施設等の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間	
(ロ) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の濃度	排気又は排水の都度 (連続して排気又は排水する場合は連続して)	安全管理GL	保安管理部長	5年間	(ハ) 規則第2条の11の7第5号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	安全管理GL、工務GL、ホットラボGL及び総務GL	保安管理部長	評価を実施した使用施設等の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	
(ハ) 管理区域及び周辺監視区域における線量当量率((イ)に規定する場合のものを除く。)並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	安全管理GL	保安管理部長	5年間	2. 放射線管理記録 (イ) 使用施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日作業中1回	安全管理GL	保安管理部長	5年間	
(ニ) 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意志のない旨を書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により使用者が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回	安全管理GL	保安管理部長	核燃料物質の使用等に関する規則第2条の11第5項に定める期間	(ロ) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備における放射性物質の濃度	排気の都度 (連続して排気する場合は連続して)	安全管理GL	保安管理部長	5年間	
(ホ) 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回(左欄に掲げる当該1年間に限る。)	安全管理GL	保安管理部長	(ニ)に同じ	(ハ) 管理区域及び周辺監視区域における線量当量率((イ)に規定する場合のものを除く。)並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	安全管理GL	保安管理部長	5年間	
(ヘ) 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	安全管理GL	保安管理部長	(ニ)に同じ	(ニ) 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意志のない旨を書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により使用者が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回	安全管理GL	保安管理部長	核燃料物質の使用等に関する規則第2条の11第5項に定める期間	
(ト) 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	安全管理GL	保安管理部長	(ニ)に同じ	(ホ) 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回(左欄に掲げる当該1年間に限る。)	安全管理GL	保安管理部長	(ニ)に同じ	
(チ) 事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	輸送GL	研究部長	1年間						

変更前					変更後					変更理由
別表第19 核燃料物質の使用等に関する記録(続き)					別表第17 核燃料物質の使用等に関する記録(続き)					(4)記載見直し① (1)新審査基準④(り) (以下本頁では本変更理由のみ)
記 録 事 項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保 存 期 間	記 録 事 項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保 存 期 間	
(リ) 廃棄施設に保管廃棄した放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、当該容器の数量及びその保管廃棄の日時、場所及び方法	廃棄の都度	工務 GL 及び ホットラボ GL	保安管理 部長	使用の廃止ま での期間	(へ) 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	安全管理 GL	保安管理部長	(二)に同じ	
(ヌ) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合にはその方法	封入又は固型化の都度	工務 GL 及び ホットラボ GL	保安管理 部長	使用の廃止ま での期間	(ト) 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間に おける当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務 に就く時	安全管理 GL	保安管理部長	(二)に同じ	
3. 保守記録 (イ) 使用施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名	毎日1回	保安管理部長、 研究部長 及び管理部長	保安管理部長、 研究部長 及び管理部長	1年間	(チ) 事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	輸送 GL	研究部長	1年間	
(ロ) 使用施設等の修理の状況及びその担当者の氏名	修理の都度	保安管理部長、 研究部長 及び管理部長	保安管理 部長	1年間	(リ) 廃棄施設に保管廃棄した放射性廃棄物の種類及び当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、当該容器の数量及び比重並びにその保管廃棄の日時、場所及び方法	廃棄の都度	工務 GL 及びホット ラボ GL	保安管理部長	使用の廃止までの 期間	
(ハ) 使用施設等の定期的な自主検査の結果	検査の都度	保安管理部長、 研究部長 及び管理部長	保安管理部長、 管理部長	同一事項に関する 次の検査のときまでの期間	(ヌ) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合にはその方法	封入又は固型化の都度	工務 GL 及びホット ラボ GL	保安管理部長	使用の廃止までの 期間	
4. 警報装置から発せられた警報の内容(注)	その都度	保安管理部長、 研究部長 及び管理部長	保安管理 部長	1年間	3. 操作記録 (ハ) 警報装置から発せられた警報の内容	その都度	保安管理部長、 研究部長及び 管理部長	保安管理部長、 研究部長 及び 管理部長	1年間	
5. 使用施設等の事故記録 (イ) 事故の発生及び復旧の時	その都度	研究部長	保安管理 部長	使用の廃止ま での期間	4. 使用施設等の事故記録 (イ) 事故の発生及び復旧の日時	その都度	研究部長	保安管理部長	使用の廃止までの 期間	
(ロ) 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度	研究部長	保安管理 部長	使用の廃止ま での期間	(ロ) 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度	研究部長	保安管理部長	使用の廃止までの 期間	
(ハ) 事故の原因	その都度	研究部長	保安管理 部長	使用の廃止ま での期間	(ハ) 事故の原因	その都度	研究部長	保安管理部長	使用の廃止までの 期間	
(ニ) 事故後の処置	その都度	研究部長	保安管理 部長	使用の廃止ま での期間	(ニ) 事故後の処置	その都度	研究部長	保安管理部長	使用の廃止までの 期間	
6. 保安教育の記録 (イ) 保安教育の実施計画	策定の都度	保安管理 部長	保安管理 部長	3年間						
(ロ) 保安教育の実施日時、項目及び保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	保安管理 部長	保安管理 部長	3年間						
7. 品質保証計画 (イ) 保安活動に関わる品質保証計画書	策定及び改定の都度	品質保証 責任者	品質保証 責任者	次の改定の後 3年間						
<p>(注)：核燃料物質使用許可申請書に記載する警報についても記録を行う。 但し、検査、点検、保守、工事、訓練及び設備の起動・停止に伴う警報で、異常ではないことが明らか なものは除く。</p>										

変更前	変更後					変更理由					
	別表第17 核燃料物質の使用等に関する記録(続き)					(4) 記載見直し① (1) 新審査基準⑭ウ (以下本頁では本変更理由のみ)					
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 33%;">記 録 事 項</th> <th style="width: 15%;">記録すべき場合</th> <th style="width: 15%;">記録責任者</th> <th style="width: 15%;">保存責任者</th> <th style="width: 22%;">保 存 期 間</th> </tr> </table>	記 録 事 項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者		保 存 期 間				
	記 録 事 項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保 存 期 間						
	5. 保安教育の記録 (イ) 保安教育の実施計画	策定の都度	保安管理部長	保安管理部長	3年間						
	(ロ) 保安教育の実施日時及び項目	実施の都度	保安管理部長	保安管理部長	3年間						
	(ハ) 保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	保安管理部長	保安管理部長	3年間						
6. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	品質管理責任者	品質管理責任者	当該文書又は記録の作成又は変更後3年が経過するまでの期間							

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">別図第1 保安管理組織</p>	<p style="text-align: center;">別図第1 保安に係る組織</p>	<p>(1)新審査基準①ウ)</p> <p>(1)新審査基準①ウ)</p> <p>(1)新審査基準①ア)</p>



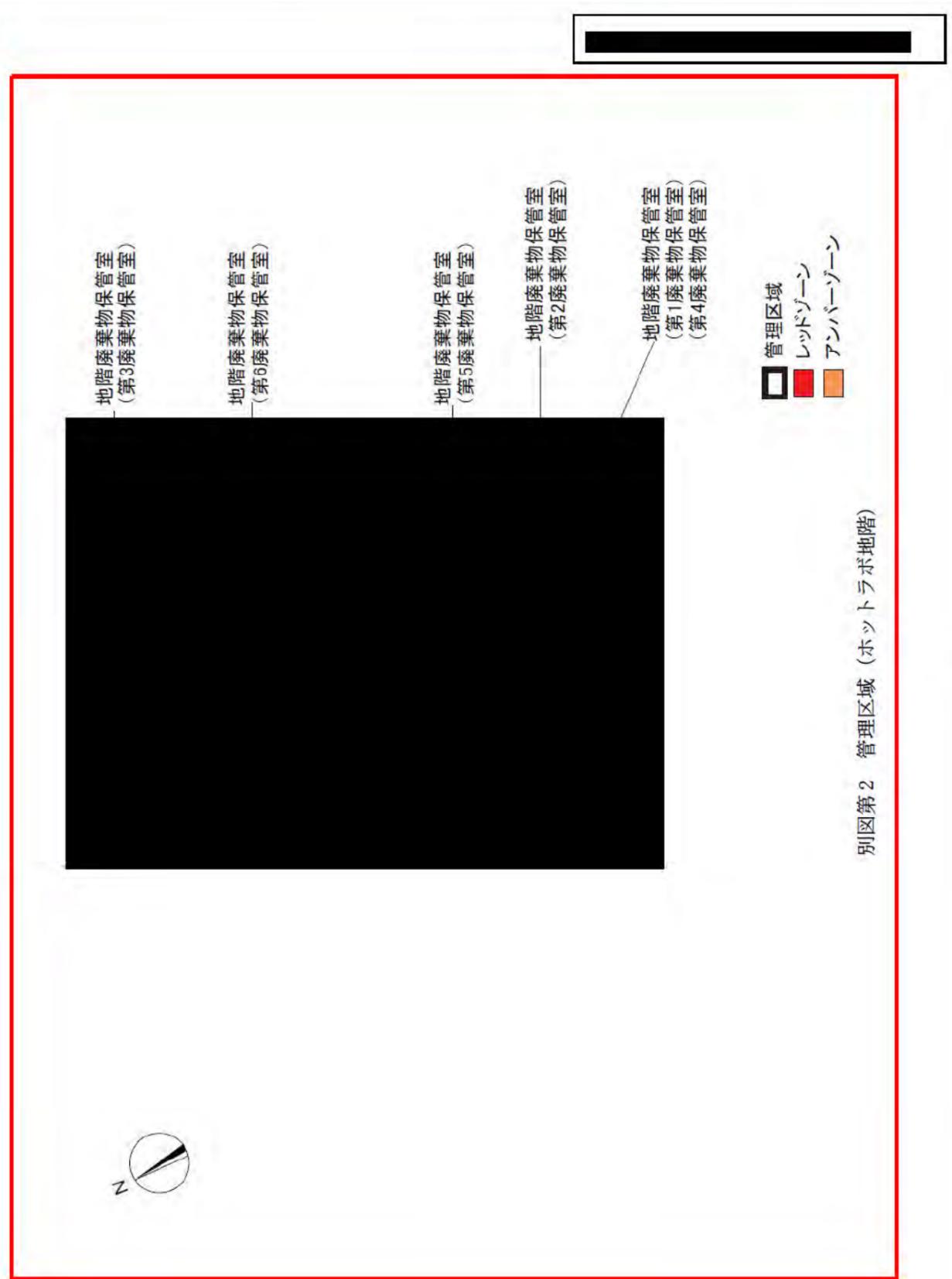
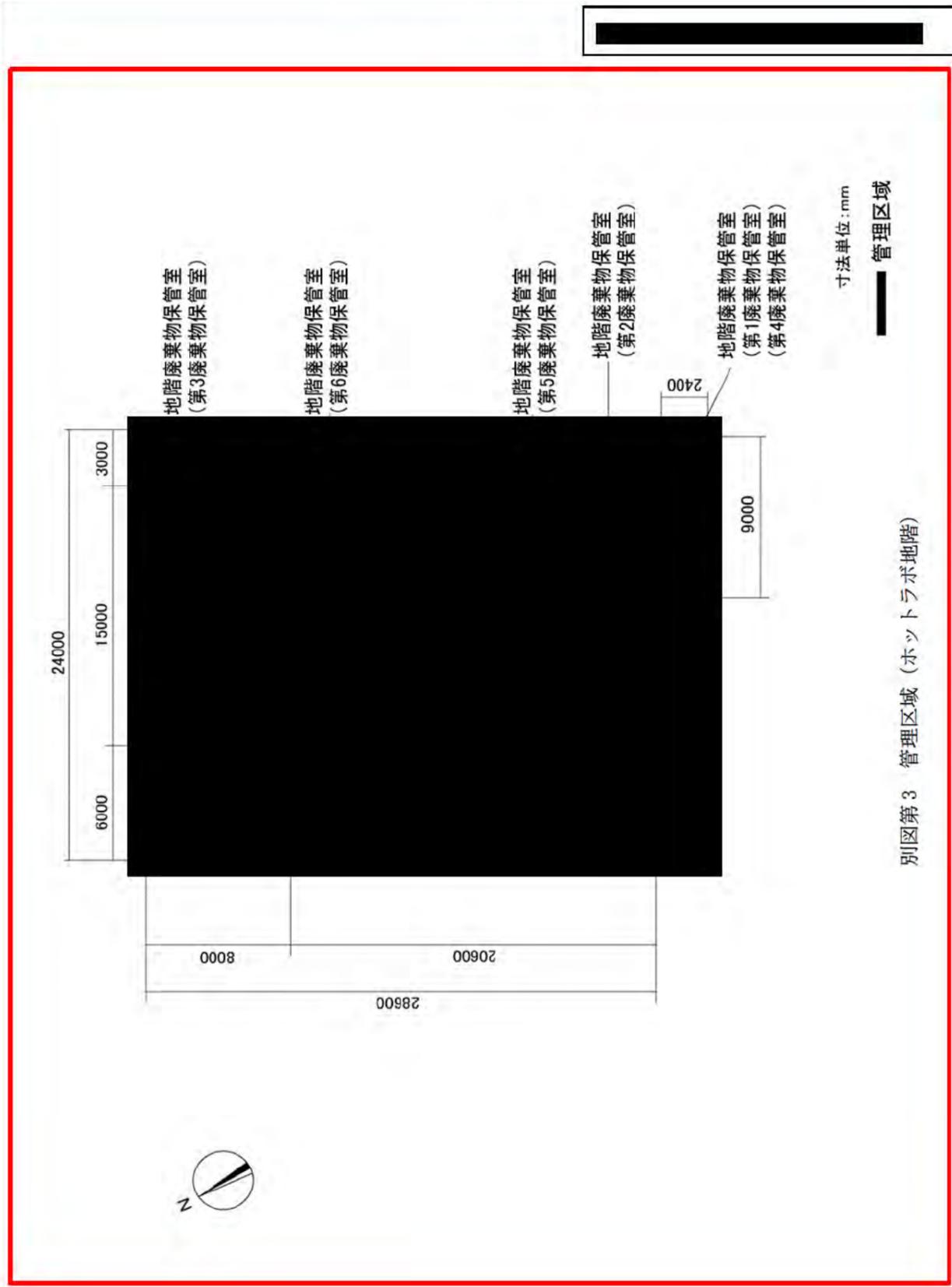
変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">別図第2 品質保証に係る組織</p>	<p>(削除)</p>	<p>(1)新審査基準②イ)</p>



変更前

変更後

変更理由



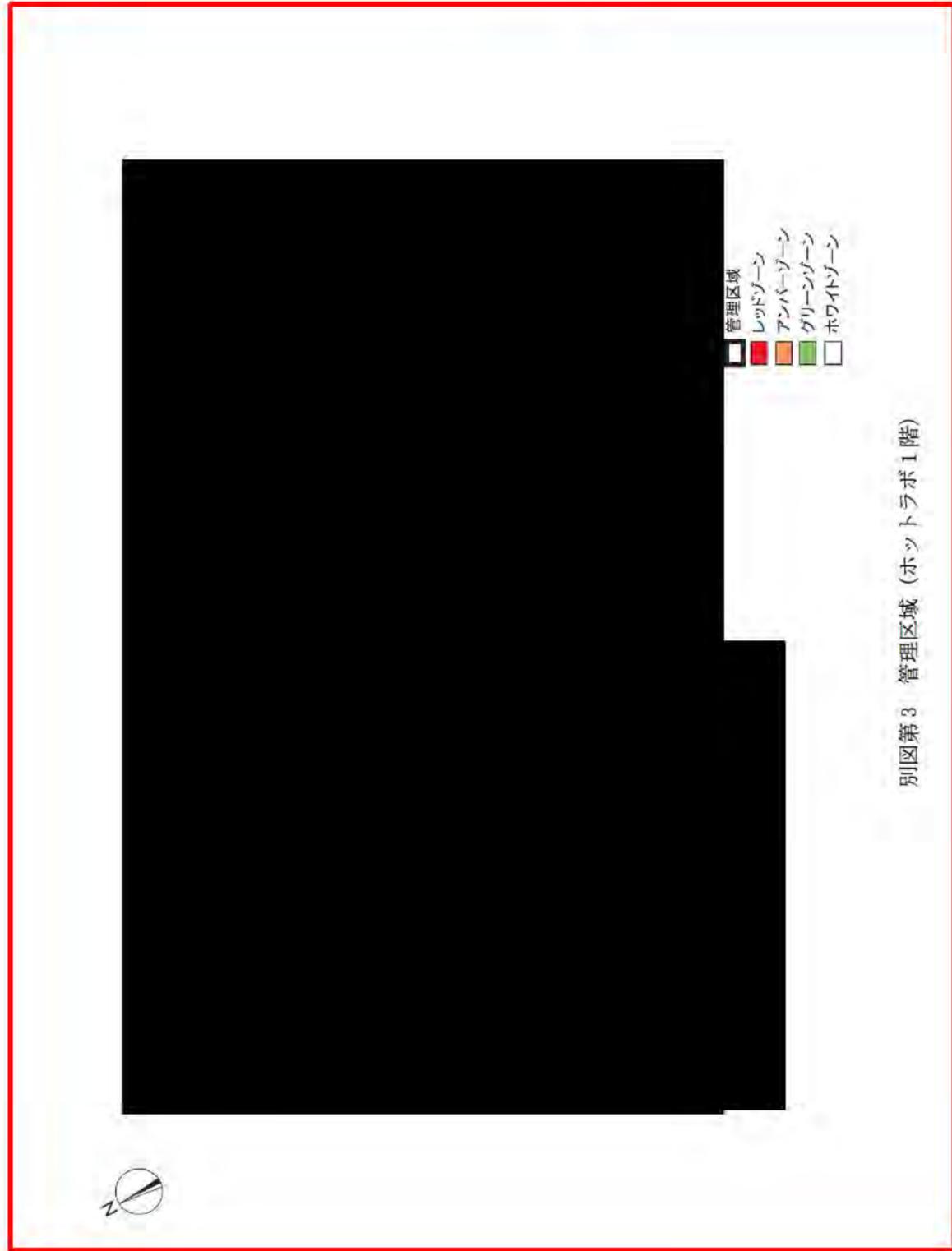
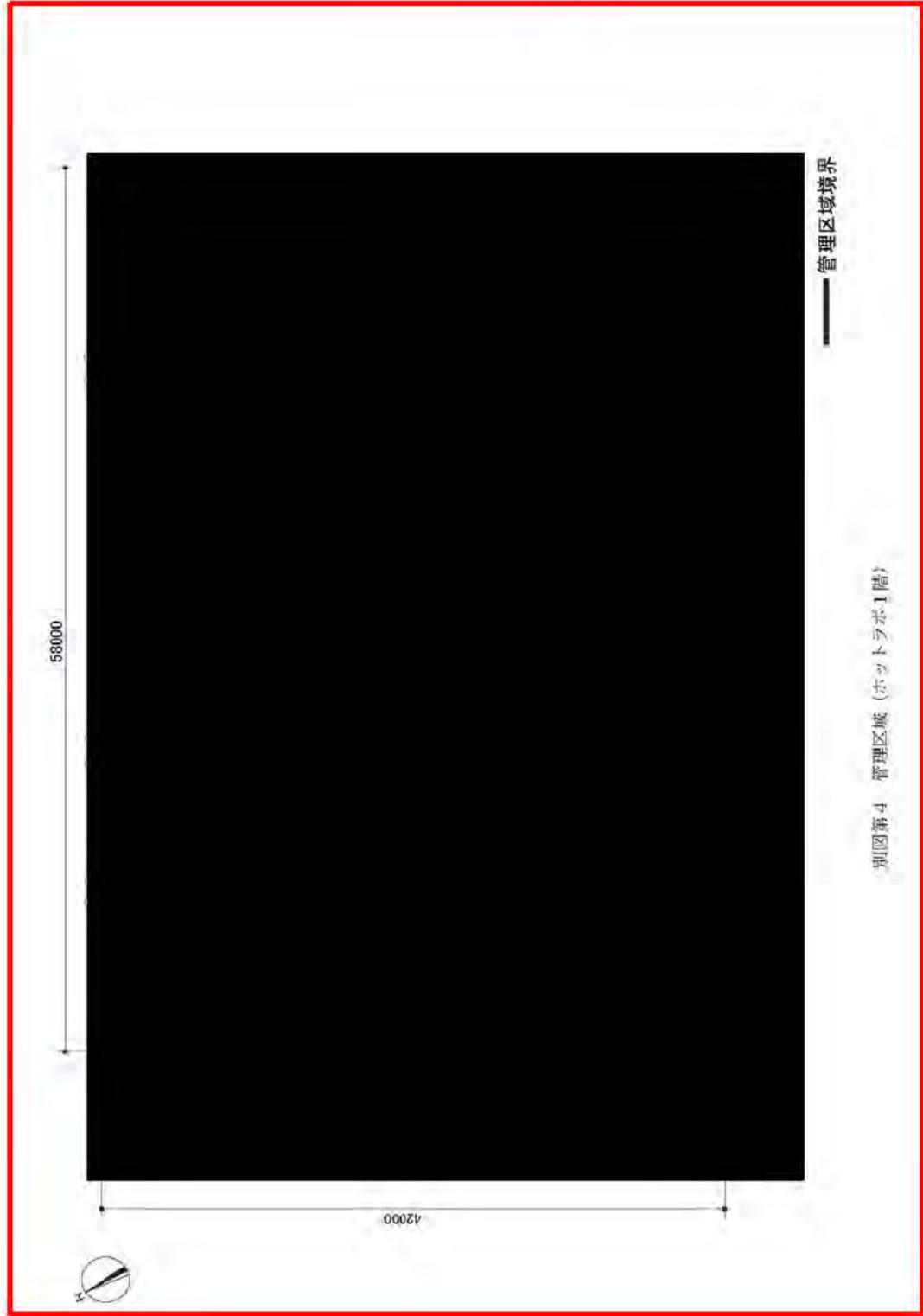
④ (4) 記載見直し①、



変更前

変更後

変更理由



(4)記載見直し①、
⑨



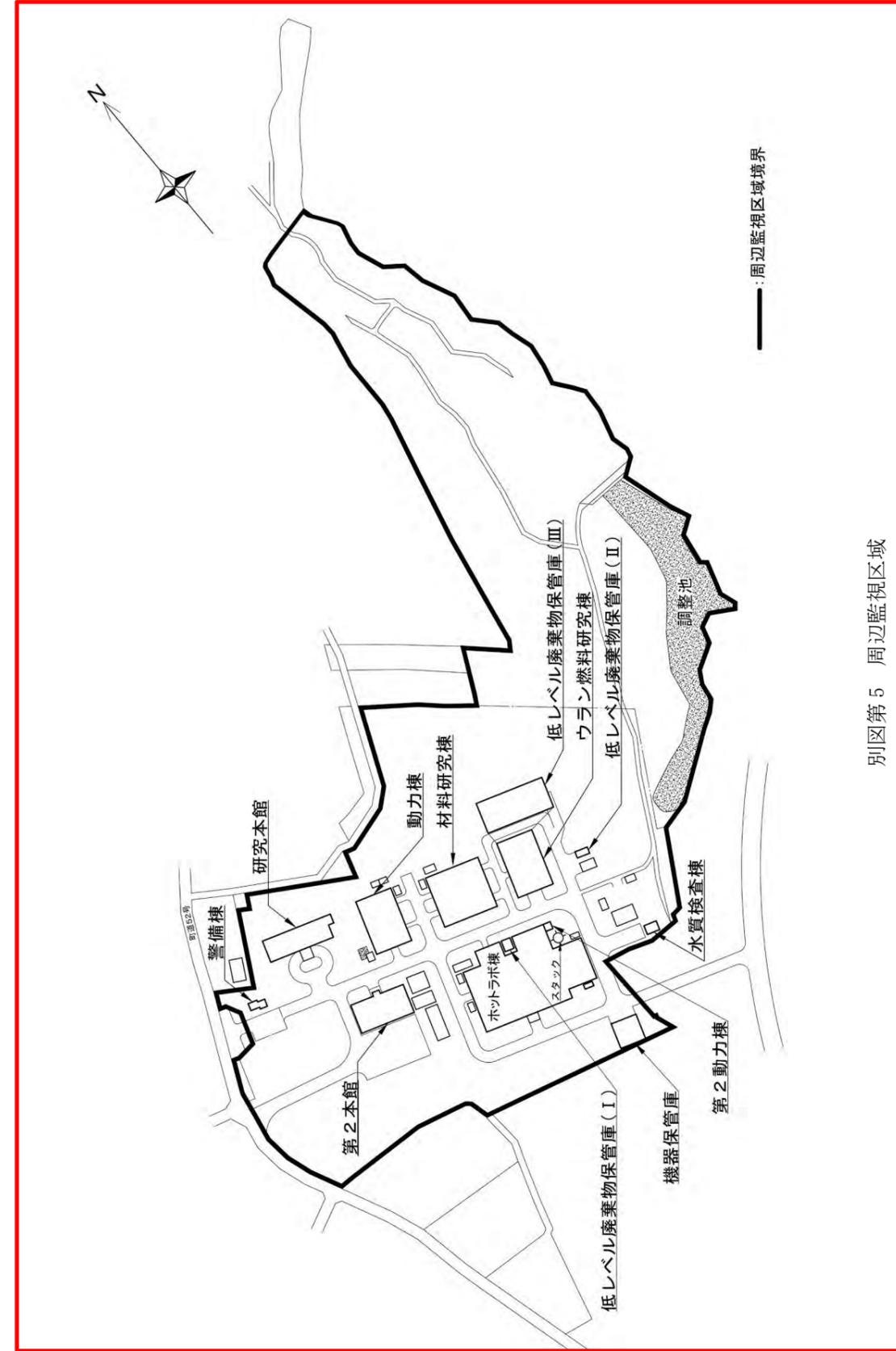
変更前	変更後	変更理由
<p>第2動力室</p> <p>スタック</p> <p>吹抜</p> <p>2階サービスエリア</p> <p>排気機械室</p> <p>42000</p> <p>19000</p> <p>寸法単位: mm</p> <p>管理区域</p> <p>別図第5 管理区域 (ホットラボ2階)</p>	<p>第2動力室</p> <p>スタック</p> <p>吹抜</p> <p>2階サービスエリア</p> <p>排気機械室</p> <p>管理区域</p> <p>レッドゾーン</p> <p>アンバーゾーン</p> <p>グリーンゾーン</p> <p>ホワイトゾーン</p> <p>別図第4 管理区域 (ホットラボ2階)</p>	<p>(4) 記載見直し①、 ②、⑨</p>



変更前

変更後

変更理由



(4) 記載見直し①、
②

保安活動に関わる
品質マネジメント計画

日本核燃料開発株式会社

保安活動に関わる品質マネジメント計画の目次

1. 総論	1
1.1 目的	1
1.2 定義	1
1.3 適用範囲	1
2. 適用規格・引用規格	1
2.1 適用規格	1
2.2 引用規格	1
3. 品質マネジメントシステム	2
3.1 一般要求事項	2
3.2 文書化に関する要求事項	3
3.2.1 文書の種類	3
3.2.2 品質マネジメント計画書	3
3.2.3 文書の管理	3
3.2.4 記録の管理	4
4. 経営者の責任	4
4.1 経営者の原子力の安全のためのリーダーシップ	4
4.1.1 経営者の関与	4
4.1.2 原子力の安全の確保の重視	4
4.2 品質方針	4
4.3 計画	5
4.3.1 品質目標	5
4.3.2 品質マネジメントシステムの計画	5
5. 組織、責任及び権限	5
5.1 組織	5
5.2 責任及び権限	5
5.2.1 品質管理責任者	5
5.2.2 管理者	6
5.3 品質マネジメントシステム体系	6
5.4 組織内の情報の伝達	6
5.5 マネジメントレビュー	6
5.5.1 一般事項	6
5.5.2 マネジメントレビューに用いる情報	6
5.5.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う処置	7
5.6 品質会議	7
6. 資源の管理	7
6.1 資源の確保	7
6.2 要員の力量の確保及び教育訓練	7
7. 個別業務に関する計画と実施	8
7.1 個別業務に必要なプロセスの計画	8
7.2 個別業務に関する要求事項	8
7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項	8
7.2.2 個別業務等要求事項の審査	8
7.2.3 外部とのコミュニケーション	9
7.3 設計開発	9
7.3.1 設計開発の計画	9
7.3.2 設計開発に用いるインプット情報	9
7.3.3 設計開発からのアウトプット情報	10
7.3.4 設計開発レビュー	10

7.3.5	設計開発の検証	10
7.3.6	設計開発の妥当性確認	10
7.3.7	設計開発の変更管理	10
7.4	調達	10
7.4.1	調達プロセス	10
7.4.2	調達物品等要求事項	11
7.4.3	調達物品等の受領及び検証	11
7.5	個別業務の実施	11
7.5.1	個別業務の管理	11
7.5.2	個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認	12
7.5.3	識別管理	12
7.5.4	トレーサビリティの確保	12
7.5.5	組織の外部の者の物品	12
7.5.6	調達物品の管理	12
7.6	監視測定のための設備の管理	12
8.	監視、測定、分析及び改善	13
8.1	一般事項	13
8.2	組織の外部の者からの意見	13
8.3	監視測定	13
8.3.1	内部監査	13
8.3.2	プロセスの監視測定	14
8.3.3	機器等の検査	14
8.4	不適合の管理	14
8.5	データの分析及び評価	15
8.6	改善	15
8.6.1	継続的改善	15
8.6.2	是正処置	15
8.6.3	予防処置	15
9.	使用施設等のうち令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない施設における保安活動、及びホットラボ施設における放射線障害予防活動に関わる品質マネジメント	16
図1	文書体系図	17
図2	品質マネジメントシステム体系図	18

1. 総論

1.1 目的

本品質マネジメント計画（以下、「本計画書」という。）は、「NFD ホットラボ施設保安規定」、「ウラン燃料研究棟保安規程」、「放射線障害予防規程」並びに「低レベル廃棄物保管庫(Ⅲ)運用基準」（以下、総称して「保安規定等」という。）のもとで、原子力の安全を確保するための保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築及び運用について定めることを目的とする。

1.2 定義

本計画書における用語の定義は、次に掲げる文書に記載されている定義に従うものとする。

- (1) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和二年四月一日原子力規制委員会規則第二号)
- (2) 同規則の解釈
- (3) 保安規定等

1.3 適用範囲

本計画書の2項～8項はホットラボ施設において実施する保安活動に適用し、9項は使用施設等のうち令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない施設において実施する保安活動、及びホットラボ施設において実施する放射線障害予防活動に適用する。

2. 適用規格・引用規格

2.1 適用規格

- (1) JIS Q 9001(2015)：品質マネジメントシステム－要求事項^{*1}

2.2 引用規格

- (1) JIS Q 9000(2015)：品質マネジメントシステム－基本及び用語^{*1}

*1：JIS Q 9000(2015)及びJIS Q 9001(2015)は、国際標準化機構(ISO)から発行されたISO9000(2015)及びISO9001(2015)規格を翻訳し、技術的内容及び規格表の様式を変更することなく作成した日本産業規格である。

3. 品質マネジメントシステム

3.1 一般要求事項

品質マネジメントシステムの構築及び運用においては、以下に掲げる事項について適切に考慮する。

注記：本計画書において、行為者が「保安に係る組織は」となっている場合には、保安規定で定める「保安に係る組織」に属する者が、保安規定に定める職務において、本計画書の5.2に定める責任及び権限の下でその行為を行うことを示す。

- (1) 社長は、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その有効性を維持するための改善を継続的に行う。
- (2) 品質マネジメントシステムを確立し運用する際には、保安活動の重要度に応じて、次の事項を考慮する。
 - 1) 施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度
 - 2) 施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ
 - 3) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響
- (3) 保安に係る組織は、施設に適用される関係法令（以下単に「関係法令」という。）及び規制要求事項を明確に認識し、品質マネジメントシステムに必要な文書（以下、「品質マネジメント文書」という。）に反映する。
 - 1) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を定める。
 - 2) プロセスの順序及び相互の関係を定める。
 - 3) プロセスの運用及び管理の有効性の確保に必要な保安活動の状況を示す指標（以下、「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準及び方法を定める。
 - 4) プロセスの運用並びに監視及び測定（以下、「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する（責任及び権限の明確化を含む。）
 - 5) プロセスの運用状況を監視測定し、分析する。ただし、監視測定することが困難な場合は、この限りでない。
 - 6) プロセスについて、意図した結果を得、及び有効性を維持するための処置を行う。
 - 7) プロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。
 - 8) 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする。（セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。）
- (4) 保安に係る組織は、健全な安全文化を育成し、維持するための取組を実施する。
- (5) 保安に係る組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（以下、「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託する場合には、当該プロセスの管理方法を明確にして管理する。
- (6) 保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。

3.2 文書化に関する要求事項

3.2.1 文書の種類

社長及び保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる品質マネジメント文書を作成し、これらの文書に規定する事項を実施する。また、文書体系図を図1に、関連文書を下部規程「保安に関わる品質マネジメント計画書の関連文書・記録一覧表」に示す。

- (1) 品質方針及び品質目標
- (2) 品質マネジメントシステムを規定する文書(以下、「品質マネジメント計画書」という。)
- (3) 規程・要領・基準
- (4) 記録(不適合報告、内部監査、是正処置、予防処置等)
- (5) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、組織が必要と判断した文書

3.2.2 品質マネジメント計画書

社長は、品質マネジメント計画書に、以下の事項を定める。

- (1) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項
- (2) 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項
- (3) 品質マネジメントシステムの適用範囲
- (4) 品質マネジメントシステムのために作成した規程・要領・基準等の情報
- (5) プロセス相互の関係

3.2.3 文書の管理

保安に係る組織は、以下に従って品質マネジメント文書を作成し、管理する。

- (1) 文書の作成及び発行においては、下部規程「文書管理規程」の定めに従う。
- (2) 文書の新規発行及び改訂に際しては、デザインレビュー会議及び放射線安全委員会で内容の妥当性を審議した後に、承認者が承認し、発行する。なお、放射線安全委員会がデザインレビュー会議等その他会議での審議が適当と認めた事項については、その結果を放射線安全委員会に報告する。また、デザインレビューには、文書に定める活動を実際に行う要員を参画させる。
- (3) 文書の作成主管部門及び承認者は、下部規程「保安活動に関わる品質マネジメント計画書の関連文書・記録一覧表」に定める。
- (4) 作成主管部門及び品質管理責任者は、以下の機会に文書の改訂の必要性について、評価を実施する。その結果、改訂が必要と判断される場合、(1)項及び(2)項に従い、改訂及び発行を行う。
 - ① マネジメントレビュー時
 - ② 内部監査で指摘・改善要望があった時
 - ③ 是正処置時、予防処置時
 - ④ その他改訂が必要と判断される場合
- (5) 文書の改訂の際には、改訂履歴表を作成して添付し、改訂の履歴を明らかにする。
- (6) 文書は読みやすく、容易に内容が理解できるよう工夫を行う。

- (7) 文書は、最新版が必要な時に必要なところで使用可能であることを確実にするため、制定又は改訂があったことを各部門に通知するとともに、各部門が適切な制定版又は改訂版を容易に閲覧できるよう、保管場所を定めて管理を行う。
- (8) 組織の外部で作成された文書は、管理番号により管理を行うとともに、組織内に配付した場合には、配付先を台帳に記録する。
- (9) 文書を廃止（改訂時の旧版も含む）する場合は、その廃止文書が誤って使用されないよう廃棄する。何らかの目的で保管する場合は、廃止文書であることを識別できるように、最新版とは異なる場所又は方法で管理する。

3.2.4 記録の管理

保安に係る組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性を示すために、以下に掲げる事項に従って、記録を作成及び管理する。

- (1) 記録は保安活動の重要度に応じて管理し、対象とする記録、各記録の管理部署及び保管期間等を下部規程「保安活動に関わる品質マネジメント計画書の関連文書・記録一覧表」に定める。
- (2) 記録は下部規程「文書管理規程」の定めに従って作成及び採番し、保管・保護し、廃棄することとし、読みやすく容易に内容が把握できるようにするとともに、容易に検索及び識別ができるようにする。

4. 経営者の責任

4.1 経営者の原子力の安全のためのリーダーシップ

4.1.1 経営者の関与

社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その有効性を維持していることを実証するために、次に掲げる事項を行う。

- (1) 品質方針を定める。
- (2) 品質目標が定められていることを確実にする。
- (3) 健全な安全文化を育成し、維持することに貢献できるような環境を整える。
- (4) マネジメントレビューを実施する。
- (5) 資源が利用できる環境を整える。
- (6) 関係法令を遵守すること及び原子力の安全を確保することの重要性を周知する。
- (7) 保安活動に関する業務を理解し、遂行する責任を有することを認識させる。
- (8) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。

4.1.2 原子力の安全の確保の重視

社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由によって損なわれないことを確実にする。

4.2 品質方針

社長は、品質方針について、次の事項を確実にする。

- (1) 組織の目的及び状況に対して適切である。
- (2) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の維持に責任を持って関与する。
- (3) 品質目標の設定及び評価に当たっての枠組みを与える。
- (4) 組織全体に伝達し、理解させる。
- (5) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に責任を持って関与する。

4.3 計画

4.3.1 品質目標

社長は、保安に係る組織に対して、品質目標の設定を指示する。品質目標は、下部規程「グループ品質目標運用要領」の定めに従って計画及び運用し、個別業務の要求事項を満たすために必要なものがあれば含めるものとする。

品質目標は、達成状況が評価可能で、かつ品質方針との整合性が保たれるよう設定する。

4.3.2 品質マネジメントシステムの計画

社長は、次の事項を確実にする。

- (1) 本計画書「3.1 一般要求事項」を満たすために、図1 文書体系図に示す文書を作成し、品質マネジメントシステムの計画を策定させる。
- (2) 品質マネジメントシステムの変更が計画される場合には、品質マネジメントシステムに不備がない状態に維持させる。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。
 - 1) 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果
 - 2) 品質マネジメントシステムの有効性の維持
 - 3) 資源の利用可能性
 - 4) 責任及び権限の割当て

5. 組織、責任及び権限

5.1 組織

保安に係る組織は、保安規定に定める通りとする。

5.2 責任及び権限

5.2.1 品質管理責任者

社長は、品質マネジメント計画の策定、品質マネジメント活動の実施、評価及び継続的な改善を総括するとともに、品質マネジメントシステムを管理する者として、品質管理責任者を任命し、次に示す責任と権限を与える。

- (1) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及びその有効性維持を確実にする。
- (2) 品質マネジメントシステムの運用状況及び改善の必要性について社長に報告する。
- (3) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにする。
- (4) 関係法令を遵守する。

5.2.2 管理者

- (1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある部長及び GL（以下、「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。なお、管理者に代えて、個別業務のプロセスを管理する責任者を置く場合には、当該責任者の責任及び権限を文書で明確にする。
 - 1) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その有効性が維持されているようにする。
 - 2) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにする。
 - 3) 個別業務の実施状況に関する評価を行う。
 - 4) 健全な安全文化を育成し、及び維持する。
 - 5) 関係法令を遵守する。
- (2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。
 - 1) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。
 - 2) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。
 - 3) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。
 - 4) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子力施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。
 - 5) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにする。
- (3) 管理者は、原則として年に 1 回、管理監督する業務に関する自己評価を行う。

5.3 品質マネジメントシステム体系

品質マネジメントシステムにおけるプロセスとプロセス間の相互関係を示す体系図を図 2 に示す。

5.4 組織内の情報の伝達

組織内部の情報や品質マネジメントシステムの有効性に関する情報が組織内に共有されることを確実にするため、マネジメントレビュー、品質会議を開催するとともに、全社集会や安全ミーティング、各種委員会等をコミュニケーションの場として活用する。

5.5 マネジメントレビュー

5.5.1 一般事項

社長は、品質マネジメントシステムの有効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な処置を行うため、原則として年に 1 回、マネジメントレビューを実施する。

5.5.2 マネジメントレビューに用いる情報

品質管理責任者は、下記に掲げる情報を収集し、マネジメントレビューのインプット情報とする。

- (1) 前回のマネジメントレビューの結果を受けて行った処置の状況
- (2) 内部監査の結果
- (3) 国及び関係自治体からのフィードバック
- (4) プロセスの運用状況
- (5) 品質目標の達成状況
- (6) 施設管理の実施状況
- (7) 安全文化を育成し維持するための取組みの状況（内部監査による評価の結果、管理者の自己評価の結果等を含む。）
- (8) 関係法令の遵守状況
- (9) 不適合及び是正・予防処置の状況
- (10) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更
- (11) 改善のための提案
- (12) 資源の妥当性（人財、施設・設備・機器）
- (13) 保安活動の改善のために行った処置の有効性

5.5.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う処置

社長は、マネジメントレビューにおいて、次に掲げる事項に関する決定及び処置を含め、品質管理責任者に必要な処置の実施を指示する。

- (1) 品質マネジメントシステム及びプロセスの有効性の維持に必要な改善
- (2) 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善
- (3) 品質マネジメントシステムの有効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源
- (4) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善
- (5) 関係法令の遵守に関する改善

5.6 品質会議

品質管理責任者は、原則として年5回、品質会議を開催し、品質目標の状況（目標設定、達成状況評価等）及びその他品質マネジメントの観点から必要と判断される事項について審議を行う。

6. 資源の管理

6.1 資源の確保

保安に係る組織は、必要に応じて、次に掲げる資源を定め、それぞれの権限及び責任において確保する。

- (1) 要員
- (2) 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系
- (3) 作業環境
- (4) その他必要な資源

6.2 要員の力量の確保及び教育訓練

保安に係る組織は、個別業務の実施に際して、必要な力量を持った者を要員に充てる。また、力量の認定及び管理については、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項に従う。

- (1) 要員に必要な力量を定める。
- (2) 要員の力量を確保するために、教育訓練やその他の処置を実施する。
- (3) 教育訓練やその他の処置の有効性を評価する。
- (4) 要員が個別業務を実施するにあたり、品質目標の達成及び品質マネジメントシステムの有効性維持に対する貢献や、原子力の安全に対する当該個別業務の重要性を認識させる。
- (5) 要員の力量やその他の処置についての記録を作成し、管理する。

7. 個別業務に関する計画と実施

7.1 個別業務に必要なプロセスの計画

保安に係る組織は、保安規定に基づく保安活動について、次に掲げる事項を考慮して、個別業務に必要なプロセスに関する計画を策定又は変更する。計画の策定については、要領及び作業基準等の二次文書又は三次文書を用いることを含む。

- (1) 個別業務の計画と品質マネジメントシステムにおけるその他のプロセスの要求事項との整合性を確保する。
- (2) 個別業務に関する計画（以下、「個別業務計画」という。）の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。
 - 1) 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果
 - 2) 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項
 - 3) 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源
 - 4) 使用前検査及び点検等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下、「合否判定基準」という。）
 - 5) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録
- (3) 策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。

7.2 個別業務に対する要求事項

7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項

保安に係る組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。

- (1) 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項
- (2) 関係法令
- (3) 組織が必要と判断する要求事項

7.2.2 個別業務等要求事項の審査

- (1) 保安に係る組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たっては、事前に要求事項のレビューを実施する。
- (2) レビューの実施に当たっては、次に掲げる事項を確認する。
 - 1) 当該個別業務等要求事項が定められていること
 - 2) 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること

- 3) 当該組織が、定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること
- (3) 保安に係る組織は、これらのレビューの結果及びその結果を受けて行った処置に関する記録を作成し、管理する。
- (4) 保安に係る組織は、個別業務等要求事項が変更された場合、関連する文書を改訂するとともに、要員に対しその変更内容を周知する。

7.2.3 外部とのコミュニケーション

保安に係る組織は、以下に掲げる方法等によって、会社外部との適切なコミュニケーションを実施する。

- (1) 別に定める基準に基づく関係先への通報連絡及びホームページへの公開等による情報の発信
- (2) 国・関係自治体や関係機関のホームページの閲覧及び下部規程「不適合管理・再発防止対策実施要領」に基づく他事業者情報の閲覧による情報の収集
- (3) 関係する活動体での活動や他事業者との会合等を通じて行う情報の伝達及び収集

7.3 設計開発

7.3.1 設計開発の計画

- (1) 保安に係る組織は、保安に関わる施設、設備、機器、ソフトウェアを新規に導入又は更新もしくは改造する場合、及び原子力の安全のために重要な手順書等を制定する場合には、それらに対する設計開発の計画を策定し、管理する。
- (2) 保安に係る組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。
 - 1) 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度
 - 2) 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制
 - 3) 設計開発に係る体制と要員の責任及び権限
- (3) 保安に係る組織は、有効性のあるコミュニケーションや責任及び権限を明確に認識できるようにするため、関係者間の情報共有方法を明確にする。
- (4) 保安に係る組織は、策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。

7.3.2 設計開発に用いるインプット情報

保安に係る組織は、設計開発に際して、要求事項に関連するインプット情報を明確にし、記録を作成し、管理する。インプット情報には、次に掲げるものを含める。

- (1) 機能及び性能に係る要求事項
 - (2) 過去の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの
 - (3) 関係法令
 - (4) その他設計開発に必要な要求事項
- また、これらのインプット情報に対しては、妥当性をレビューし、承認を得る。

7.3.3 設計開発からのアウトプット情報

設計開発のアウトプット情報に対しては、次に掲げる事項に適合することを確認し、設計開発の次の段階に進む前に承認を得る。

- (1) 設計開発のインプットで与えられた要求事項を満たすこと
- (2) 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供すること
- (3) 合否判定基準を含むか、又は合否判定基準を含むものを参照していること
- (4) 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること

7.3.4 設計開発レビュー

保安に係る組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的としたデザインレビュー（以下、「DR」という。）を実施する。

- (1) 設計開発の結果が要求事項を満足しているか評価すること
- (2) 設計開発に問題がある場合は、問題の内容を明確にし、必要な処置を提案すること

なお、DRは設計開発の計画で定めた体制の代表者及び専門家の参加を必須とし、DRの結果及びその結果を受けて行った処置に関する記録を作成し、管理する。

7.3.5 設計開発の検証

設計開発からのアウトプットが、設計開発のインプットとなっている要求事項を満足していることを確実にするため、計画されたとおりに検証を実施する。

検証に際しては、設計開発の担当者本人以外又はグループが実施し、検証の結果及びその結果を受けて行った処置に関する記録を作成し、管理する。

7.3.6 設計開発の妥当性確認

設計開発の結果として得られたものが、意図された用途や性能・機能を満足していることを確実にするため、使用を開始する前に、計画されたとおりに設計開発の妥当性確認（以下、「設計開発妥当性確認」という。）を実施する。

設計開発妥当性確認の結果及びその結果を受けて行った処置に関する記録を作成し、管理する。

7.3.7 設計開発の変更管理

設計開発の変更を行う場合には、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 変更内容を識別することができるようにするとともに、その記録を作成し、管理する。
- (2) 変更実施前に、変更内容に対するレビュー、検証及び妥当性確認を行い、承認を得る。
- (3) 変更が施設及び施設を構成する材料や部品に及ぼす影響を評価する。
- (4) 変更内容のレビュー、検証及び妥当性確認の結果及びその結果を受けて行った処置に関する記録を作成し、管理する。

7.4 調達

7.4.1 調達プロセス

保安に係る組織は、社外から部品又は役務（以下、「調達物品等」という。）を調達する場合には、以下に掲げる事項に実施する。

- (1) 調達物品等に対する要求事項を定める。
- (2) 保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定める。なお、一般産業工業品を採用する際には、その物品に対する技術情報や環境情報を供給者から入手し、当社施設における当該物品の採用が要求事項に適合するかを評価する。
- (3) 調達物品等要求事項に従い、供給者の供給能力を評価し、選定する。
- (4) 供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。
- (5) 供給者の評価の結果及びその結果を受けて行った処置に関する記録を作成し、これを管理する。
- (6) 調達後の調達物品等の重要度や使用継続性の程度に応じて、必要な処置を行う。

7.4.2 調達物品等要求事項

- (1) 保安に係る組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当する事項を含める。
 - 1) 業務のプロセス及び設備に係る要求事項
 - 2) 供給者の要員の力量に係る要求事項
 - 3) 品質マネジメントシステムに係る要求事項（不適合の報告及び処理に係るものを含む）
 - 4) 健全な安全文化を育成し維持するために必要な要求事項
 - 5) 一般産業用工業品を使用するに当たっての評価に必要な要求事項
- (2) 保安に係る組織は、供給者の工場等において使用前検査やその他の個別業務を行う計画がある場合には、原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りを行うことがある旨を要求事項に含める。
- (3) 保安に係る組織は、供給者に対し調達物品等に関する情報を伝える前に、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。

7.4.3 調達物品等の受領及び検証

保安に係る組織は、調達物品等を受領する場合には、供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させるとともに、それを確認するために必要な検証の方法を定めて実施する。

また、供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することにした際には、検証の実施要領及び調達物品等の出荷可否の決定方法について、要求事項の中に定める。

7.5 個別業務の実施

7.5.1 個別業務の管理

保安に係る組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項に適合するように実施する。ただし、当該個別業務の内容等から該当しないものは除く。

- (1) 保安のために必要な情報が利用できること
- (2) 必要に応じて作業手順書が利用できること
- (3) 個別業務に見合う設備を使用していること
- (4) 監視測定のための設備が利用でき、当該設備を使用していること

- (5) 個別業務のプロセスの監視測定が実施されていること
- (6) プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること

7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認

保安に係る組織は、個別業務のプロセスの結果について、監視測定で検証することができない場合（業務の後に発生する不具合・不備等でしか、プロセスの結果を確認できない等）においては、次に掲げる事項を明確にしたうえで妥当性確認を行い、これらのプロセスが計画通りの結果を出せることを実証し、その結果の記録を作成し、管理する。

- (1) 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準
- (2) 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法
- (3) 妥当性確認の方法（対象となる個別業務計画の変更時や一定期間が経過した後に定期的に実施する再確認を含む。）

7.5.3 識別管理

保安に係る組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。

7.5.4 トレーサビリティの確保

保安に係る組織は、トレーサビリティの確保が要求事項となっている場合には、機器等又は個別業務を識別し、記録し、管理する。

なお、ここで言うトレーサビリティとは、機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。

7.5.5 組織の外部の者の物品

保安に係る組織は、社外の者が所有している物品を所持している場合には、必要に応じて記録を作成し、管理する。

7.5.6 調達物品の管理

保安に係る組織は、調達した物品に対しては、使用されるまでの間、要求事項に適合している状態に管理する。（識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）

7.6 監視測定のための設備の管理

- (1) 保安に係る組織は、要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。
- (2) 監視測定については、監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。
- (3) 監視測定の結果の妥当性を確保するため、監視測定のために必要な設備については、次に掲げる事項を満たすものとする。
 - 1) 定められた間隔又は使用前に、計量の標準までトレース可能な方法（標準がない場合には、校正又は検証の根拠を記録）により、校正又は検証がなされ、その結果が記録され、管理されていること
 - 2) 校正の状態が明確になるよう、識別されていること

- 3) 所要の調整がなされていること
 - 4) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること
 - 5) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること
- (4) 監視測定のための設備に関する不適合が判明した場合には、その設備を使ってそれまでに得た結果の妥当性を評価し、記録する。またその不適合によって影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な処置を行う。
- (5) 監視測定のための設備の校正及び検証の結果を記録し、管理する。
- (6) 監視測定にソフトウェアを使用する場合には、それが意図した通りに当該監視測定に適用できることを確認する。

8. 監視、測定、分析及び改善

8.1 一般事項

保安に係る組織は、監視、測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。また、要員が監視測定の結果を利用できるようにする。

8.2 組織の外部の者からの意見

保安に係る組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を入手する。また、得られた意見を参考に、マネジメントレビュー等の改善項目に反映する。

8.3 監視測定

8.3.1 内部監査

社長は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、内部監査を実施させる。

- 1) 品質マネジメントシステムに係る要求事項
- 2) 有効性のある実施及び有効性の維持

内部監査は、下部規程「内部監査実施要領」の定めに従い、所定の間隔で計画及び実施する。

(1) 計画

品質管理責任者は、次に掲げる事項に従って、「内部監査実施計画」を策定する。

- 1) 内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。
- 2) 監査対象となり得る部門、個別業務、プロセス及び過去の監査結果を考慮して対象を選定する。
- 3) 評価の客観性及び公平性を確保するため、監査員に自らが所属する部門の監査をさせないことし、また、監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する監査をさせないこととする。

(2) 実施

内部監査は、監査員や被監査者の責任と権限、要求事項や手順等を定めた手順書に従って実施され、監査員は結果を記録するとともに、被監査者にそれを通知する。

不適合が通知された場合には、品質管理責任者が処置部門を決定し、「8.4 不適合の管理」に従って処置する。

処置部門は、指摘された不適合及びその原因を除去するために遅滞なく、必要な修正及び是正処置を行い、処置の結果と検証の結果を記録し、報告する。

8.3.2 プロセスの監視測定

保安に係る組織は、品質マネジメントシステムのプロセスが、計画通りの結果を得ることができることを実証するため、監視測定が可能な場合には、保安活動の重要度に応じて保安活動指標を定め、当該プロセスに見合った方法（実施時期、分析・評価の方法とその時期等）で、プロセスの監視測定を行う。

また、プロセスが計画通りの結果を得ることができないことが判明した場合又はその恐れがある場合には、問題を特定し、改善のための適切な処置を実施する。

8.3.3 機器等の検査

- (1) 保安に係る組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、適切な段階で、使用前検査及び自主検査（以下、「検査」という。）を実施する。
- (2) 検査に際しては、結果に関する記録を作成し、管理する。
- (3) プロセスの次の段階に進むことを承認した者を特定できるような記録を作成し、管理する。
- (4) 検査を支障なく完了するまでは、当該機器等の使用又は運転を行わない。ただし、当該の権限を持つ者が、個別業務計画に定める手順により承認をする場合は、この限りでない。
- (5) 使用前検査を実施する者は、その対象となる機器等を管理する部門以外の部門に所属する者とし、使用前検査の独立性を確保する。
- (6) 自主検査を実施する者は、必要に応じて、その対象となる機器等の管理を行う者とは別の要員とし、自主検査の独立性を確保する。

8.4 不適合の管理

保安に係る組織は、不適合が確認された場合には、下部規程「不適合管理・再発防止対策実施要領」に従って、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 不適合が確認された場合には、それらが使用されたり、実施されたりすることがないように識別し、管理する。
- (2) 不適合の処置に関する管理やそれに関連する責任及び権限を定める。
- (3) 次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処置する。
 - 1) 発見された不適合を除去するための処置を行う。
 - 2) 定められた手順によって原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行う。（以下、「特別採用」という。）
 - 3) 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための処置を行う。
 - 4) 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な処置を行う。
- (4) 不適合の内容及び当該不適合に対して行った処置に関する記録を作成し、これを管理する。

- (5) 不適合を除去するために修正を行った場合には、要求事項への適合性を実証するための検証を行う。

8.5 データの分析及び評価

保安に係る組織は、品質マネジメントシステムの有効性を実証するため及び有効性の改善の必要性を評価するために、次に掲げるデータを収集し、分析及び評価する。

- (1) 保安検査や地方自治体の意見やその傾向
- (2) 品質マネジメントシステム及び個別業務における要求事項への適合性
- (3) 機器等及びプロセスの特性及び傾向（内部監査や是正・予防処置の傾向）
- (4) 調達物品等の供給者の能力

8.6 改善

8.6.1 継続的改善

社長及び保安に係る組織は、品質方針及び品質目標、内部監査の結果、データの分析、是正・予防処置の評価やマネジメントレビューを通じて、改善が必要な事項を明確にして処置を行うことにより、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行う。

8.6.2 是正処置

保安に係る組織は、不適合の再発を防止することを目的に、以下に掲げる事項を実施するため、下部規程「不適合管理・再発防止対策実施要領」に従って処置を行う。

- (1) 不適合の事象の分析と原因の明確化
- (2) 類似不適合の有無や発生する可能性の評価
- (3) 是正処置を行う必要性の評価
- (4) 必要な是正処置の決定及び実施
- (5) 是正処置において実施した活動の有効性の評価
- (6) 必要に応じて、品質マネジメントシステムの変更
- (7) 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に対して、根本原因を究明するために
行う分析手順の明確化と実施
- (8) 複数の不適合に係る情報から、類似する事象に係る情報を抽出して分析を行うことによ
って、共通の原因を明確にする手順の明確化と適切な処置の実施
- (9) 実施した全ての是正処置及びその結果を記録し、管理する。

8.6.3 予防処置

保安に係る組織は、下部規程「不適合管理・再発防止対策実施要領」に従って、社内で検出されるリスク情報や他事業者の施設の運転経験等の知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）を収集し、起こり得る不適合の重要度に応じて、以下に掲げるように、不適合を未然に防止するための予防処置を行う。

- (1) 起こり得る不適合及びその原因の調査
- (2) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価
- (3) 必要な予防処置の決定と実施
- (4) 予防処置において実施した活動の有効性の評価

(5) 実施した全ての是正処置及びその結果を記録し、管理する。

9. 使用施設等のうち令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない施設における保安活動、及びホットラボ施設における放射線障害予防活動に関わる品質マネジメント

(1) 社長は、使用施設等のうち令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない施設における保安のための業務に係る品質管理、及びホットラボ施設における放射線障害予防のための業務に係る品質管理に関し、次に掲げる事項の実施を確実にする。

- 1) 個別業務に関し、継続的な改善を計画的に実施し、評価すること
- 2) 個別業務の改善に関する処置について記録し、管理すること

(2) 社長は、原子力の安全を確保することの重要性を認識し、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないことを確実にする。

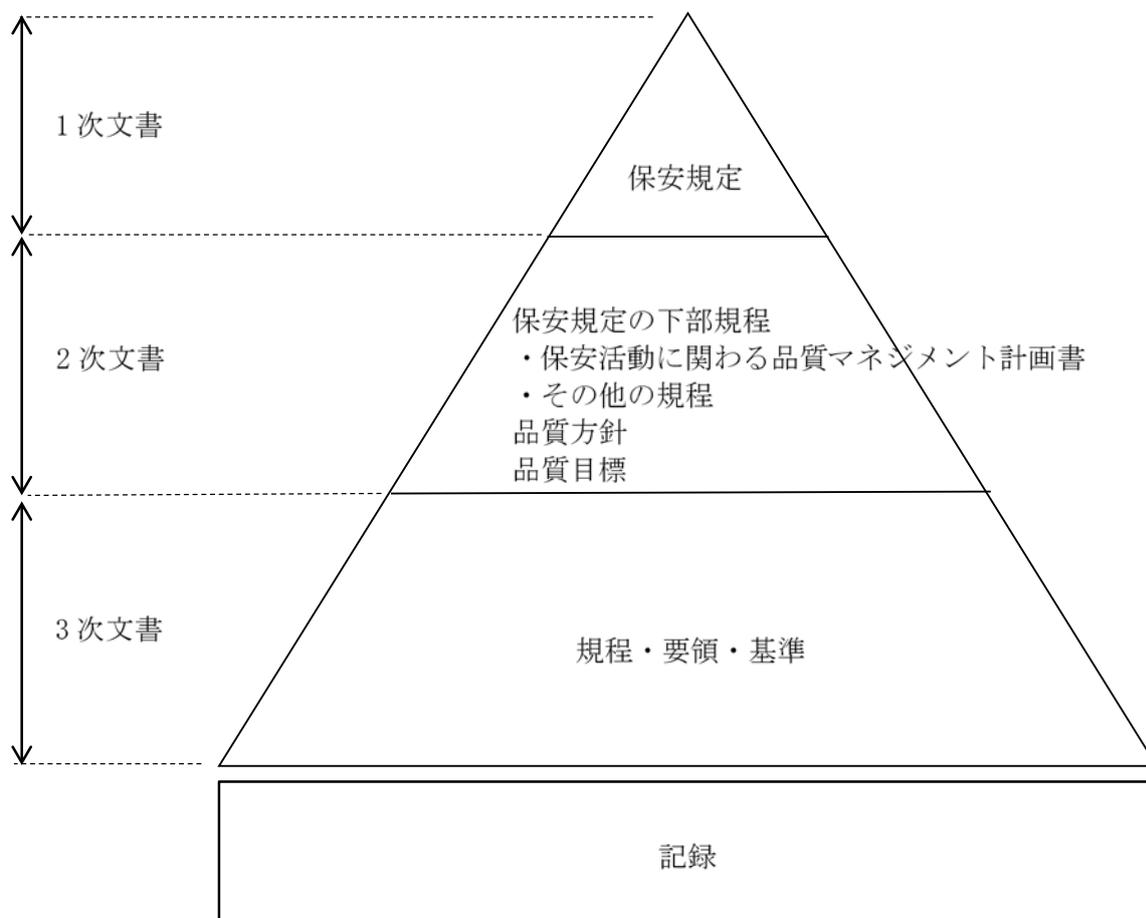


図1 文書体系図

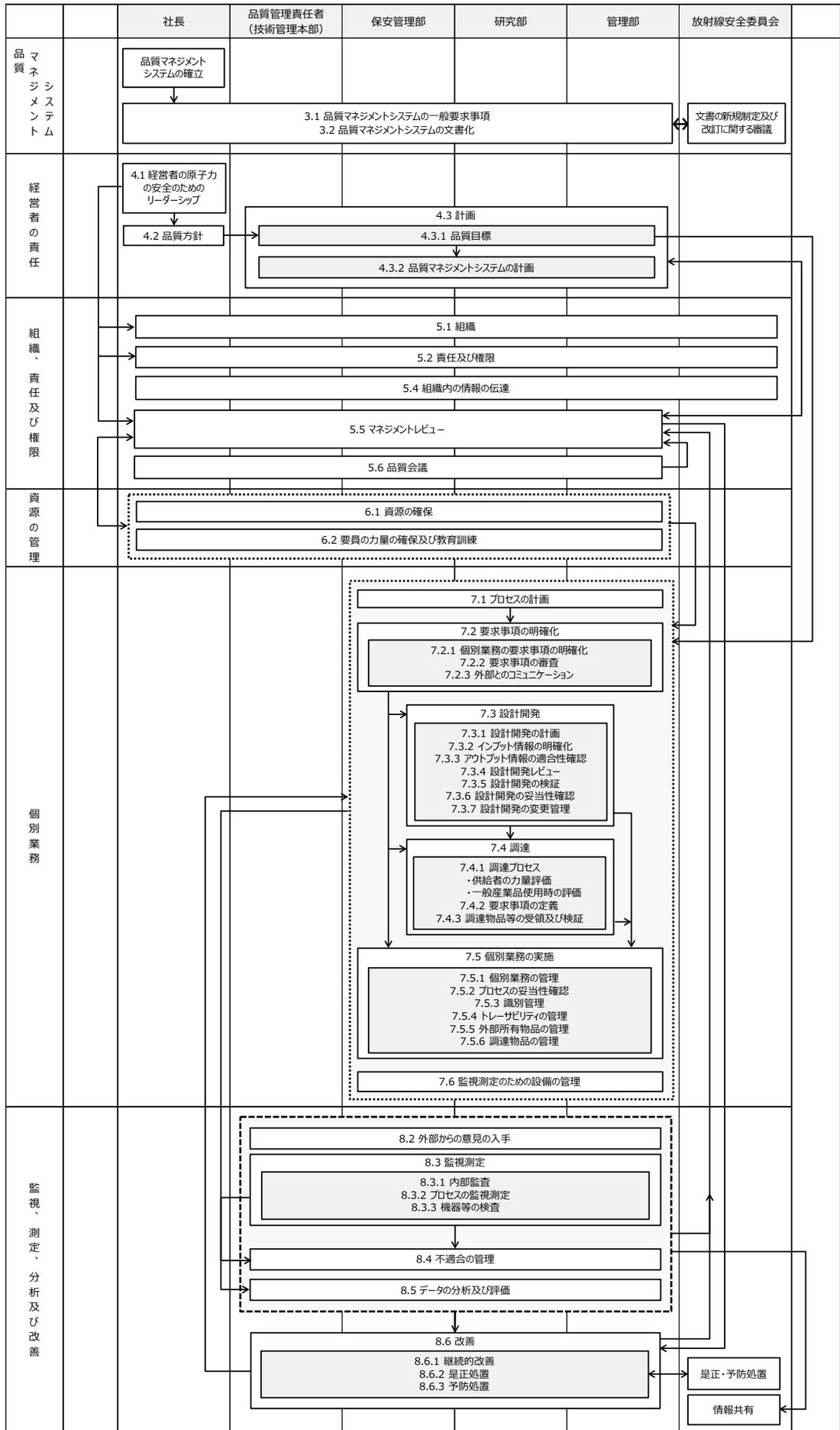


図2 品質マネジメントシステム体系図